

平成26年2月24日 開 会

平成26年3月20日 閉 会

平成26年第1回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

目 次

2月24日（月曜日）第1号

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	3
○欠席議員	3
○欠 員	3
○説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	4
○開 会（午前10時00分）	5
○日程第1 会議録署名議員の指名について	5
○日程第2 会期の決定について	5
○日程第3 諸般の報告について	5
○日程第4 報第1号 専決処分の報告について	5
○日程第5 議第1号から日程第32 議第28号まで	5
林市長提案説明	6
○休 憩（午前10時57分）	18
○再 開（午前10時58分）	18
○散 会（午前10時59分）	19

3月6日（木曜日）第2号

○議事日程	21
○本日の会議に付した事件	23
○出席議員	25
○欠席議員	25
○欠 員	25
○説明のため出席した者の職氏名	26
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	26
○開 議（午前10時00分）	27
○日程第1 質 疑（議第1号から議第28号まで）	27
10番 武藤孝成議員質疑	27

林市長答弁	27
10番 武藤孝成議員質疑	29
林市長答弁	29
10番 武藤孝成議員質疑	29
林市長答弁	29
10番 武藤孝成議員質疑	30
中村健康介護課長答弁	30
10番 武藤孝成議員質疑	30
中村健康介護課長答弁	30
10番 武藤孝成議員質疑	31
林市民環境課長答弁	31
10番 武藤孝成議員質疑	31
江口福祉課長答弁	31
10番 武藤孝成議員質疑	32
江口福祉課長答弁	32
10番 武藤孝成議員質疑	32
渡辺学校教育課長答弁	32
10番 武藤孝成議員質疑	32
渡辺学校教育課長答弁	32
10番 武藤孝成議員質疑	33
佐村生涯学習課長答弁	33
10番 武藤孝成議員質疑	33
佐村生涯学習課長答弁	33
10番 武藤孝成議員質疑	34
佐村生涯学習課長答弁	34
10番 武藤孝成議員質疑	34
棚橋水道課長答弁	34
4番 上野欣也議員質疑	34
宇野副市長答弁	35
4番 上野欣也議員質疑	35
林市民環境課長答弁	36
4番 上野欣也議員質疑	37

江口福祉課長答弁	37
4番 上野欣也議員質疑	37
江口福祉課長答弁	37
4番 上野欣也議員質疑	37
江口福祉課長答弁	37
4番 上野欣也議員質疑	38
江口福祉課長答弁	38
4番 上野欣也議員質疑	38
江口福祉課長答弁	39
4番 上野欣也議員質疑	39
江口福祉課長答弁	39
4番 上野欣也議員質疑	39
江口福祉課長答弁	39
4番 上野欣也議員質疑	40
江口福祉課長答弁	40
4番 上野欣也議員質疑	40
江口福祉課長答弁	40
4番 上野欣也議員質疑	40
江口福祉課長答弁	40
4番 上野欣也議員質疑	41
江口福祉課長答弁	41
4番 上野欣也議員質疑	41
江口福祉課長答弁	41
4番 上野欣也議員質疑	42
林市民環境課長答弁	42
4番 上野欣也議員質疑	42
林市民環境課長答弁	43
4番 上野欣也議員質疑	43
林市民環境課長答弁	43
4番 上野欣也議員質疑	43
林市民環境課長答弁	44
○休 憩（午前10時57分）	44

○再	開（午前11時10分）	44
	6番 杉山正樹議員質疑	44
	関谷総務課長答弁	44
	6番 杉山正樹議員質疑	45
	宇野副市長答弁	45
	6番 杉山正樹議員質疑	46
	谷村産業課長答弁	46
	6番 杉山正樹議員質疑	47
	谷村産業課長答弁	47
	6番 杉山正樹議員質疑	48
	谷村産業課長答弁	48
	6番 杉山正樹議員質疑	48
	谷村産業課長答弁	48
	11番 藤根圓六議員質疑	49
	谷村産業課長答弁	50
	11番 藤根圓六議員質疑	50
	谷村産業課長答弁	50
	11番 藤根圓六議員質疑	50
○休	憩（午前11時34分）	50
○再	開（午前11時34分）	50
	谷村産業課長答弁	50
	11番 藤根圓六議員質疑	51
	関谷総務課長答弁	51
	11番 藤根圓六議員質疑	52
	久保田企画財政課長答弁	52
	11番 藤根圓六議員質疑	53
	久保田企画財政課長答弁	53
	11番 藤根圓六議員質疑	53
	久保田企画財政課長答弁	53
	11番 藤根圓六議員質疑	54
	谷村産業課長答弁	54
	11番 藤根圓六議員質疑	55

長野建設課長答弁	55
11番 藤根圓六議員発言	56
○休憩 (午前11時51分)	56
○再開 (午後1時00分)	56
3番 吉田茂広議員質疑	56
長野建設課長答弁	56
3番 吉田茂広議員質疑	57
関谷総務課長答弁	57
3番 吉田茂広議員質疑	57
宇野副市長答弁	58
3番 吉田茂広議員質疑	58
宇野副市長答弁	58
3番 吉田茂広議員質疑	58
長野建設課長答弁	58
8番 尾関律子議員質疑	59
中村健康介護課長答弁	59
8番 尾関律子議員質疑	60
中村健康介護課長答弁	60
8番 尾関律子議員質疑	60
江口福祉課長答弁	60
8番 尾関律子議員質疑	60
江口福祉課長答弁	60
8番 尾関律子議員質疑	61
中村健康介護課長答弁	61
8番 尾関律子議員質疑	61
中村健康介護課長答弁	61
8番 尾関律子議員質疑	61
中村健康介護課長答弁	62
8番 尾関律子議員発言	62
1番 恩田佳幸議員質疑	62
久保田企画財政課長答弁	63
1番 恩田佳幸議員質疑	63

久保田企画財政課長答弁	64
1 番 恩田佳幸議員質疑	64
宇野副市長答弁	64
1 番 恩田佳幸議員質疑	65
久保田企画財政課長答弁	65
1 番 恩田佳幸議員質疑	66
久保田企画財政課長答弁	66
1 番 恩田佳幸議員質疑	66
谷村産業課長答弁	66
1 番 恩田佳幸議員質疑	67
谷村産業課長答弁	67
1 番 恩田佳幸議員質疑	67
谷村産業課長答弁	67
1 番 恩田佳幸議員質疑	68
谷村産業課長答弁	68
1 番 恩田佳幸議員質疑	69
谷村産業課長答弁	69
1 番 恩田佳幸議員質疑	69
谷村産業課長答弁	70
1 番 恩田佳幸議員質疑	70
谷村産業課長答弁	70
1 番 恩田佳幸議員質疑	71
谷村産業課長答弁	71
1 番 恩田佳幸議員質疑	72
谷村産業課長答弁	72
1 番 恩田佳幸議員質疑	72
谷村産業課長答弁	73
1 番 恩田佳幸議員質疑	73
長野建設課長答弁	73
1 番 恩田佳幸議員質疑	74
長野建設課長答弁	74
1 番 恩田佳幸議員質疑	75

長野建設課長答弁	75
1 番 恩田佳幸議員質疑	75
長野建設課長答弁	76
1 番 恩田佳幸議員質疑	76
長野建設課長答弁	77
1 番 恩田佳幸議員質疑	77
長野建設課長答弁	77
1 番 恩田佳幸議員質疑	78
長野建設課長答弁	78
1 番 恩田佳幸議員質疑	78
長野建設課長答弁	79
1 番 恩田佳幸議員質疑	79
○休 憩 (午後 2 時13分)	79
○再 開 (午後 2 時14分)	79
久保田企画財政課長答弁	79
1 番 恩田佳幸議員発言	80
○休 憩 (午後 2 時15分)	80
○再 開 (午後 2 時30分)	80
佐村生涯学習課長答弁	80
7 番 寺町知正議員質疑	80
森田教育長答弁	81
7 番 寺町知正議員質疑	83
森田教育長答弁	83
7 番 寺町知正議員質疑	84
森田教育長答弁	85
7 番 寺町知正議員質疑	85
棚橋水道課長答弁	85
7 番 寺町知正議員質疑	86
佐村生涯学習課長答弁	87
7 番 寺町知正議員質疑	87
佐村生涯学習課長答弁	88
7 番 寺町知正議員質疑	88

	佐村生涯学習課長答弁	88
○休	憩（午後 2 時56分）	88
○再	開（午後 2 時57分）	88
	7 番 寺町知正議員質疑	88
	林市長答弁	89
	7 番 寺町知正議員質疑	90
	林市長答弁	91
	7 番 寺町知正議員質疑	92
	林市長答弁	92
	7 番 寺町知正議員質疑	93
	林市長答弁	93
	7 番 寺町知正議員質疑	94
○休	憩（午後 3 時16分）	94
○再	開（午後 3 時17分）	94
	林市長答弁	94
	7 番 寺町知正議員質疑	95
	奥田税務課長答弁	95
	7 番 寺町知正議員質疑	96
	林市長答弁	96
	7 番 寺町知正議員質疑	97
	林市民環境課長答弁	97
○休	憩（午後 3 時27分）	97
○再	開（午後 3 時45分）	98
	7 番 寺町知正議員質疑	98
	江口福祉課長答弁	98
	7 番 寺町知正議員質疑	98
	林市長答弁	99
	7 番 寺町知正議員質疑	99
	江口福祉課長答弁	99
	7 番 寺町知正議員質疑	100
○休	憩（午後 3 時53分）	100
○再	開（午後 3 時54分）	100

林市長答弁	100
7番 寺町知正議員質疑	101
林市長答弁	101
7番 寺町知正議員質疑	102
佐村生涯学習課長答弁	102
7番 寺町知正議員質疑	103
佐村生涯学習課長答弁	103
7番 寺町知正議員質疑	104
林市長答弁	104
7番 寺町知正議員質疑	104
○休 憩（午後4時08分）	105
○再 開（午後4時09分）	105
林市長答弁	105
7番 寺町知正議員質疑	105
林市長答弁	105
7番 寺町知正議員質疑	106
江口福祉課長答弁	106
7番 寺町知正議員質疑	107
江口福祉課長答弁	107
7番 寺町知正議員質疑	107
○休 憩（午後4時16分）	107
○再 開（午後4時18分）	107
林市長答弁	107
2番 山崎 通議員質疑	108
林市長答弁	108
2番 山崎 通議員質疑	108
宇野副市長答弁	109
2番 山崎 通議員発言	109
○日程第2 委員会付託（議第1号から議第28号まで）	109
○散 会（午後4時26分）	110

3月17日（月曜日）第3号

○議事日程	111
○本日の会議に付した事件	111
○出席議員	111
○欠席議員	111
○欠 員	111
○説明のため出席した者の職氏名	111
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	112
○開 議（午前10時00分）	113
○日程第1 一般質問	113
1. 12番 影山春男議員質問	113
(1) 第一次山県市総合計画（後期基本計画）について	113
宇野副市長答弁	114
影山春男議員質問	116
宇野副市長答弁	117
影山春男議員質問	117
林市長答弁	118
2. 11番 藤根圓六議員質問	119
(1) 公有財産の有効な利活用についての施策は	119
宇野副市長答弁	120
藤根圓六議員質問	121
宇野副市長答弁	121
藤根圓六議員質問	122
宇野副市長答弁	123
○休 憩（午前10時58分）	125
○再 開（午前11時15分）	125
3. 1番 恩田佳幸議員質問	125
(1) 国道256号高富バイパスの現状と今後の展望について	125
長野建設課長答弁	126
恩田佳幸議員質問	127
宇野副市長答弁	128
(2) 施策の意思決定過程について	128
林市長答弁	131

	恩田佳幸議員質問	134
○休	憩（午前11時56分）	136
○再	開（午前11時58分）	136
	宇野副市長答弁	137
○休	憩（午後0時02分）	138
○再	開（午後1時00分）	138
4.	8番 尾関律子議員質問	138
	（1）成人用肺炎球菌ワクチンについて	138
	中村健康介護課長答弁	139
	尾関律子議員質問	139
	中村健康介護課長答弁	140
	（2）「読書通帳」の導入について	140
	佐村生涯学習課長答弁	140
	尾関律子議員質問	141
	佐村生涯学習課長答弁	142
	尾関律子議員質問	142
	林市長答弁	143
5.	7番 寺町知正議員質問	143
	（1）公務員の違法な選挙運動や地位利用について	143
	関谷総務課長答弁	145
	寺町知正議員質問	147
	宇野副市長答弁	148
	林市長答弁	148
	寺町知正議員質問	149
	宇野副市長答弁	149
	林市長答弁	149
	（2）公共施設の下水未接続を放置してよいのか	150
	林市長答弁	150
	寺町知正議員質問	151
	林市長答弁	152
	（3）市役所横の大規模な安売り店計画の状況	153
	林市長答弁	154

寺町知正議員質問	155
林市長答弁	155
寺町知正議員質問	156
○休憩（午後2時03分）	156
○再開（午後2時04分）	156
林市長答弁	156
○休憩（午後2時05分）	157
○再開（午後2時20分）	157
6. 4番 上野欣也議員質問	157
（1）人件費の削減について	157
林市長答弁	158
上野欣也議員質問	159
林市長答弁	160
（2）都市宣言について	160
林市長答弁	162
上野欣也議員質問	163
林市長答弁	163
（3）放課後児童クラブの充実について	164
宇野副市長答弁	166
上野欣也議員質問	167
宇野副市長答弁	168
上野欣也議員発言	168
○散会（午後3時04分）	169

3月20日（木曜日）第4号

○議事日程	171
○本日の会議に付した事件	175
○出席議員	180
○欠席議員	180
○欠員	180
○説明のため出席した者の職氏名	180
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	181

○開 議（午前10時00分）	182
○日程第1 常任委員会委員長報告	182
○日程第2 委員長報告に対する質疑	184
○日程第3 討 論（議第1号から議第28号まで）	184
1番 恩田佳幸議員反対討論	185
3番 吉田茂広議員賛成討論	185
7番 寺町知正議員反対討論	186
○日程第4 採 決（議第1号から議第28号まで）	192
○日程第5 特別委員会の中間報告について	198
○日程第6 議員の派遣について	200
○閉 会（午前10時52分）	200
○会議録署名者	200

平成26年 2月24日

山県市議会定例会会議録

(第 1 号)

山県市議会定例会会議録

第1号 2月24日（月曜日）

○議事日程 第1号 平成26年2月24日

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報第1号 専決処分の報告について
- 日程第5 議第1号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第6 議第2号 山県市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議第3号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議第4号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議第5号 山県市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例について
- 日程第10 議第6号 山県市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議第7号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議第8号 山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議第9号 山県市法定外公共物の管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議第10号 山県市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議第11号 山県市消防長及び消防署長の資格を定める条例について
- 日程第16 議第12号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議第13号 山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議第14号 平成25年度山県市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第19 議第15号 平成25年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議第16号 平成25年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議第17号 平成25年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

日程第22	議第18号	平成26年度山口市一般会計予算
日程第23	議第19号	平成26年度山口市国民健康保険特別会計予算
日程第24	議第20号	平成26年度山口市介護保険特別会計予算
日程第25	議第21号	平成26年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
日程第26	議第22号	平成26年度山口市簡易水道事業特別会計予算
日程第27	議第23号	平成26年度山口市農業集落排水事業特別会計予算
日程第28	議第24号	平成26年度山口市公共下水道事業特別会計予算
日程第29	議第25号	平成26年度山口市高富財産区特別会計予算
日程第30	議第26号	平成26年度山口市水道事業会計予算
日程第31	議第27号	財産の処分について
日程第32	議第28号	指定管理者の指定について

○本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	諸般の報告について
日程第4	報第1号 専決処分の報告について
日程第5	議第1号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例について
日程第6	議第2号 山口市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について
日程第7	議第3号 山口市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
日程第8	議第4号 山口市職員定数条例の一部を改正する条例について
日程第9	議第5号 山口市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例について
日程第10	議第6号 山口市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第11	議第7号 山口市手数料条例の一部を改正する条例について
日程第12	議第8号 山口市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第13	議第9号 山口市法定外公共物の管理条例の一部を改正する条例について
日程第14	議第10号 山口市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第15	議第11号 山口市消防長及び消防署長の資格を定める条例について

日程第16	議第12号	山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第17	議第13号	山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
日程第18	議第14号	平成25年度山県市一般会計補正予算（第7号）
日程第19	議第15号	平成25年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第20	議第16号	平成25年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第21	議第17号	平成25年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第22	議第18号	平成26年度山県市一般会計予算
日程第23	議第19号	平成26年度山県市国民健康保険特別会計予算
日程第24	議第20号	平成26年度山県市介護保険特別会計予算
日程第25	議第21号	平成26年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
日程第26	議第22号	平成26年度山県市簡易水道事業特別会計予算
日程第27	議第23号	平成26年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
日程第28	議第24号	平成26年度山県市公共下水道事業特別会計予算
日程第29	議第25号	平成26年度山県市高富財産区特別会計予算
日程第30	議第26号	平成26年度山県市水道事業会計予算
日程第31	議第27号	財産の処分について
日程第32	議第28号	指定管理者の指定について

○出席議員（13名）

1番	恩田佳幸君	2番	山崎通君
3番	吉田茂広君	4番	上野欣也君
5番	石神真君	6番	杉山正樹君
7番	寺町知正君	8番	尾関律子君
9番	横山哲夫君	10番	武藤孝成君
11番	藤根圓六君	12番	影山春男君
13番	村瀬伊織君		

○欠席議員（なし）

○欠員（1名）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林 宏 優 君	副市長	宇 野 邦 朗 君
教育長	森 田 正 男 君	総務課長	関 谷 英 治 君
企画財政課長	久保田 裕 司 君	税務課長	奥 田 英 彦 君
市民環境課長	林 早 笑 君	福祉課長	江 口 弘 幸 君
健康介護課長	中 村 孝 君	産業課長	谷 村 勝 美 君
建設課長	長 野 裕 君	水道課長	棚 橋 和 良 君
会計管理者	遠 山 治 彦 君	消防長	横 山 智 君
学校教育課長	渡 辺 千 俊 君	生涯学習課長	佐 村 光 仁 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	竹 村 勇 司	書記	林 強 臣
書記	大 野 幹 根		

午前10時00分開会

○議長（横山哲夫君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、平成26年第1回山県市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（横山哲夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第81条の規定により、議長において、4番 上野欣也君、8番 尾関律子君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（横山哲夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。

本定例会は、本日から3月20日までの25日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日より3月20日までの25日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（横山哲夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成25年12月から平成26年1月に執行した例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

日程第4 報第1号 専決処分の報告について

○議長（横山哲夫君） 日程第4、報第1号 専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項の規定による報告案件ですので、御承知おきください。

日程第5 議第1号から日程第32 議第28号まで

○議長（横山哲夫君） 日程第5、議第1号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴

う関係条例の整備に関する条例について、日程第6、議第2号 山口市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について、日程第7、議第3号 山口市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、日程第8、議第4号 山口市職員定数条例の一部を改正する条例について、日程第9、議第5号 山口市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例について、日程第10、議第6号 山口市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例について、日程第11、議第7号 山口市手数料条例の一部を改正する条例について、日程第12、議第8号 山口市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、日程第13、議第9号 山口市法定外公共物の管理条例の一部を改正する条例について、日程第14、議第10号 山口市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第15、議第11号 山口市消防長及び消防署長の資格を定める条例について、日程第16、議第12号 山口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、日程第17、議第13号 山口市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、日程第18、議第14号 平成25年度山口市一般会計補正予算（第7号）、日程第19、議第15号 平成25年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第20、議第16号 平成25年度山口市介護保険特別会計補正予算（第3号）、日程第21、議第17号 平成25年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）、日程第22、議第18号 平成26年度山口市一般会計予算、日程第23、議第19号 平成26年度山口市国民健康保険特別会計予算、日程第24、議第20号 平成26年度山口市介護保険特別会計予算、日程第25、議第21号 平成26年度山口市後期高齢者医療特別会計予算、日程第26、議第22号 平成26年度山口市簡易水道事業特別会計予算、日程第27、議第23号 平成26年度山口市農業集落排水事業特別会計予算、日程第28、議第24号 平成26年度山口市公共下水道事業特別会計予算、日程第29、議第25号 平成26年度山口市高富財産区特別会計予算、日程第30、議第26号 平成26年度山口市水道事業会計予算、日程第31、議第27号 財産の処分について、日程第32、議第28号 指定管理者の指定について、以上28議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

本日は、平成26年の山口市議会第1回定例会を招集いたしましたところ、早朝から御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、この冬は例年に比べ積雪が少ないと感じておりましたが、今月に入り、本州の南岸を進む南岸低気圧の影響により、関東甲信地方では記録的な大雪となり、交通網が

寸断され、孤立状態となる地域が発生するなど、深刻な被害が発生したところでございます。こうした被害を最小限にとどめるためには、平常時から災害に対する備えが大変重要であると認識したところであり、本市におきましても一層防災体制の充実を図ってまいります。

国においては、一昨年末の政権交代以来、安倍内閣が経済政策として放った3本の矢の効果により円安、株高をもたらすなど、景気も回復傾向にあり、1月の月例経済報告では、景気の基調判断について、前月までの緩やかに回復しつつあるから、緩やかに回復していると4カ月ぶりに上方修正されました。

また、2020年のオリンピック・パラリンピック競技大会の開催地に東京が選ばれ、その波及効果により、景気回復の動きが確かなものになることを期待しております。

しかし、今年4月に消費税が5%から8%に増税される影響も心配されるところであり、さらなる国の経済対策により持続的な経済成長を確保するとともに、増税の影響を受けやすい低所得者への対策を望むものであります。後ほど補正予算及び新年度予算について御提案いたしますが、本市としましても景気が腰折れすることのないよう、各種事業に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

さて、現在建設中の東海環状自動車道西回りルート of 市内区間では本体工事がいよいよ始まりました。平成32年度末までの完成が予定されており、地域の発展に多大な効果を発揮することが期待されております。今後も関広見インターチェンジから（仮称）高富インターチェンジの早期供用開始に向け、要望活動を積極的に行っていくとともに、開通を視野に入れて、本市が元気づくような都市計画などの見直しを初め各種施策を展開してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

さて、本日提案いたしております案件は、条例案件13件、予算案件13件、その他案件2件の計28案件でございます。

それでは、本定例会において御審議いただきます議案の提案説明に先立ちまして、平成26年度の市政運営に関する基本的な考えを申し述べ、あわせて予算案の編成方針につきまして御説明を申し上げます。

初めに、平成26年度の施政方針について御説明申し上げます。

本市は、来年度から、いよいよ県内他市町に先駆けて、地方交付税の合併算定がえが新市としての一本算定にシフトしてまいります。国におきましては、このことによる地方交付税の大幅な減額の緩和措置が検討されてはおりますが、減少は避けられません。

また、平成26年度から消費税率等が引き上げとなって経常経費がかさ上げとなるなど、本市の財政状況は厳しい状況となってまいります。

他方、市債の残高は、平成21年度末には約368億円あったものが来年度末には300億円を切る見込みとなり、一般会計における市債の残高も、平成21年度末には約249億円あったものが来年度末には200億円を切る見込みとなりました。職員数につきましても、合併時から3割ほど減少してきております。起債許可団体からの脱出にはあと3年ほどを要する見込みではありますが、行政改革は極めて順調に進んできております。

さて、東海環状自動車道のインターチェンジ開通も、いよいよ現実的なものとなってまいりました。この時期に手おくれとなることのないように、今こそ各種事業を推進する 때가 やってきたと 感じて います。 そうした ことから、 来年度は、 本市の 都市計画 元年 になる もの と 考えて おります。

また、来年度は、本市の総合計画期間10年の最終年度でもあり、総点検しつつ、総仕上げをしていかなければなりません。同時に、次の第2次総合計画を策定し、多くの市民が、安全で安心して、少しでも幸せに暮らし続けていける持続可能な地域社会づくりを目指して、少子化対策にも力を入れてまいりたいと考えております。

本年度には、水と緑を大切に、活力ある山県市という都市宣言をいたしました。本市が活力を持っていくためには、市内の企業も元気でなければなりません。そのため、引き続き市内企業の支援に力を注いでいくとともに、市民の方々との対話も大切に、市民と企業、自治体等が知恵を出し合い、力を合わせて、より活力ある山県市となっていくよう全力を尽くしてまいり所存でございます。

こうした考え方のもとに、平成26年度の当初予算原案につきましては、前年度と同様、3つの基本的理念のもとで編成することといたしました。

まず1つ目は、対話と共感で、協働の地域づくりでございます。本市の行政サービスを維持向上していくために、8年ぶりに事務職員を新規で採用しつつ、市民の方々の気持ちや能力を生かしていけるような仕組みづくりと取り組み、多様な民間活力を公共サービスに生かしていくことといたしました。

次に、2つ目は、自然と共生し、発展する地域づくりでございます。引き続き、市内の経済需要の拡大のきっかけづくりを目指した山県まちづくり振興券の交付対象事業を拡大する一方、東海環状自動車道の早期整備を促進し、インター開通を見据えた都市計画を推進し、企業支援にも力を注いでいくことにいたしました。また、本市の自然を生かした特産品の振興を初め、地域活性化の施策も推進していくことにいたしました。

3つ目は、次の世代につなぐ、安全・安心の地域づくりでございます。より多くの市民が、より幸せに暮らしていけるよう、支え合いによる地域コミュニティを促進させ、女性や高齢者の能力も生かしていけるような社会づくりを目指していくことにいたしま

した。また、安全のみならず、安心のできる防犯・防災体制の強化も目指していくことにいたしました。

そして、昨年12月には、好循環実現のための経済対策実行のための補正予算として、約5.5兆円の国の一般会計補正予算が発表されました。本市としましては、前年度と同様、いわゆるがんばる地域交付金や社会資本整備総合交付金等を効果的に活用すべく、今般上程いたしております補正予算とともに、13カ月予算として、積極的な予算編成に努めたところでございます。

このように編成いたしました平成26年度の当初予算原案の総額は一般会計が127億7,000万円で、対前年度約1.5%の増、特別会計と企業会計を合わせた総額は221億8,245万2,000円で、対前年度2.9%の増と、国の補助制度等の活用により、積極的な予算にいたしております。

なお、地方債の残高につきましては、特別会計と企業会計を合わせた総合計では、平成23年度末の約344億円が平成25年度末には316億円となり、平成26年度末には10年ぶりに300億円を切る見込みでございます。一般会計につきましても、平成23年度末の約228億円が平成25年度末には206億円となり、平成26年度末には約191億円と、10年ぶりに200億円を切る見込みでございます。このように、順調に減少いたしておりますが、起債許可団体でなくなるには、あと3年ほどはかかる見込みでございます。

それでは、歳出の主な施策につきまして、先ほど申し上げました3つの基本的理念に基づいて説明をさせていただきます。

最初に、対話と共感で、協働の地域づくりでございます。

真の地域主権型社会への構造改革を進めていくためには、不断の行政改革を推進するとともに、透明な行政運営と対話機会の創出により、市民に親しまれる市役所を目指し、少しでも多くの市民の方に共感される行政運営に努めていかなければなりません。

そこで、行財政改革の一環としまして、引き続き、常勤一般職員の給与費を縮減するほか、指定管理者制度を効果的に取り入れてまいります。また、5月からは、毎月第2日曜日には窓口を開庁し、雨天時に車椅子等で来られた方が困られないよう、庁舎のバリアフリー化の改修工事を実施いたします。

市政参加を促進するため、山県市版の事業仕分けや議会放映、市民参画による自治基本条例案と男女共同参画条例案の検討を引き続き進めるとともに、第2次の市総合計画の策定をいたしてまいります。

また、多くの市民生活に重要な役割を担っている公共交通につきましては、高齢者や児童、障がい者の方が市内で完結するバスを利用される場合には、10月以降は無料化に

するとともに、デマンド型交通も視野に入れて、地域住民の方々との協働により、バス利用の促進も進めてまいります。

さらに、東海環状自動車道のインター開通も見据え、本市の均衡ある発展を目指して用途地域等変更調査を実施するとともに、市全域での農業振興地域整備計画を、2年かけて策定してまいります。

次に、自然と共生し、発展する地域づくりでございます。

本市の財産である豊かな自然を生かしつつ、発展する地域づくりを目指していくには、市民はもとより、地域産業が活性化しなければなりません。

そのためにも、市内経済の活性化策の1つであります山県まちづくり振興券について、現在対象となっている10事業を14事業へと拡大し、市内の消費需要を刺激して、市内の店舗、事業所等の活性化を推進してまいります。

便利で快適な生活づくりを目指して、国道と県道の早期整備を働きかけつつ、市道の改良事業につきましても、国の補助金を活用するなどして予算額を大幅に拡大し、地元住民の要望には、なるべく応えられるようにしてまいります。

6次化ネットワーク事業の促進により、市内特産品の販路の拡大を目指すほか、岐阜女子大学とのコラボレーションにより、新たな商品開発も進めてまいります。

また、国の緊急雇用創出事業を活用し、市内製造業における従業員確保のため、高校生等を対象として、市内企業の見学会や合同企業説明会、有給のインターンシップ制度など、キャリア教育コーディネーターによる就職サポートを実施するとともに、企業誘致のための恋洞地内においては、新たな東西道路を新設するようにしてまいります。

野生鳥獣との共生を目指すためにも、国による広範囲での防止柵の助成制度の申請を支援するとともに、国の補助対象外である防草シート等の購入費を市独自で助成してまいります。また、防止柵の設置を推進していくため、ボランティアで設置される方々の消耗品費等として、国の補助額に応じて山県まちづくり振興券を交付するほか、間伐材の処分を促進するため、木の駅プロジェクト補助制度を設け、間伐材の処分量に応じて山県まちづくり振興券を交付するようにしてまいります。

美しい自然環境を保全していくため、生活排水対策推進計画を策定するとともに、新たに女性の環境保全監視員を委嘱するほか、公共下水道事業を推進し、公共施設のつなぎ込みも推進してまいります。

市民の活力を高めるため、多くの市民が力を合わせて世界記録に挑戦しようとする団体への補助金制度を設けるほか、若い男女の出会いの場を創出しようとする婚サポ事業を実施してまいります。また、地域おこし協力隊の人数を増員し、7名の配置を目指し

てまいります。

最後に、次の世代につなぐ、安全・安心の地域づくりでございます。

超高齢化の社会において、暮らしやすい地域を目指していくには、地域コミュニティによる支え合いの仕組みづくりが必須になってまいります。

そこで、買い物不便地域を活性化させるほか、ヘルパー資格等の経費の一部に対して山県まちづくり振興券を交付して、福祉の専門的なスキルを身につけた市民をより多く確保し、福祉施設等での人材の確保と、地域社会における市民力、地域力の強化を目指してまいります。

計画的な福祉サービスの提供を推進するため、高齢者福祉計画、障がい者計画、子ども・子育て支援計画の更新または策定をするほか、少子化対策の強化策として、多岐にわたる子育て支援サービス等のメニューをわかりやすくした子育て応援ガイドを作成してまいります。

豊かな教育環境のまちづくりを目指し、引き続きコラボレーター事業を推進し、教育相談員、生活相談員、学習支援員、教育サポーター、英語指導助手を随所に配置するほか、新たに教育ローンの利子補給制度を創設してまいります。

放課後児童クラブにつきましては、サービスを拡充し、新たに2つの施設では土曜日も開所するようにするとともに、児童1人からでも開所するようにいたします。

引き続き国際交流事業を推進するほか、文化庁の補助制度を活用し、市内の無形文化財振興のための芸術文化振興事業や、本市にゆかりの深い早矢仕有的の企画展を実施してまいります。

健康づくりにつながるスポーツを推進するため、全国大会が開催できるような総合運動場と体育館、伊自良総合運動公園などを除き、学校施設開放も含めて、基本的には、10月以降は使用料を無料化いたします。また、梅原スポーツランドのテニスコートを、市内では初のハードコートへと改修するほか、四国山香りの森公園には、大型のコンビネーション遊具を設置するようにいたします。

市民の健康を守るため、新たに生後6カ月から15歳までの子供と妊婦のインフルエンザ予防接種についての助成制度を設けるほか、特定健診の未受診者へ集中的に電話案内等をし、受診率の向上を目指してまいります。

また、引き続き、自殺予防対策、歯科保健や食育の充実を目指すとともに、地域医療の確保、救急病院の運営として、本市内で唯一の中核病院である岐北厚生病院を支援していくほか、特定不妊治療費に対する補助金制度を創設いたします。

市民の安全・安心を確保していくための施策の1つとして、平成26年度を安全・安心

のまちづくり強化月間とするという考え方のもとに、自治会長さん方の協力を得ながら、市内の暗い箇所へ防犯灯を増設してまいります。また、クリプトスポリジウムが懸念される乾浄水場で、紫外線処理工事を実施いたします。

消防本部には、消防ポンプ自動車の更新に合わせ、新たに化学消防ポンプ自動車を確保するほか、AEDを市内各所に置くには限界がございますので、地域イベント等の開催時に御利用いただけるよう、消防本部に貸出用のAEDを置くようにいたします。また、地域を災害から守るという高い志により、二足のわらじともなっている消防団員に対しましては、新たに防寒着を貸与するなど、地域防災コミュニティの推進にも力を注いでまいります。

地震対策としまして、美山橋の補修設計を作成し、十王橋の補修工事と伊自良支所の耐震補強工事を実施するほか、北山交流センターの耐震実施設計を作成いたします。また、木造建築物の耐震に加え、災害時の避難路確保のため、幹線道路沿いにあります非木造の建築物の耐震診断補助金制度も設けてまいります。

また、当初予算ではございませんが、本市消防体制の強化を図るべく、愛知県日進市と防災時相互応援協定の締結を新年度早々に進めてまいります。

当初予算の説明は以上でございますが、多様な価値観と利害関係が散見される今日、私に課せられた責務の1つには、そうした利害等を調整し、市民と企業、関係団体とが一丸となって、この地域をよくしていく必要があると考えております。そのためにも、私自身の政治理念であります市民の方などとの対話を大切にし、自治会の協力を得て、来年度も市民座談会等を開催してまいります。

ラグビーの基本精神でもあります、1人はみんなのために、みんなは1人のためにとという言葉がございます。より多くの市民の方が、この地域に住んでよかったと思えるような地域にしていくためには、市民一人一人が、そうした意識を持っていただくことが必要ではないかと感じるこのごろでもございます。

今後におきましても、議会を初め、市民の皆様と関係各位の御協力と御支援をよろしくお願いいたしまして、私の来年度に向けての施政方針とさせていただきます。

続きまして、当初予算以外の案件につきまして順次御説明を申し上げます。

初めに、資料ナンバー1、議第1号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、消費税法及び地方税法の改正により、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税が引き上げられることに伴い、山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例のほか29の条例に規定する使用料等について、消費税及び地方消費税の相当額部分の引き上げを行うため改正するものでございます。

次に、議第2号 山口市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例につきましては、西武芸出張所を移設するため改正するものでございます。

次に、議第3号 山口市附属機関設置条例の一部を改正する条例につきましては、新たに教育委員会の附属機関として3機関を設置することに伴い、改正するものでございます。なお、附則におきまして、新たに設置される3機関の委員の報酬について規定するため、山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例を改正いたしております。

次に、議第4号 山口市職員定数条例の一部を改正する条例につきましては、第3次山口市行政改革大綱実施計画及び第3次山口市定員適正化計画に基づき、職員の定数管理につきましては、特殊要因のある保育士、消防職員等を除いて退職者不補充を原則とし、新規採用に当たっては将来における組織運営の安定化等を勘案して最小限とし、新規事業増があっても、部門間での定数調整により職員数の抑制を図ってまいりました。平成25年度当初の職員数は311人で、計画目標の334人を上回る削減となっております。特に平成24年度からの組織改編等による人員の削減と事務事業の増減に伴い、各事務部局の定数及び総数を見直し、合計で規定の368人から44人減らして、324人とする改正を行うものでございます。

次に、議第5号 山口市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例につきましては、国家公務員に準じ、職員の年齢構成の適正化を通じた組織活力の維持等を図る観点から、勸奨退職制度を定年前に退職する意思を有する職員の募集等を行う早期退職募集制度に変更することに伴い、必要な事項を定めるため、新たに条例を定めようとするものでございます。

次に、議第6号 山口市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、行政財産を目的外に使用する場合に徴収する使用料の額に関する規定に消費税及び地方消費税に関する規定を整備するために改正するものでございます。

次に、議第7号 山口市手数料条例の一部を改正する条例につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、危険物の製造所等に係る手数料の額を改正するものでございます。

次に、議第8号 山口市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、道路法の改正に伴い、道路占用料を徴収することができる国の事業に関する規定を削り、政令の改正による引用条項の改正を行い、占用の期間が一月未満の場合の占用料の額に係る規定を追加するため改正するものでございます。

次に、議第9号 法定外公共物の管理条例の一部を改正する条例につきましては、発電のための流水占用の規定及び占有期間が一月未満の場合の占有料の額に係る規定を追加するため改正するものでございます。

次に、議第10号 山県市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、乾浄水場の浄水方法の変更による事業変更認可申請に必要な給水人口及び1日最大給水量を実績に基づいた数値に改めるため改正するものでございます。

次に、議第11号 山県市消防長及び消防署長の資格を定める条例につきましては、消防組織法が改正され、政令で定められた市町村の消防長及び消防署長の資格を市町村条例で定めることとされたことに伴い、この資格を定めるため、新たに条例を定めようとするものでございます。

次に、議第12号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、条文の整理を行うものでございます。

次に、議第13号 山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきましては、消防団員の処遇改善を目的として国の政令が改正されたことに伴いまして、消防団員に対する退職報償金支給額を一律5万円引き上げるとともに、最低支給額を20万円に引き上げるために改正するものでございます。

次に、平成25年度補正予算について御説明申し上げます。

初めに、資料ナンバー3、議第14号 平成25年度山県市一般会計補正予算（第7号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から1億936万1,000円を減額し、その総額を125億8,300万8,000円とするほか、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正をしようとするものでございます。

今般の補正の概要は、国の補正予算を有効に活用しようとするもの、契約差金や実績での減額などでございます。

具体的な内容につきましては、今般、新たに追加しようとするものを中心として、歳出の款ごとに順次御説明申し上げます。

まず、総務費で、美山支所の耐震工事設計委託料154万7,000円は、国の補正予算を活用する前倒し事業で、地域おこし協力隊関係費は、適正な人材確保ができなかったための減額、自主運行バスの補助金は、事業者への国の補助の関係等によるものでございます。

次に、18ページの民生費は、その大半は実績見込みによるものでございますが、福祉台帳システム改修業務委託料129万6,000円の増額は、児童福祉法施行令の改正に対応す

るためのもので、生活保護費の増額は、前年度の精算返還金でございます。

21ページの経常の健康増進728万8,000円は、国の補正予算を活用する未受診者の受診勧奨施策978万8,000円の追加を含んでおります。

臨時の健康増進の増額は、前年度のがん検診推進事業の精算返還金、地域保健費の減額は、県補助の減額によるものでございます。

次、22ページの農業費の山村開発センター耐震工事实施設設計委託料261万3,000円は、国の補正を活用しようとするもの、林業振興費の狩猟免許取得補助金15万円は、新たに3名の方が取得されることによる分、清流の国ぎふ森林・環境基金事業は、県補助の最終採択結果によるものでございます。

24ページの商工費の恋洞新設道路用地買収費は、のり面面積の減少による減額で、企業立地奨励金87万7,000円の増額は、今般、新たな事業所を指定したことによるものでございます。

土木費の道路橋梁維持では、公共下水道の舗装復旧の関係で負担金を減額し、道路新設改良で、社会資本整備総合交付金を効果的に活用するため、事業費の一部を翌年度へ先送りする分と契約差金で調査設計委託料を4,000万円減額いたしております。

消防費は、国からトランシーバーを無償で借り受けられることになったため、その購入費を減額するものでございます。

教育費で、教育センター耐震設計委託145万8,000円、小学校費の委託料468万4,000円と高富、梅原、大桑、伊自良南小学校の各トイレ改修工事費1億4,050万円は、国の補正予算を有効活用しようとするもので、中学校費の工事費の減額は、高富中学校の水道水浸水復旧工事に関する精査後の不用額でございます。

28ページの北山交流センター耐震補強計画委託料520万円の増額、ジョイフル倶楽部耐震工事監理料36万9,000円及び耐震工事費1,120万円の増額は、いずれも国の補正を活用しようとするもので、多目的グラウンド防球ネット改修工事の減額は、工法の見直しと契約差金によるものでございます。

次に、12ページ以降の歳入の概要を御説明申し上げます。

まず、市民税では、給与所得や市内企業の業績向上等によって6,500万円を増額し、地方交付税では、現時点での確定分として3億1,290万3,000円の増額をいたしております。

国庫補助金の地域経済活性化・雇用創出臨時交付金1,003万2,000円の増額は、平成24年度の3月補正で国の緊急経済対策に呼応したことにより追加交付されるもので、その他は、今般の歳出補正に連動しているものでございます。

県支出金は、補正予算に連動するもの、15ページの財産収入3,468万円は、上野平にあ

る市有地売却分でございます。

前年度繰越金では6,117万円増額させ、財政調整基金繰入金を5億7,775万4,000円減額いたしております。

雑入の消防団員退職報償費の減額は、前年度の実績、スポーツ振興くじ助成金の減額は、総合運動場の防球ネットに関するもの、市債は、国の補正予算活用により、学校教育施設等整備事業債9,890万円、公共事業等事業債760万円を増額し、国の通知や契約差金等により、臨時財政対策債、合併特例債、過疎債を減額いたしております。

6ページの繰越明許費の理由の1つは、まちづくり振興券を交付したものの、前年度内に使用されない、または取扱店が年度内に請求してこないと見込まれる分で、そのほかは国の補正予算関連のものなどでございます。

美山支所耐震工事实設計委託は国の補正予算関連、高校生等医療費助成は振興券関連で、福祉台帳システム改修は政令の改正に対応するためのものなどございます。げんき高齢者祝金は振興券関連、地域密着型サービス拠点等整備費補助金は補助対象事業者の事情、出産祝金と新生児出産祝金は振興券関連、働く世代の女性支援のためのがん検診推進と山村開発センター耐震設計は国の補正予算関連、狩猟免許取得と住宅用太陽光発電システム設置は振興券関連でございます。野田第2排水路拡張工事委託、南地内と浦町地内排水路改良工事は、県工事との関係や2次製品の供給不足によるもので、新築祝い金は振興券関連でございます。（仮称）福祉健康広場整備は、農振除外や開発規制、合併特例事業等の総合的な要因を踏まえたもので、第10分団詰所建築・撤去工事は県道との関係、教育センター耐震設計委託料と4つの小学校のトイレ改修工事は国の補正予算関連でございます。白山荘耐震設計委託も国の補正予算関連でございます。全国大会出場者応援金は振興券関連、北山交流センターの耐震補強計画委託とみやまジョイフル倶楽部の耐震工事は国の補正予算関連でございます。

第3表の債務負担行為の追加は、社会体育施設の指定管理として、5年間の協定を結ぶためのものなどございます。

表第4の地方債の変更で、追加は国の補正を有効活用しようとする学校教育施設等整備事業と公共事業等、合わせて1億650万円で、変更は今般の歳出補正に連動しているものなどございます。

次に、31ページの議第15号 平成25年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から30万8,000円を減額し、総額を37億4,489万9,000円にするとともに、新たに繰越明許費の設定をしようとするものなどございますが、補正の趣旨は、決算見込みとの乖離修正でございます。

主な歳入の内容は、前期高齢者交付金1,571万7,000円、繰越金1億5,386万6,000円を増額させ、基金繰入金を1億3,027万8,000円減額しようとするものでございます。

主な歳出は、拠出金、精算返還金等の額が確定的となったことによるものでございますが、国の制度改正に対応、国保データベースシステム改修委託料を追加し、振興券関連では優良家族表彰事業の繰越明許費を設定いたしております。

次に、41ページの議第16号 平成25年度山口市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に49万4,000円を追加し、その総額を26億6,654万9,000円にしようとするものでございます。

その内容は、国の定める介護報酬改正に伴い、介護保険システム改修委託料49万4,000円を追加し、歳入では、その2分の1の国庫補助金等を歳入としているものでございます。

次に、45ページの議第17号 平成25年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から1億8,410万円を減額し、その総額を8億1,433万4,000円とするほか、繰越明許費の設定と地方債の変更をしようとするものでございます。

受益者負担金を実績見込みに補正しつつ、契約差金等により歳入と歳出を減額させ、県工事との関係で繰越明許費を設定いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。

続きまして、その他の案件につきまして御説明申し上げます。

初めに、資料ナンバー1、議第27号 財産の処分につきましては、山口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議決を求めらるものでございます。

本件は、市が所有する笹賀字上野平911番ほか10筆1万7,340平方メートルについて、活用提案型で公募し、審査した結果、岐阜市入舟町4丁目8番地の1、株式会社マルエイから提案がありました太陽光発電事業を採用し、契約金額3,468万円で売却する契約を締結しようとするものでございます。

次に、議第28号 指定管理者の指定につきましては、平成20年度から特定非営利活動法人たかのみスポーツクラブを指定管理者に指定し、管理を行ってまいりました山口市体育施設の指定期間が、平成25年度末で終了いたします。

指定管理者候補者の選定につきましては、現在指定管理者である同クラブの6年間の施設の安全管理や保全管理等の実績、地域社会及びスポーツ推進に精通し、市のスポーツ普及推進の方針を理解し、スポーツ振興に取り組んでいることなどを総合的に勘案し

た結果、公募によることなく当該団体を特定団体として選定すること及びその管理運営計画について、市民の方を中心に構成される指定管理者候補者選定委員会において審査を行っていただいた結果、適正との判断をいただきました。

引き続き指定管理者による管理を継続するとともに、利用者の利便性の向上を図るため、乾運動場と乾体育館を追加した15の体育施設を指定管理の対象施設とし、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間、同クラブを指定管理者に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

失礼しました。

提案説明の中に一部間違いがございましたので、訂正をさせていただきます。

次の世代につなぐ、安全・安心の地域づくりの中の説明の中で、施政方針でございますが、26年度を安全・安心のまちづくりの強化年度を強化月間と、年度と月間の間違いをいたしました。訂正させていただきます。

次に、もう一点でございますが、議第4号の山口市職員定数条例の一部を改正する条例の中で、25年度当初の職員数は311人で、計画目標の、正しくは337人を334人と申し上げましたので、334を337人に訂正させていただきます。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 休憩します。

午前10時57分休憩

午前10時58分再開

○議長（横山哲夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

林市長。

○市長（林 宏優君） もう一点、修正をお願いします。

愛知県の日進市との災害時の相互応援協定でございますが、先ほど私は防災時相互応援協定と申し上げました。災害時相互応援協定でございます。防災を災害に訂正させていただきます。

○議長（横山哲夫君） 御苦労さまでした。

○議長（横山哲夫君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

議案精読のため、あす25日より3月5日までの9日間、休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、あす25日より3月5日までの9日間、休会とすることに決定いたしました。

なお、3月6日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時59分散会

平成26年3月6日

山県市議会定例会会議録

(第 2 号)

山縣市議会定例会会議録

第2号 3月6日(木曜日)

○議事日程 第2号 平成26年3月6日

日程第1 質 疑

- 議第1号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議第2号 山縣市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について
- 議第3号 山縣市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議第4号 山縣市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山縣市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例について
- 議第6号 山縣市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山縣市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山縣市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山縣市法定外公共物の管理条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山縣市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山縣市消防長及び消防署長の資格を定める条例について
- 議第12号 山縣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山縣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第14号 平成25年度山縣市一般会計補正予算(第7号)
- 議第15号 平成25年度山縣市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議第16号 平成25年度山縣市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 議第17号 平成25年度山縣市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 議第18号 平成26年度山縣市一般会計予算
- 議第19号 平成26年度山縣市国民健康保険特別会計予算
- 議第20号 平成26年度山縣市介護保険特別会計予算

- 議第21号 平成26年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第22号 平成26年度山口市簡易水道事業特別会計予算
- 議第23号 平成26年度山口市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第24号 平成26年度山口市公共下水道事業特別会計予算
- 議第25号 平成26年度山口市高富財産区特別会計予算
- 議第26号 平成26年度山口市水道事業会計予算
- 議第27号 財産の処分について
- 議第28号 指定管理者の指定について

日程第2 委員会付託

- 議第1号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議第2号 山口市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について
- 議第3号 山口市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議第4号 山口市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山口市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例について
- 議第6号 山口市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山口市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山口市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山口市法定外公共物の管理条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山口市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山口市消防長及び消防署長の資格を定める条例について
- 議第12号 山口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山口市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第14号 平成25年度山口市一般会計補正予算（第7号）
- 議第15号 平成25年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第16号 平成25年度山口市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第17号 平成25年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

議第18号	平成26年度山口市一般会計予算
議第19号	平成26年度山口市国民健康保険特別会計予算
議第20号	平成26年度山口市介護保険特別会計予算
議第21号	平成26年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
議第22号	平成26年度山口市簡易水道事業特別会計予算
議第23号	平成26年度山口市農業集落排水事業特別会計予算
議第24号	平成26年度山口市公共下水道事業特別会計予算
議第25号	平成26年度山口市高富財産区特別会計予算
議第26号	平成26年度山口市水道事業会計予算
議第27号	財産の処分について
議第28号	指定管理者の指定について

○本日の会議に付した事件

日程第1 質 疑

議第1号	消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例について
議第2号	山口市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について
議第3号	山口市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
議第4号	山口市職員定数条例の一部を改正する条例について
議第5号	山口市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例について
議第6号	山口市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例について
議第7号	山口市手数料条例の一部を改正する条例について
議第8号	山口市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
議第9号	山口市法定外公共物の管理条例の一部を改正する条例について
議第10号	山口市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
議第11号	山口市消防長及び消防署長の資格を定める条例について
議第12号	山口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
議第13号	山口市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の

一部を改正する条例について

- 議第14号 平成25年度山口市一般会計補正予算（第7号）
- 議第15号 平成25年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第16号 平成25年度山口市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第17号 平成25年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第18号 平成26年度山口市一般会計予算
- 議第19号 平成26年度山口市国民健康保険特別会計予算
- 議第20号 平成26年度山口市介護保険特別会計予算
- 議第21号 平成26年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第22号 平成26年度山口市簡易水道事業特別会計予算
- 議第23号 平成26年度山口市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第24号 平成26年度山口市公共下水道事業特別会計予算
- 議第25号 平成26年度山口市高富財産区特別会計予算
- 議第26号 平成26年度山口市水道事業会計予算
- 議第27号 財産の処分について
- 議第28号 指定管理者の指定について

日程第2 委員会付託

- 議第1号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議第2号 山口市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について
- 議第3号 山口市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議第4号 山口市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山口市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例について
- 議第6号 山口市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山口市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山口市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山口市法定外公共物の管理条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山口市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山口市消防長及び消防署長の資格を定める条例について

議第12号	山口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
議第13号	山口市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
議第14号	平成25年度山口市一般会計補正予算（第7号）
議第15号	平成25年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議第16号	平成25年度山口市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議第17号	平成25年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
議第18号	平成26年度山口市一般会計予算
議第19号	平成26年度山口市国民健康保険特別会計予算
議第20号	平成26年度山口市介護保険特別会計予算
議第21号	平成26年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
議第22号	平成26年度山口市簡易水道事業特別会計予算
議第23号	平成26年度山口市農業集落排水事業特別会計予算
議第24号	平成26年度山口市公共下水道事業特別会計予算
議第25号	平成26年度山口市高富財産区特別会計予算
議第26号	平成26年度山口市水道事業会計予算
議第27号	財産の処分について
議第28号	指定管理者の指定について

○出席議員（13名）

1番	恩田佳幸君	2番	山崎通君
3番	吉田茂広君	4番	上野欣也君
5番	石神真君	6番	杉山正樹君
7番	寺町知正君	8番	尾関律子君
9番	横山哲夫君	10番	武藤孝成君
11番	藤根圓六君	12番	影山春男君
13番	村瀬伊織君		

○欠席議員（なし）

○欠員（1名）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林 宏 優 君	副市長	宇 野 邦 朗 君
教育長	森 田 正 男 君	総務課長	関 谷 英 治 君
企画財政課長	久保田 裕 司 君	税務課長	奥 田 英 彦 君
市民環境課長	林 早 笑 君	福祉課長	江 口 弘 幸 君
健康介護課長	中 村 孝 君	産業課長	谷 村 勝 美 君
建設課長	長 野 裕 君	水道課長	棚 橋 和 良 君
会計管理者	遠 山 治 彦 君	消防長	横 山 智 君
学校教育課長	渡 辺 千 俊 君	生涯学習課長	佐 村 光 仁 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	竹 村 勇 司	書記	林 強 臣
書記	大 野 幹 根		

午前10時00分開議

○議長（横山哲夫君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 質疑

○議長（横山哲夫君） 日程第1、質疑。

質疑は、2月24日に議題となりました議第1号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例についてから議第28号 指定管理者の指定についての28議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

通告順位1番、武藤孝成君。

○10番（武藤孝成君） それでは、議長の許可を得ましたので、通告により質疑をいたします。

1点目ですが、議第18号、一般会計予算及び議第24号、公共下水道事業特別会計予算給与費明細についてお尋ねします。

予算書の176ページ及び304ページのウ、級別の標準的な職務内容及び級別職員数の職員数について市長にお聞きします。

平成24年及び平成25年12月1日現在の行政職の職員数の比較がされておりますが、一般会計の平成24年の7級は5人、公共下水道会計の7級は1人となっておりますが、この6人は組織改正による部長職から課長職になった職員と思っておりますが、その6人のうち5人は昨年3月31日に退職しており、7級に残ったのは1人と思っております。なのに、平成25年では7級に4人が昇級したと思っておりますが、市長は人件費削減のために部長職を廃止しましたが、なぜ今回昇級したのか。

また、7級は困難な業務を行う課長の職務となっているが、困難な職務とはどのような業務かお尋ねをいたします。

○議長（横山哲夫君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

私、選挙の公約によりまして、時流の行政課題に即応しつつ、スリムで簡明な組織機構への見直しを掲げまして、平成24年度から部長制度を廃止いたしました。

23年度以前の部長制におきましては、山口市職員の初任給、昇格、昇給等に関する条例第3条に規定する級別職務分類表では7級制度をとっており、現在も同様に7級制度をとっております。

これは、部長制度は廃止したものの、部長制廃止後の課長の職務に、部長制廃止前の複数の課を所管しながら、部長制廃止前の課長が行っていた職務に加え、議会对応など旧部長が行っていた職務も含まれることから、その職責は増しているものと考えております。

そうしたことから、地方公務員法第24条では、職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならないと規定する職務給の原則に基づきまして、引き続き、この7級制を残したものであります。

また、議員御指摘のとおり、25年度に6級から7級へ昇格した職員は4名でございます。この7級の職務内容にある困難な職務とは、職務の難易さ、あるいは複雑さ及び責任の度合い等を総合的に勘案して判断するとともに、6級から7級への昇格基準には勤務評定の結果も踏まえて判断しております。

そこで、先ほど人件費の抑制を目的としたということでございますけれども、実際にどういった人件費の抑制がなされたかということを説明させていただきますと、まず、今回4人を昇格させたことに伴います費用は、給料ですとか期末・勤勉手当、退職手当の負担金ですとか共済費を含めまして、4人分で127万円ほどでございます。

それに対しまして、23年度から24年度に部長制を廃止したことに伴う人件費の削減額は、23年度におきましては9の部がございまして、次長が1人おりました。そこに10人配置しておりましたし、21の課がございました。合計をいたしますと、31人で部長職、課長職の職務を行っていたわけでございますが、24年度からはこれを、同じ職務が31人が17の課長職によって分担されているわけでございます。そこで14人の職員の削減が図られたということです。

この14人分をお金に換算いたしますと、部長職、課長職は給料が高いものですから、そうではなくて、山州市の平均の給与、それは給与ですとか先ほどの共済とか退職手当の負担金も含めまして、24年度決算では1人当たり688万円ほどの、これは平均の人件費の総額でございますけれども、その分が14人分でございますから大体9,632万円になりますし、そして、管理職手当、部長職は6万6,400円でございますが、課長職は4万1,600円です。この差が2万4,800円あるわけでございますが、その9人分の人件費といたしますと267万円になります。合計をいたしますと9,899万円、約1億円ほどでございます。

部長制度を削減したことによりまして、人の配置が、特に24年度につきましては管理職、課長と部長、そしてその他の実務を行う職員と比較いたしますと、24年度につきましては、まだ一般の職務を行う職員に配置したような状態でございます。そういったことから、非常に大きな1億円ほどの給与の削減がこれからも見込めるわけございま

して、私は、これは究極の行政改革だと思っております。

特に山口市のように、起債の一番多い状況でございますし、それから、合併の算定がえが、これから5年間で大体10億円ほど交付税が減ってくるということでございます。そういったときに、本当に職員には大変申しわけないという気持ちで英断を下したわけでございますが、そういった形でこの部長制度を廃止しているものでございます。

そして、これはこのまま7級制度を維持することが、先ほど御説明しましたように、大きな財政的な負担になるものではないと考えております。また、そして今年度、25年度につきましては、職員もかなり多く減っておりますので、この部長制度を廃止しなかった場合には今の職員体制は、25年度の職員体制は維持できなかったものと考えております。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 武藤孝成君。

○10番（武藤孝成君） 今説明いただきましたが、これで今の部長制度をなくして、課長級というのは今度はどんどんふえてくるんじゃないかと。7級というと、部長の格はないんだけど、課長としてはこれからどんどん皆さんを昇級させるおつもりがあるのか。要するに、困難な仕事という業務というのが責任においてやっぱり職員にどえらい負担がかかってくると思うんですが、それを分散するには課長級がもっとどんどんふえるということですね、7級が。そういうことは、市長は考えておられますか。

○議長（横山哲夫君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 今の課長の職を分散させるという思いはございません。今の課の体制を変えようという思いはございませんし、そして、7級を限りなく、大体それぞれのバランスが示されておりますし、今以上にそれほど大きく7級への昇格をするという、先ほど言われましたようにどんどんとかそういった状況にはありませんし。そして、全体のバランスは決められておりますので、その範囲内で行っていくわけでございますが、この7級の等級の職員、課長級の職員が大きくふえるということとはございません。

○議長（横山哲夫君） 武藤孝成君。

○10番（武藤孝成君） 今の市長の考えはよくわかりましたが、この4人の昇級というのは、当時庁舎内の人だけだったと思うんですが、出先機関にも課長級の人がいたんですが、その人たちの検討はどういうふうにされたかということだけお聞かせ願いたいと思います。

○議長（横山哲夫君） 林市長。

○市長（林 宏優君） これは全体の中で7級への昇格を行っているものでもございます

し、出先機関という、そういった思いで検討したことはございませんけれども、あくまでもこの中の、課長職の中からという思いでこの4名につきましては昇格をいたしました。

○議長（横山哲夫君） 武藤孝成君。

○10番（武藤孝成君） やっぱり職員さんも一生懸命今までやってきて、部長制度をここで切られたので、銭の関係では納得しますけど、やっぱり部長職があつて……。

○議長（横山哲夫君） 武藤君、質問をかえてください。

○10番（武藤孝成君） わかりました。

そんなふうをお願いしておきまして、次の質問に移ります。

それでは、議第18号、一般会計予算、概要の20ページ、高齢者福祉計画策定業務委託200万円の内容の説明を健康介護課長に求めます。

○議長（横山哲夫君） 中村健康介護課長。

○健康介護課長（中村 孝君） 御質問にお答えします。

高齢者福祉計画策定業務委託料の内容でございますが、これは、現在の第5期山県市高齢者福祉計画の期間が平成24年度から平成26年度までとなっており、新たに第6期の山県市高齢者福祉計画、期間は平成27年から平成29年までの3年間の計画を平成26年度に策定しなければなりません。

この計画は、老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉計画と、介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画を一体的に策定するもので、この計画では、高齢者福祉事業の総合的な計画、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けた在宅医療、介護連携の取り組み、地域包括ケアシステムの構築など、中長期的な視野に立った施策の展開などが求められております。

具体的には、高齢者の現状把握の分析、高齢者施策等の現状と課題整理、介護保険の給付実績の分析、介護保険サービスの見込み量の推計、介護保険料の設定などを検討し、第6期計画を策定する予算でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 武藤孝成君。

○10番（武藤孝成君） 事務的な委託料ということですかね、これは。

○議長（横山哲夫君） 中村健康介護課長。

○健康介護課長（中村 孝君） 実際には業者に資料分析等々をやっていただくこともありますけれども、今回このほかに高齢者福祉計画策定委員の報酬等々も上げてございすけれども、年おおむね6回ぐらい委員会を開きまして、その中で皆さんの意見を拾い

ながらつくっていくものでございます。

○議長（横山哲夫君） 武藤孝成君。

○10番（武藤孝成君） よくわかりました。

それでは、次に、議第18号、一般会計予算、概要の23ページ、生活排水対策推進計画策定業務委託料49万7,000円について、市民環境課長にお尋ねをいたします。

○議長（横山哲夫君） 林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） 御質問にお答えいたします。

生活排水対策推進計画は、水質汚濁防止法第14条の8の規定に基づき、都道府県が生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認める区域を生活排水対策重点地域として指定しまして、指定された市町村において策定します。本市は、合併前の3町村が平成4年3月に第2次の長良川中流域の重点地域として指定されまして、平成5年度に旧3町村ごとに策定しております。

本計画は、国の指針により目標年次をおおむね20年とし、10年を中間年次として設定することが望ましいとされており、既に20年が経過しております。関連する計画として、廃掃法に基づき、平成23年度に一般廃棄物処理計画の中で生活排水処理基本計画を策定しており、この計画をもとに生活排水の適正処理を推進しておりますが、県より、根拠法令が異なることや、第1次から第3次指定流域で未策定の市町村は速やかに策定または見直しをするよう指導を受けまして、26年度に見直し策定をするものでございます。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 武藤孝成君。

○10番（武藤孝成君） 見直しということで、予算を立てられてやるということで。わかりました。

それでは、次、議第18号、一般会計予算、概要の24ページの緊急雇用創出事業、買い物不便地域活性化事業の600万。具体的にどの地域が一番そういうものを必要としているか御説明願います。

○議長（横山哲夫君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） お答えいたします。

買い物不便地域活性化事業につきましては、緊急雇用創出事業の補助金を使いまして、市内の山間部等でございますけれども、特に今小売店の減少や高齢化によりまして日常の買い物に不便を来しているという地域が事実ございます。その中には民間の方が実際に小売をされておるといふこともございます。この事業の中におきましては、地域の調

査、どういう地域が買い物が不便で移動販売等を必要としておるかということの調査も含めまして、推進員2名が研修を行いながら地域の調査、それと、どういう場所で行うか、販売商品はどのようなものにするかということ調査研究する研修も含めた事業でございます。

ですから、今のところどこという限定はしておりませんが、そういう地域がどこにあるかということも含めて調査しながらやっていくというものでございます。

基本的には、現在やってみる方、民業の圧迫にならないというところを主に今後事業につなげていくという予定でございます。

以上です。

○議長（横山哲夫君） 武藤孝成君。

○10番（武藤孝成君） 今、2名の方を育成するというところで、この人たちの費用とか、そういうものに600万が当たっているわけですか。

○議長（横山哲夫君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） はい。事業の費用のほか、人件費と調査等に係る研修費というものでございます。

○議長（横山哲夫君） 武藤孝成君。

○10番（武藤孝成君） それでは、次へ参ります。

議第18号、一般会計、これも概要の30ページですが、スクールバス購入、1台700万ですが、これはどこの地域の補充ですか。学校教育課長にお伺いします。

○議長（横山哲夫君） 渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺千俊君） 主に美山地域の子供たちを、遠距離通学者ですね、この送迎に当たっておりますが、それだけではございませんで、市内の小中学校におきまして、例えば社会見学等社会科の見学、あるいは音楽会の折等にも使わせてもらっています。

それから、特別支援学級に通う子供たち、そして本巣支援学校に通う子供の送迎にも充てております。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 武藤孝成君。

○10番（武藤孝成君） 子供がふえたということはないんですが、今までのバスで足りなくなったから補充するということなんですか。

○議長（横山哲夫君） 渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺千俊君） 児童・生徒がふえたということではございませんで、現

在6台のスクールバスを運用しております。昨年度は45人乗りの3号車を購入しておりますけれども、今回は5号車の29人乗りの四輪駆動マイクロバスを予定しております。これは平成9年に購入しております、17年目を迎え、走行距離が約21万5,000キロというようになっており老朽化が激しいです。それで更新するというところでございます。

○議長（横山哲夫君） 武藤孝成君。

○10番（武藤孝成君） よくわかりました。

次に、議第18号、一般会計予算の概要32ページ、梅原スポーツランドテニスコート改修工事3,313万1,000円の内容について説明を願います。

○議長（横山哲夫君） 佐村生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐村光仁君） 御質問にお答えします。

現在、砂入り人工芝である梅原スポーツランドテニスコートは、老朽化が進み、毎年一部分を補修しています。補修部分は継ぎはぎにより段差が生じ、また、コートの毛足も短くなり、利用者が滑ったり、転倒するおそれもあります。

今回、県メモリアルセンターでも採用され、山口市では初めての本格的コートであるハードコートを施工することにより、競技人口の増加が期待されると思われま。ハードコートは、セメントやアスファルトを基礎路盤にして、合成樹脂などでコーティングされてつくるコートでございます。

ハードコートの面積は2面で1,500平米で、現在のテニスコートの全面改良を考えています。そのほか、周囲のフェンス金網延長157メートルの改修、ネットポスト2対で、事業費の内訳は工事費3,070万円、設計監理委託費243万円でございます。

補助金として、t o t oのスポーツ振興くじ助成金を予定しております。

○議長（横山哲夫君） 武藤孝成君。

○10番（武藤孝成君） 老朽化ということで、今までの使用率、それと、これからハードコートになったらどうだという、そういう要望があったのかどうかということもお聞きしたいと思います。

○議長（横山哲夫君） 佐村生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐村光仁君） このコートは、先ほども言いましたけれども、老朽化が進みまして、継ぎはぎだらけになり、また、危険なところも出てきましたもので、今回改修するというようになっております。

使用の状況につきましては、今ここには資料がございませんけれども、よく使われております。

○議長（横山哲夫君） 武藤孝成君。

○10番（武藤孝成君） 要望があったかとかということは別になかったですか。

○議長（横山哲夫君） 佐村生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐村光仁君） 私のほうで見まして、老朽化が激しく進んでいますので、改修に踏み切りました。

○議長（横山哲夫君） 武藤孝成君。

○10番（武藤孝成君） それでは、次に、最後になりますが、議第18号、一般会計予算、概要の39ページですが、乾浄水場の紫外線処理設備工事6,782万の内容について。

昨年、設計の予算が出ましたんですが、これ、ちょっとわかりにくいところがありましたので、それを含め施工委託料の内訳をよろしくお願ひしたいと思います。

水道課長、お願いします。

○議長（横山哲夫君） 棚橋水道課長。

○水道課長（棚橋和良君） 御質問にお答えします。

美山上水道の乾第1水源地の原水の水質検査において、昨年度、耐塩素性病原生物クリプトスポリジウム等が混入するおそれがある指標菌の大腸菌が検出されたことにより、その対策として、国が作成した水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に基づき、現在の乾浄水場の建屋の中に紫外線処理設備を設置する工事でございます。

事業費は、工事費に6,199万2,000円、施工監理業務委託費に583万2,000円、合わせて6,782万4,000円を予算計上しております。

工事の内容につきましては、機械設備工事として紫外線照射装置を2基設置、電気設備工事として紫外線処理制御盤、場内配線工事等を、配管工事として紫外線回り及び場内の配管工事を行うものでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 以上で武藤孝成君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位2番、上野欣也君。

○4番（上野欣也君） それでは、通告書に沿って何点かお尋ねをいたします。

まず最初に、議第28号 指定管理者の指定について、資料1の47ページ。

先般の説明で、指定管理者選定委員会に諮って適正だと判断したという説明がございましたけれども、その適正と判断した具体的な内容についてお尋ねをいたします。

あわせて、指定期間5年といいますと、指定管理者制度そのものの意義ということからいって、サービス低下と経費効率化が図りにくいということにつながるのではないかと。

5年間とした長い期間を指定した根拠についてお尋ねをいたします。

○議長（横山哲夫君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） お答えします。

指定管理者制度につきまして、具体的な理由としましては、まず、第1点としまして、NPO法人たかのみスポーツクラブにおきましては、市内唯一の総合型地域スポーツクラブとして、子供から高齢者まで幅広い年齢層の方々にスポーツに参加できる環境を提供していくと。そして、市のスポーツ普及推進の方針を十分理解しているという点と、2点目には、過去6年間、指定管理者制度により施設の管理運営を行っております。その実績は、管理状況が極めて良好で、利用者の満足度も良好でございます。また、このクラブは、トレーニング指導や利用者相談、そして休館日の廃止をしまして利用日数の拡大等を行いまして、利用者の利便性と増加を図っている点でございます。

3点目に、このクラブ、営利を目的としない公益性の高い団体でございまして、全国レベルの選手を招きまして、スポーツ教育や講演会などを自主的に開催しております。近年では、全日本女子バレーボール選手団による紅白試合、そして、卓球の石川佳純選手を招いてのトークショー等を開催しまして、子供や市民から好評を得ていると。また、今後もこのような事業が継続されると期待しているところでございます。

4点目は、専属スポーツプログラマーやリーダーが配置されておきまして、個々に適切な指導を行いまして、利用者の利便性が向上しているというような点を評価しまして、選定したところでございます。

次に、指定期間を5年としたわけでございますが、過去2期の実績において、指定管理者の創意工夫により利用者の利便性が向上し、サービスの向上や利用者数の増加等が図られ、また、安全管理や施設の保全管理等その責務も十分に果たされているので、さらなるサービスの向上と利用者の増加を長期的な観点から図るために5年間としたところでございます。

なお、26年度からはこの指定管理者の業務監査制度を導入して、各年度ごとに業務の遂行状況等を査定していきたいと考えております。

以上です。

○議長（横山哲夫君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） 少し要望だけしておきますが、伊自良の総合グラウンドでございますけど、昨年も今年度も市民運動会を開く前に、非常に管理が悪いということで、体育指導委員のほうから私のところへ苦情が来ておきまして、私も見に行きましたけれども、大変草が生えている、大きくなっている。支所へ管理場所かどうか確認してくれと言いましたら、確認した結果、管理場所であるという返事をいただきました。だから、市民運動会前にきちんとできないかと、10日ぐらい前でしたけど、そうしましたら早速

やりますわということで、シルバー人材センター、そこへ頼んでその人がやるということでしたので、私も当日そこへ行って確認をしました。きれいになったのでございますけど、管理上、そういうものの管理がきちんとできているかどうかというのは、現場を確認しながらやっていかないと、なかなか机上では管理が完全だというふうになってまいりますので、割と市民の評判はよくないんですね、管理がよくないということで。

その辺をあわせて、きちんと現場を確認しながら進めていただくことを要望しておきます。

2点目に移ります。

補正予算関係で、資料3のページ18、福祉医療一般3,997万3,000円減額になっております。扶助費の子ども医療費、重度心身障がい者医療費の不用額が、私は大きいのではないかと考えておりますが、それは予算査定時と実績の違いが要因になっているかどうかということ。

それは、資料4の予算のページ72を見ますと、この扶助費とも関連してきますけど、前年度と比べまして4,661万9,000円ほど減額しております。その内容についてお尋ねをいたします。

○議長（横山哲夫君） 林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） 御質問にお答えいたします。

福祉医療費の扶助費は、医療機関の窓口で自己負担のない現物給付方式で医療費を支出しており、翌月に本市に請求をされ、全額を医療機関に支払っております。当初予算の策定に当たっては、受給者の診療内容によって毎回医療費が異なってくることから予測が困難で、過去3年間の支出額の推移をもとにして計上しました。特に減額の大きい重度心身障がい者の医療費は、対前年の約4%の上昇、923万7,000円の増を見込んでおりましたが、高齢者の1割負担者の増加や限度額精算の適用等における窓口自己負担分が減少したことが要因と考えられます。

また、子ども医療費では、過去2年間の支出額の推移をもとに約24%、1,497万1,000円の増加を見込んでおりましたが、平成23年4月からの助成枠の拡大による、小学1年生から中学3年生までの入院、外来における医療費の実績データが少ない状況の中で扶助費を見込みましたので、1件当たりの医療費を見ますと、当初2,700円に対し2月末現在の実績では2,260円と減少傾向が見られることから、不用額を減少させていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） よくわかりますけど、大変御苦労も多いと思いますけど、できるだけ幅は狭いほうがいいわけでございますので、また御尽力いただきたいと思います。

3点目、補正関係で、資料3のページ20、児童福祉費の保育園、臨時保育士が確保できなかったという説明ではなかったかと思いますが、違っておたらごめんなさい、不用額が1,000万。確保できなかったので、実際にはどのように対応されたのでしょうか。

○議長（横山哲夫君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） お答えいたします。

当初予算におきましては55人の雇用を見込んでおりましたけれども、実際には、月に平均いたしまして、大体平均48人という結果でございました。こうした中、保育士の絶対数が確保できなかったということで、雇用しておる現場の保育士の中でやりくりをしてきたというのが現状でございます。このために、正規あるいは臨時の職員に対してある程度負担がかかっておったということでございます。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） 現在、臨時保育士は確保がかなり難しいという現状かどうか、その辺、内容的にはどうなっていますか。

○議長（横山哲夫君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） お答えいたします。

臨時保育士の確保は非常に難しいというのが現状でございまして、今現在、市におきましても、ハローワークでの求人、それから市のホームページ、あるいは保育士間の口コミ、それと、昨年県のほうにできました保育士・保育所支援センター等も活用しながら随時保育士の確保に努めております。

以上です。

○議長（横山哲夫君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） これは子育て支援とも深くかかわってきますので、ぜひよろしくお願いをします。

次に、一般会計のほうへ移らせていただきまして、資料4、ページ65、地域福祉推進事業、福祉を担う人づくり推進事業140万ですが、資料4—2に、ページ19、ヘルパー等資格取得費助成事業というふうに載っておりますが、これ、資格を取得した後のヘルパーへの任用とかそういったものを考えていらっしゃるのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（横山哲夫君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） お答えいたします。

ヘルパー等の資格取得助成事業でございますけれども、これにつきましては、福祉を担う人づくりの一環として、福祉サービスを支える人材の確保と定着を図るということを目指してございまして、市民の方で資格取得をされた方に対し助成することを趣旨としております。一般のサービス事業所等への就職に有利になるのではないかとというふうにご考えております。

以上です。

○議長（横山哲夫君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） わかりました。

次の質問です。

資料4のページ66、社会福祉総務、工事請負費、ドーム防風シート設置工事150万、工事内容についてお伺いをいたします。

○議長（横山哲夫君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） お答えいたします。

ドーム防風シート設置工事につきましては、伊自良のふれあいドームのドーム西側、駐車場に面しておる部分でございますけれども、この部分につきましては、手動式でございますけれども、全面的にシートが開閉できるようにするとともに、その部分のシート自体も破損等がございますので、新たに新調するというものでございます。

延長にいたしまして、長さが約53メートルほど、それと高さが2.25メートルという予定でございます。

以上です。

○議長（横山哲夫君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） これ、1週間ぐらい前に夏まつり実行委員会の副会長が私のところへおいでになって、シートはどういうふうになっておるといふ話でございましたが、市長にも要望してございまして、夏まつりのときに大変、今まで業者に依頼しないと上げ下げができないということで非常に不便を感じていたということでございまして、ぜひ、今手動式ということでございますけれども、素人でも、素人と言ったらおかしいんですけど、手なれた者だったら動けるようなことをきちんと考えて設置していただかないとまた困難が生じると思っておりますので、よろしく願いをしておきます。

次、同じく一般会計予算のページ67、臨時福祉給付金給付事業、給付金1億130万5,000円、これは国の方針によるということで新しい内容かと思っておりますので、その概要についてお尋ねをいたします。

○議長（横山哲夫君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） お答えいたします。

臨時福祉給付金につきましては、本年4月の消費税率引き上げに際しまして、低所得者に与える負担の影響に鑑み、低所得者に対する適切な配慮を行うというものでございます。平成26年1月1日が基準日で、住民基本台帳に記録され、市町村民税の均等割が課税されていない方が対象となりますが、そのうち、市町村民税の均等割が課税されている方の扶養親族の方、それと生活保護制度で対応される被保護者の方、それと児童手当の受給者は対象外となります。

給付額は1人につき1万円でございますが、老齢年金、障害基礎年金等の受給者など一部の方につきましては、1人につき5,000円が加算されるというものでございます。

以上です。

○議長（横山哲夫君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） わかりました。

続いて、70ページ、高齢者在宅福祉、公用車購入200万円。これ、内容的に、公用車はどのような場合に利用するということが想定されているのか、運転手はどういう方がされるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（横山哲夫君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） お答えいたします。

高齢在宅福祉、公用車購入につきましては、当市の外出支援事業に利用するものでございます。外出支援事業は、居宅で日常生活を営むことに支障のある方に対しまして、専用車両を用いて医療機関への送迎を行うという事業で、月2回までということで行う事業でございます。

今回の車両は外出支援事業に利用するというもので、現在、事業を社会福祉協議会に委託しておりますので、引き続き委託する予定でございます。なお、市町村有償運送の許可を得ておりまして、車につきましては車椅子搭載等の仕様になるということでございます。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） 運転手はそれでどういうふうになっているかということと、あわせて、その月2回というのは、それは国の方針なのか市独自の方針なのか、お尋ねをいたします。

○議長（横山哲夫君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 運転手は、事業を委託しております社会福祉協議会の職員が

行うものでございます。それと、月に2回というのは当市の要綱の中で決めております。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） 次の質問に移ります。

ページ74、障がい者自立支援事業、扶助費、訓練等給付費。前年より1,984万8,000円増となっておりますが、その内容についてお尋ねをいたします。

○議長（横山哲夫君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） お答えいたします。

大きな要因につきましては、就労継続支援A型というものが8人で1,246万8,000円、就労継続支援B型が6人で1,011万6,000円、その他、自立訓練が1人224万4,000円が増の要因となっております。これに対しまして、就労移行支援は2人で380万ほど、共同生活援助が109万円の減となっております。これは平成25年度の実績に基づいておるというものでございます。

以上です。

○議長（横山哲夫君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） 確認ですけど、訓練等給付費の増については、今おっしゃった就労の分の8人とB型の6人と自律訓練の1人という、その人数分というふうに考えてよろしいわけですか。

○議長（横山哲夫君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） そのとおりでございます。この分を事業所のほうに給付するということになります。それが主な要因でございます。

○議長（横山哲夫君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） 福祉課長ばかりになってごめんなさい。

ページ82、児童福祉費の保育園、3億5,641万1,000円のうち、保育士それから調理員、臨時職員数について、これ、資料4-2のページ22、保育園管理費、臨時職員賃金・共済費が上がっておりますけど、それは保育士53人、調理員14人というふうになっておりますが、臨時職員数というのはどういうふうにカウントするのか、ちょっと詳しく教えていただけませんか。保育士、調理員、臨時職員数と。

○議長（横山哲夫君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） お答えいたします。

保育士につきましては、年長児が30人に1人、年中・年少が20人に1人、1・2歳児が6人に1人、ゼロ歳児が3人に1人という基準で保育士の数を決めております。

現在正職員が39名おりますけれども、保育園に入園予定、あるいは来園する方の子供たちの人数をこの数字に当てはめていきますと、53名が適正な保育士の数であるというふうで計上しております。

調理員につきましては、そこの調理の人数によって臨時の方を入れておるということでございます。

○議長（横山哲夫君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） ちょっと説明ではわかりにくいんですけど、この臨時職員数というのは調理員数を含めた数なんですか。これ、保育士、調理員、臨時職員数と予算書にはなっておりますけど、このページ22によりますと、保育園管理費、臨時職員賃金・共済費というふうになっておりまして、内訳が保育士53人、調理員14人と書いてあります。昨年度を調べましたら、保育士54人分というふうに予算書にはなっていたんです。

これ、臨時職員数というのは、実際には調理員数を言っているわけですか。ちょっと、確認のために。

○議長（横山哲夫君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） この保育士53人は、あくまで臨時の職員の数でございます。調理員につきましても、14人というのは臨時の調理員の数でございます。

○議長（横山哲夫君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） 次の、ページ90から91、生活保護扶助費、平成23年から26年をずっと調べてみましたら、23年から24年にかけては2,499万7,000円、24年から25年は1,808万円、25年度から26年は444万1,000円というふうに増加が変化してきております。

それで、今年度と来年度の対象になる世帯数、それは変化しているのかどうかということと、それから、私の不勉強かもしれませんが、国の改定では扶助費が減少しているのではないかというふうに思うんですけども、認定基準が厳しくなったということもあって減っているのかどうかということは、私も不勉強でございますけど、そのあたりを説明していただけないでしょうか。

○議長（横山哲夫君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） お答えします。

この世帯数につきましては、過去1年の推移を勘案しながら伸びを見込んでおりまして、平成25年当初では68世帯を見込んでおりましたが、26年度につきましては71世帯を見込んでおります。

それから、生活扶助費でございますが、生活扶助費につきましては、物価動向や年金受給額等の均衡を図るため基準が改定されまして、基本的には減少傾向にあるというこ

とでございますけれども、しかし、住宅扶助費あるいは医療扶助費等につきましては変更がございませんので、増加傾向にあるという状況でございます。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） これは、2012年度のデータが最近出ておりましたけど、不正受給者が4万1,909件、金額にすると190億5,372万円というような数字が出ておりますけど、私は、生活できない人に補助していくという精神は非常にいいわけですけど、そういう不正受給とか、それから認定基準の内容、要するに中学生だった子供が高等学校へ上がるのでどうしても必要だとかいう、そういう内容によっては私は増加してもいいと思うのでございますけど、その辺の認定基準をきちんと確認していただくように要望をしておきたいと思っております。

次に、101ページ、清掃費、ごみ処理委託料。可燃ごみ収集委託料が昨年度に比べますと127万1,000円、不燃・粗大ごみが81万9,000円、分別収集が146万5,000円増となっております。

ごみというのは増加しているのかどうかということと、こういうふう増加しているということは、何か委託料に算定基準が設置されているかと思っておりますけれども、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（横山哲夫君） 林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） 御質問にお答えします。

ごみの収集運搬委託料の増額は、消費税率及び地方消費税率の引き上げによるものでございます。ごみの量につきましては、どの種類のごみも減少傾向にあり、21年から4年間の実績ですと、粗大ごみは23トン、不燃ごみは44トン減少しておりますが、その他はわずかな減少でございます。

次、委託料の算定基準といたしましては、可燃ごみは867カ所を週2回、不燃・粗大ごみ及び各種分別収集は235カ所を月1回、それに伴う運搬、圧縮、設置などに要する直接人件費として、普通作業員の単価1万3,700円に必要とする人員数を掛け、また、車両経費としてトラック、フォークリフトなどの賃料は県の建設物価による単価に数量を掛け積算しております。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） よくわかりました。

続いて、ページ101と102、清掃費、クリーンセンターの管理委託料。平成25年度から

24年度を比較しますと、25年度は823万7,000円増、そして26年度と25年度を比較しますと966万5,000円増の4億2,759万4,000円と。これ、どんどん委託料が、私たちのあれでは4億でとどまっているかと思っているんですけど、委託料が増加してくるのは燃料費か何かそういうものなのかどうかよくわかりませんが、この要因というのは何でございますか。お尋ねいたします。

○議長（横山哲夫君） 林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） 御質問にお答えします。

クリーンセンターの施設管理委託料は、15年間の長期包括委託事業として契約を締結しており、基本となる平成26年度の契約額は3億9,327万円。その基本枠に、毎年10月に行っております物価変動による見直しで人件費を187万9,000円減額、電気料金は428万9,000円の増額等、合わせて3億9,591万9,708円に消費税分を加え、総額を予算計上いたしました。

基本となる契約額を比較しますと、26年度は前年度より397万の減額、先ほどの見直し分を合わせても132万円の減額となるはずでしたが、今回の増額は消費税の引き上げによるものでございます。

以上とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） 消費税増税の影響ということで、よくわかりました。

最後に、188ページ、国民健康保険特別会計の予算についてお伺いをいたします。

保険給付費、療養費、平成24年度と25年度を単純比較しますと8,430万減、25年度と26年度を足しますと大体1億5,000万ほど減少しているわけですが、これは、内容的には何が要因だというふうに考えていたらよろしゅうございますか。

○議長（横山哲夫君） 林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） 御質問にお答えします。

その要因といたしましては、被保険者数のこの2年間の減少が269人、これにより療養諸費の減少と、平成24年度当初予算で見込んだ療養諸費を見直ししまして、25年度、26年度当初予算は決算見込み額をベースに予算化したことによるものです。全国的にも被保険者数は減少傾向であり、医療費も大きく変動しない状況が続いております。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） これは消費税分というのはないのかどうかということと、それから初診料と再診料が上がってきますよね、4月から。その辺も見込んでということで踏

まえてよろしゅうございますか。

○議長（横山哲夫君） 林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） 御質問にお答えします。

消費税に関しては、保険医療費には見ておりませんし、初診料は改正された分だけは上がってきておりますが、それも見ての予算でございます。

以上です。

○議長（横山哲夫君） 以上で上野欣也君の質疑を終わります。

暫時休憩をします。議場の時計で11時10分まで。

午前10時57分休憩

午前11時10分再開

○議長（横山哲夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位3番、杉山正樹君。

○6番（杉山正樹君） 4点通告をいたしておりますが、全て議第18号の平成26年度山県市一般会計予算でございますので御承知おきお願いいたします。

まず、資料ナンバー4-2、17ページでございますが、地方分権の改革推進支援業務委託料97万2,000円がございますが、この委託内容につきましてお尋ねをいたします。

○議長（横山哲夫君） 関谷総務課長。

○総務課長（関谷英治君） 御質問にお答えをいたします。

地方分権改革推進支援業務委託料の委託内容についてでございますが、平成26年度中には、いわゆる第3次の地方分権一括法に基づきます権限移譲へ対応するべく、本市の関係条例の制定、一部改正が見込まれております。また、あわせまして、子ども・子育て3法の施行に伴いまして、特定教育・保育施設の運営に関する基準等を定める条例や各種事業の実施要綱の制定、さらには児童福祉法の改正によりまして放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定、その他、児童福祉法を初めとしました約50本の法律の改正が見込まれておりまして、それに伴いまして、関連する本市の関係条例の一部改正も発生をしてまいる予定でございます。

これらの条例等の制定、改正等に適切に対応するために、本委託業務によりまして、新たに整備すべき条例の文案の提示や参酌すべき基準の提示、改正すべき条例の洗い出しや改め文の提示など、そのほか各種情報提供などを受ける内容となっております。

なお、これまでの数次にわたりましてございました地方分権一括法、当時は地方主権一括法と呼ばれておりましたけれども、その制定時にも同様の業務を委託させていただ

いている経緯がございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 杉山正樹君。

○6番（杉山正樹君） わかりました。

次に参ります。

資料ナンバー4—2の18ページでございますが、過疎地域等集落支援員及び地域おこし協力隊事業についてお尋ねをいたしますが、これらの25年度の活動実績と今後の活動内容についてお尋ねをいたしますし、そして、この地域おこし協力隊事業につきましては、資料3の17ページの補正で報酬の減額がありますんですが、同時に倍額以上の予算を26年度に立てられたわけでございますが、これは一体、理由か何かがあるんでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（横山哲夫君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） お答えします。

まず、集落支援員は平成25年度及び平成26年度も2名で変更がございません。そして、地域おこし協力隊員ですが、平成25年度の予算上は4名になっておりました。これは10月から採用ということで4名と。ところが、募集をかけたんですが、1名しかいないというようなことで25年は1名でございました。平成26年度は、募集したところ6名が追加となり、7名でやっていけるという予定でございます。

それで、まず、支援員の活動状況でございますが、集落を訪問してまず現状を把握する、そして、各地域で行われているイベントや祭り等に杉屋台というようなものを持ち込んでPRをすると同時にサポートもしていくと。そして、北山農家レストランの立ち上げにもタッチしてくれております。そして、一番重要なところでございますが、各地域での話し合いの場としておしゃべり会議というような形で地域の情報を吸い上げてくるというようなこともやっております。そして、特産品のニンニクの「元気玉」のPR等も行っているところでございます。

今後の活動としましては、自治会と連携をいたしまして、空き家、そして休耕地の活用と、そして、これは地域は限定されますが、伊自良の渋柿による柿渋づくりと、これによる特産品の加工等をやっていただくというような計画になっております。

また、地域おこし協力隊員でございますが、全国に公募しまして、先ほどお話ししましたとおり25年度は10月から1名をやっと採用できたということで、引き続き26年度の採用を行いまして7名にふやしたところでございます。こちらは、まず10月から早々に北山農家レストランの運営、そしてPRチラシ等の作成や、産業課がやっておりますが、

グリーンツーリズムイベントへの企画及びサポート等を行ってきたというところでございます。

そして、今後、7人になりましたが、引き続き、今の方は農家レストランを受け持ついただきながら弁当まで発展をさせていきたいというようなところでございます。

また、増員されました6名の隊員の方につきましては、まず地域で生活をし、地域に溶け込んでいただいて、その上でその魅力を再発見していただき、彼らの目線、都会的な目線でいろいろな企画提案をいただき、できれば将来長く住めるような形での事業をやっていききたいと、このように考えております。

なお、予算の倍額でございますが、先ほどお話ししましたとおり、特にこれは協力隊員が、4名募集するところが1名しかなかったというようなところで減額をいたしました。と同時に、26年度におきましては7名になり、報償費が約1,300万ほどになったというようなところと、そして、あと、この7名の経費等が増額になったというようなところで、倍額にしたところでございます。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 杉山正樹君。

○6番（杉山正樹君） わかりました。

それで、できるだけ成果を上げていただくような形にぜひひとつ持って行ってほしいというふうをお願いをしておきます。

そして、次でございますが、資料ナンバー4―2の25ページでございますが、木の駅プロジェクト補助事業30万円というのが初めて上がってまいりました。その運営内容はどうのようにやられるのか、これ、4月から運営するということになればそれなりの骨子はできておるだろうと思いますが、例えば、木材をどちらのほうへ、集積場所はどこなのかとか、あるいは木質はどんなものにしていくのか、その辺のところの具体的なこれの運営の仕方についてお尋ねをいたします。

○議長（横山哲夫君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） 御質問にお答えします。

木の駅プロジェクトは、山でほかりっ放しになっている木、林地残材といいます、その木を木の駅に出荷して、山をきれいにして、まちが元気になって、地球温暖化ストップに少し役に立って、そして自分には御褒美の晩酌をとるの目的で、今から約4年前の平成21年12月に高知県のNPO土佐の森・救援隊が試行された事業です。現在、全国で木の駅プロジェクトに登録されている団体は27あります。そのうち、岐阜県が一番多く6団体あります。全ての団体が独自の地域通貨をつくり、地域の活性化を図っています。

木の駅は、地元の元気の山主3人、よそ者1人いればできるとのことですが、一番のポイントは地元のリーダーづくりであるとのこと。

そこで、本市主体に出荷者の募集を行います。募集方法は、市のホームページ、広報やまがた、チラシを作成するなど本年4月ごろから募集をし、出荷者を集めます。そして、9月ごろまでに先進地の視察などを行いリーダーを育成し、組織を立ち上げ、10月以降に出荷ができる体制になればと考えております。

出荷者の活動内容ですが、伐採した林地残材を搬出し、木の駅集積場へ運搬します。集められた林地残材をチップ工場等へ売り、代金は木の駅事務所に入ります。それが財源となりますが、現在、林地残材1立方メートル当たり軽トラック約3台分になりますけれども、チップ工場へ出荷されると約3,000円になるとのことです。

木の種類ですけれども、チップ工場とのまだ打ち合わせができておりませんので何かということはいえませんが、幅広くとっていただけるようなことを聞いております。

さらに、市は3,000円をまちづくり振興券で補助しますので、1立方メートル当たり出荷されますと約6,000円の収入となります。どこの組織も運営費や保険代として1,000円程度を集めておられますので、出荷者には5,000円程度の収入となります。

木の駅の集積場は、以前、山県市内の林業事業体が中間土場として利用しました美山片原地内を予定しております。予算額の30万円は、平成25年度に木の駅プロジェクトを設立され、補助金を出されました関市の実績額を参考にしました。組織の総予算額は、林地残材の販売額30万円と市のまちづくり振興券30万円の約60万円を予定しております。

また、市長がかねてより心配しております、林地残材がゲリラ豪雨などによる2次災害も防ぐことができますので、木の駅プロジェクトを積極的に推進していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 杉山正樹君。

○6番（杉山正樹君） これ、広報はどんな形でやられる予定でおりますか。皆さんの周知を図るということについてはどんな方法をとられる予定でおられますか。

○議長（横山哲夫君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） 御質問にお答えします。

周知の関係は、先ほどもちょっと申し上げましたが、市のホームページ、そして広報やまがた、そして独自のチラシをつくりましてお知らせをさせていただきますが、市内の山を持ってみえる方は、市の全体の、余りたくさんではありませんので、2010年の農

林業センサスでは、林家が895戸というふうになっています。895戸ありますけれども、その方たちに漏れがないように周知をさせていただきたいと、そういうことを思っています。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 杉山正樹君。

○6番（杉山正樹君） これ、もう一点ですけど、例えば木の長さだとか、そしてグループの編成というものが、もともとグループ編成が必要なんですね。それを先に申請しておくわけですか。

○議長（横山哲夫君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） お答えします。

木の長さにつきましてはチップ工場等の協議になりますけれども、私たちが聞いている、関市さんが今チップ工場へ入れているのは末口、木の末のほうの口が8センチ以上で、長さが2メートルというふう聞いております。

これは今後のチップ工場等のところとの協議になりますし、組織の編成につきましては、今後、先ほど申し上げた研修等を積み上げて、組織編成等も図っていききたいということをおもっております。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 杉山正樹君。

○6番（杉山正樹君） 資料ナンバー4-2の26ページに清流の国ぎふ森林・環境基金事業というのがございますが、これの親林体験環境整備事業及び住宅周辺の修景等の環境保全事業というのがございますんですが、これ、あわせて質問させていただきますが、これの両方とも具体的な場所をどのように考えておられるのか、そして、これらの事業の内容についてもお尋ねをいたします。

○議長（横山哲夫君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） 御質問にお答えします。

初めに、親林体験環境整備事業の場所ですけれども、平成25年度から山県市名山めぐり事業を実施しております舟伏山、釜ヶ谷山と相戸岳でございます。

安全で快適な親林体験のフィールド、機会を整備、提供することで、自然環境や清流が生み出す森林の重要性などを体験していただくため、次のような事業を行います。

1点目、3山の登山者にアンケート調査を実施し、素直な意見などをお聞きします。現在登山口に登山届がありますので、その登山届の中にアンケートを盛り込もうと考えております。

2点目、3山の精通者と一般公募参加者によるワークショップを実施し、利用者等の視点から意見や要望等を挙げてもらいます。

3点目、外部の専門機関に委託して、専門的、技術的見地から登山道等の危険箇所の抽出や登山道に必要なものなどを整理し報告書を提出してもらいます。

4点目、以上のことをもとに、検討委員会を設置し協議して、登山道等の整備基本計画を策定します。

事業費の328万3,000円の内容でございますけれども、危険箇所等調査委託料が約285万円でございます。これは3つの山でございます。そして、登山届記載台を3台分つくりたいです。今現在ありません相戸岳に2台、釜ヶ谷山に1台を設置する予定でございます。ちなみに舟伏山は平成24年度に3台設置をさせていただきました。この事業で行いました。その記載台3台分が約40万円と、そして、あと講師謝礼等を3万円見ております。

ちなみに、平成25年度に3名山に登頂されて、市のほうへ登山証の交付の申請をされた方は163名おみえでございます。市内の方が19名、県内の方が130名、県外の方が14名とのことです。

続いて、住宅地周辺の修景等の環境保全事業ですが、環境整備を行う場所は5カ所を計画しております。東深瀬地区で0.5ヘクタール、大桑栢野地区で0.5ヘクタール、平井地区で、これは2カ所になりますけれども、2カ所分で0.47ヘクタール、美山のほうですけれども、中洞上之街道地内の0.26ヘクタールです。この5カ所全ては自治会からの要望箇所であります。

事業の内容ですけれども、市道や住宅地周辺の不要木や危険木の除去、枝打ちや除伐等を実施します。

事業費の91万8,000円の内容ですけれども、全額作業をしていただくための委託料を見ております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 以上で杉山正樹君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位4番、藤根圓六君。

○11番（藤根圓六君） 議長の許可をいただきましたので、今回の通告7件について質疑します。

最初に、資料ナンバー3、議第14号、平成25年度山県市一般会計補正予算の中の、ページ15、款16財産収入、不動産売払収入の上野平11筆分について、入札参加者、そしてそれぞれの入札の価格、そしてこの土地のものの買い入れ価格、3点についてお尋ねいたします。

○議長（横山哲夫君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） 御質問にお答えします。

入札ですけれども、募集ですけれども、山県市笹賀字上野平市有地購入者募集要項にて行いました。

1点目の入札参加者ですけれども、2社ありました。

入札価格ですけれども、要項で最低売却金額を定めました。1平方メートル当たり1,967円です。これに基づいて企画の提案があり、株式会社マルエイが1平方メートル当たり2,000円、もう一社は1,967円で行いました。

そして、土地の元値でございますけれども、調べました結果、不明でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 藤根圓六君。

○11番（藤根圓六君） 使用等目的がもしわかりましたら教えていただけますか。

○議長（横山哲夫君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） 再質問にお答えします。

事業の内容でございますけれども、企画提案書の中で示していただくことになっておりまして、2社とも太陽光発電事業との申請で行いました。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 藤根圓六君。

○11番（藤根圓六君） そういう、今ちょうど産業課が太陽光発電の受け付けをやって見えるんですけれども、もう既に、これ、申し込みか何かがあるのか、そこら辺はわかりますか。

○議長（横山哲夫君） 暫時休憩します。

午前11時34分休憩

午前11時34分再開

○議長（横山哲夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） それでは、再々質問にお答えします。

このマルエイさんにつきましては、太陽光発電事業として全ての土地にソーラーパネルを設置される予定でございます。合計の発電量は870.12キロワットでございます。

それで、この中の土地の中で、東側なんですけれども、隣が山ということで木が生えておりますので、その木の伐採等も計画をされている状況でございます。そうすると、

この発電容量がもう少しふえるのではないかなというふうにおっしゃってみえました。

もう一つ、他社のほうはいいですか。

〔「それはいいです」と呼ぶ者あり〕

○産業課長（谷村勝美君） 以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 藤根圓六君。

○11番（藤根圓六君） 続きまして、資料1、ページ17、議第2号 山口市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について。

美山中央公民館に今回支所が移動されるということなんですけれども、かつて一応つくられる前に中央公民館の中に入れたらどうだと話をしたら、できないという話だったんですけど、今回可能になった理由。

そして、また、今回事務室に支所が入るといった場合の職員配置は、公民館職員もいるんですけど、どういう形になるのか。

最初とよく似ているんですけど、要するに、中に移動させるという理由と残った建物の扱いについて、3点お願いします。

○議長（横山哲夫君） 関谷総務課長。

○総務課長（関谷英治君） 御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の、今回美山中央公民館に移転可能となった理由についてでございますが、現在の西武芸出張所建設当時のやりとりにつきましては資料がございませんので承知はしておりませんが、美山中央公民館の建設に当たり、現在の文部科学省所管となります公立社会教育施設整備費補助金が5,800万円交付されておりました。

出張所を中央公民館内に移転することは、公民館の転用に当たるとみなされ、この補助金の一部返還が生じるおそれがありましたので、今回生涯学習課を通じまして県教育委員会へ補助金返還の有無につきまして確認、協議をいたしました。

その結果、所有者に変更がない無償による施設の転用については、県を通じて文部科学大臣へ転用する旨を報告することにより、同大臣の財産処分の承認があったものとして取り扱われ、かつ国庫補助金の返還を伴わない旨の回答を得ましたので、移転することを決定したところでございます。

次に、2点目の、職員配置と公民館職員の扱いについてでございますが、まず移転先は、議員御指摘のとおり美山中央公民館内の現在の事務室内としております。中央公民館と併設する形となりまして、職員配置は、美山中央公民館職員として嘱託員1名、出張所業務職員を2名体制から原則1名体制とし、あわせて同じ事務室内に2名を配置することを考えております。ただし、土曜日及び日曜日につきましては出張所業務が閉所

となるため、公民館職員である嘱託員1名の体制となります。また、公民館が休館となります月曜日は、出張所業務職員は1名ないし2名を配置したいと考えております。また、現出張所職員は美山支所に配置をいたしまして、出張所業務は美山支所職員が兼務をしまして、支所から職員を派遣する形をとりたいと考えております。

同じ事務室内に公民館職員と出張所職員が同居するような形になりますので、これまでも公民館と出張所の関係職員によりまして、業務を協力し合える体制をとるための協議を行っているところでもございます。

次に、3点目の、移転することの理由及び既存建物の扱いについてでございますが、今回の移転は行財政改革の一環として実施したいと考えております。現在は、単独施設であるがゆえに、職員2名体制としております。これを、先ほども申し上げましたが、西武芸出張所職員2名を美山支所の所属とし出張所職員と兼務させることにより、1名は支所及び出張所業務を担当し、残りの1名は支所及び出張所業務に加えまして、現在支所で行っております北部地域活性化事業を担当し、同事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、既存建物の扱いでございますが、現時点では具体的な利用計画を持っておりません。今後、建物の取り壊し、それから、まだ築10年程度しかたっておりませんので、その利活用も含めて検討してまいりたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 藤根圓六君。

○11番（藤根圓六君） 次へ行きます。

資料4のページ61、農林業センサス、経済センサス、指定統計調査費について。センサスというのは統計調査のことだと思うんですけども、その内容と、そして調査員というのは新たに頼まれるものなのか、また所属するところはどうなのかということをお尋ねします。

○議長（横山哲夫君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 御質問にお答えいたします。

農林業センサスにつきましては、我が国の農林業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、農山村の実態を総合的に把握し、農林行政の企画、立案、推進のために、5年に1回実施される悉皆調査でございまして、来年度は2月1日に、統計法に基づく基幹統計の1つとして、本市においては第1号の法定受託事務として実施するものでございます。その経費の内容は大半が報酬になりまして、指導員は7名程度、調査員は114名程度を想定いたしております。

経済センサスにつきましては、事業所及び企業の経済活動の状態を明らかにし、我が国における包括的な産業構造を明らかにするとともに、事業者、企業を対象とする各種統計調査の実施のための母集団情報を整備することを目的として、これも5年に1回実施される悉皆調査でございまして、来年度は7月1日に、これも統計法に基づく基幹統計の1つとして、第1号法定受託事務として本市で実施するものでございます。

なお、この経済センサスにつきましては、事業所の捕捉に重点を置いた経済センサス基礎調査と経理事項の把握に重点を置いた経済センサス活動調査の2つの調査がございまして、今回は基礎調査を実施するものでございます。また、本調査は、従来の商業統計調査を兼ねて実施するものでもございます。

この経済センサスにつきましては、予算のときには調査員23名と考えていましたが、きのうたまたま説明会がございまして、今のところ本市では、指導員が2人、調査員が20名ということのようです。そういうふうにしております。

これらの、多くの調査員の方につきましては、従来、過去にやっていただいた方には信頼を置きまして、そうした方を中心にするんですが、先ほど言いましたように、農林業センサスが114名にもなりますので、時期が来ましたら、市民の方の御厚志を期待しまして公募したいと思っています。

過去にいきますと、なかなか公募だけでは集まりませんので、口コミですとか調査員の方のつてに期しまして、調査員の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（横山哲夫君） 藤根圓六君。

○11番（藤根圓六君） 要するに、市民の中から調査員を選ぶということですね。

○議長（横山哲夫君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 再質問にお答えいたします。

基本は市民の方です。ただし、過去には市外の方をお願いしたこともございました。

○議長（横山哲夫君） 藤根圓六君。

○11番（藤根圓六君） わかりました。

次へ行きます。

資料4のページ53、ページ52なんですが、公共交通地域協働推進事業のバス利用促進教室等の内容と委託した効果、また、公共交通会議委員6名がどういう人たちか、そのことを教えていただきたいと思います。

○議長（横山哲夫君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） お答えいたします。

国庫補助を活用した公共交通地域協働推進事業につきましては、本年度、平成25年度

にも採択を受けましたが、平成26年度にも申請し、採択していただこうと考えているものでございます。

本市としましては、この制度を活用し、今年度はバス利用促進教室として、高齢者を対象として2回ほど実施したほか、公共交通ガイドブックの作成、幼児・児童向けの紙芝居の作成、バスヘルパーの導入準備ですとか地域バス調整会議の開催、また、今年度、特にこれは多かったんですが、インターネットによる情報提供等を実施したり計画いたしております。

来年度の予算につきましては、子供さんを対象にしたバス利用促進教室を予定しているほか、公共交通ガイドブックの更新、特定の便での週1回のバスヘルパーの方を実際お願いいたしましたり、地域バス調整会議の開催を想定いたしております。

こうしたことを踏まえまして、今年度は、本市で初めて公共交通総合連携計画ですとか地域協働推進事業計画を策定することもできました。先般たまたまこの補助金につきまして、複数の学識経験者等によります国の第三者評価委員会の評価を受けました。委員の方々からはおおむね好評を得ましたが、本市での具体的な利用者の増加等も説明したんですが、委員の先生方からは、直ちにこうしたものは効果があらわれるものではないので、焦らずに、こうした地道な活動を続けていくとよいという説示も受けたところでございます。

本市としましても、大切な公共交通のあり方について、少しでも多くの市民の皆さんに関心を持っていただき、みんなでつくり、守り、育てる生活交通を目指していけるよう最善を尽くしてまいる所存でございます。

なお、交通会議委員6名という御発言ですが、本市におきます公共交通会議の委員につきましては、会長が副市長でございます。そのほかに学識経験者ですとか運送事業者、市民代表、運輸局、道路管理者、公安委員会等々で、全員で18名の方が公共交通会議の委員でございます。

○議長（横山哲夫君） 藤根圓六君。

○11番（藤根圓六君） わかりました。

次に行きます。

資料4、106ページの6次産業化推進補助金200万円の内容説明をお願いします。

○議長（横山哲夫君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） 御質問にお答えします。

平成25年第2回定例会の補正予算にて可決をしました総務省地域経済循環創造事業交付金3,300万円の補助を受けて、梅田建設株式会社は、山県産ニンニクのブランド化、商

品化事業として、6次産業化のハード事業としてニンニクの植えつけ機械と収穫機を購入、菓子などを製造する加工場の建設、減圧乾燥機などのテストキッチンを整備されてみえます。また、ニンニクの方法供給農地の集約も約5ヘクタール行ってみえます。総事業費は4,800万円のことでございます。これが、25年度はハード事業。

平成26年度は、総事業費約300万円にてソフト事業を計画されてみえます。そのうち、国から200万円を6次化ネットワーク活動交付金として申請されてみえます。ちなみに、平成25年度、平成26年度の市の補助金はございません。

事業の内容ですが、黒ニンニクの加工品を大都市圏、東京や大阪での国際見本市や展示会、商談会への参加やイベントでの関連商品の販売を、梅田建設、てんこもり農産物直売所、さくら工房、山縣市商工会でネットワークを組み計画的に行います。また、海外での販売を研究するために研修会、勉強会にも出席をされる予定です。

事業費の内訳ですが、大都市圏での会場借り上げ料が1回約45万円と高く、借り上げ料と旅費で約188万円、材料代や栄養成分分析費等で約87万円、チラシ等の制作費が約25万円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 藤根圓六君。

○11番（藤根圓六君） わかりました。

続きまして、資料4、ページ125の用途地域等変更調査業務委託料の内容と、また、その委託先というのがわかりましたらお願いします。

○議長（横山哲夫君） 長野建設課長。

○建設課長（長野 裕君） 御質問にお答えいたします。

本業務の内容につきましてでございますが、おおむね5年ごとに県が行います都市計画基礎調査とあわせまして、高富都市計画区域内におけます土地、建物、宅地開発、農地転用及び新築動向などの現在の状況を一部、県からの委託を受けまして調査いたします。

さらに、これに将来の人口予測などを加味することで、秩序ある市街化の形成を計画するための用途地域や特定用途制限地域の設定などの検討を行うもので、総合計画、都市計画マスタープラン及び山縣市農業振興地域の整備に関する方針などにも沿うものでございます。

なお、委託先につきましては、おおむね20年後の本市の市街化の予測を行う調査でありますことから、総合的な土地利用計画が提案できる、実績ある業者を想定しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 藤根圓六君。

○11番（藤根圓六君） 次の質問は福祉課長になっているようですので、私は産業課長かなと思いましたが、自分たちの常任委員会の件ですから結構です。

○議長（横山哲夫君） 以上で藤根圓六君の質疑を終わります。

暫時休憩をします。議場の時計で13時から再開をいたします。

午前11時51分休憩

午後1時00分再開

○議長（横山哲夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位5番、吉田茂広君。

○3番（吉田茂広君） それでは、通告に従いましてお尋ねをいたします。

まず、第1点目ですけれども、資料4-2、予算の概要の12ページ及び27ページでございしますが、建設課に対する予算が大幅にふえております。同27ページでは、道路改良工事費の伸びが大きな原因かと思っておりますけれども、昨今、人件費や資材の高騰、それから根本的な人員不足等で、入札の不調、また不落というのが大きな問題となっております。ちょっと前ですけれども、お隣の岐阜市ですけれども、50件以上が、今年度入札の不調になっているというようなニュースがございました。

国土交通大臣の太田さんがおっしゃっていたんですけれども、入札の不調であったり不落であったりというような原因が、一番大きなものは、予定価格が低いんじゃないかと、そんなようなお話をされていたことがございます。

今年度は、山口市の場合、建設課長にお聞きしたところ、まだ入札の不調は一件もないということでございました。

来年度に向けて、当然予算が大きく伸びておりますので、工事もふえると思っております。そんな中で、例えば予定価格の見直しなど、来年度に対する本市の対策はいかがでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（横山哲夫君） 長野建設課長。

○建設課長（長野 裕君） 御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、現在、建設工事などに係る入札が不調となり、入札の再執行となるなどの問題が全国的に起きていることについては、十分認識しておるつもりでございます。

原因につきましては、製品の不足、人員不足、重機等の不足等があり、なおかつ先ほ

どおっしゃられたように、予定価格等もあるかと存じております。

幸いながら、先ほど申し上げられましたように、本市においては大きな問題とはなっておりませんが、今後、本年度までに測量設計が完了した箇所が来年度から施工となるなど、発注件数等が増加となることは、お見込みのとおりでございます。

今後でございますが、入札不調となるのではないかとこの点につきましては当方としても懸念をしておりますが、しかしながら、現時点においてでございますが、来年度の入札状況がどのような状態となるかの予測がつきません。よって、発注者側といたしまして、現在考えておりますのは、発注の時期及び件数が偏ることのないよう、年間を通じた工事発注に努めます。当然、課内において調整を図るつもりでございます。

そして、さらに施工業者の受注状況についても随時把握をすることによって、不調とならないような工事発注といたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 吉田茂広君。

○3番（吉田茂広君） ありがとうございます。

総務課長に再質問をさせていただきたいんですけれども、先般、民間の経験者の方を建設課へ配置するという話がありました。

当然、予算がふえれば業務は煩雑になるということが予測されます。

今現在、その採用の状況ですけど、どんなような感じでしょうか。

○議長（横山哲夫君） 関谷総務課長。

○総務課長（関谷英治君） 再質問にお答えいたします。

土木技術職の採用につきましては、昨年の夏に1回募集をいたしまして、1名採用をする予定でございます。それに加えまして、今、議員のほうからお話のございました、民間企業経験者を加えて採用させていただくということで、公募をいたしました。その結果、4名採用をする予定でございますので、計5名、来年度から土木技術職員として採用してまいる予定でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 吉田茂広君。

○3番（吉田茂広君） ありがとうございます。

じゃ、次に移ります。

集落支援員、協力隊についてですけれども、先ほど杉山議員のほうから御質問がございましたので、私のほうから、質問の要旨とは別のことを副市長にお尋ねします。

今現在、1名の方が協力隊員ですけれども、北山地区で活動をしていただいています。

今後、6名ふえるということですが、具体的な配置の地区及び人数割、それが、今現在決まっていたらお教えいただきたいんですけども。

○議長（横山哲夫君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） お答えします。

まず、先ほどもお話ししましたように、1名は現状のままで26年度をやっていたきたいと思います。

そして、残り6名ございますが、今考えているのは、伊自良の北部で2名、そして、残り4名を美山地区で活動していただけたらと、このように思っています。

○議長（横山哲夫君） 吉田茂広君。

○3番（吉田茂広君） 伊自良北部が2名、美山地区が4名ということを伺いましたが、美山地区は、具体的に美山のどこというようなことはまだ決まっていないのでしょうか。

○議長（横山哲夫君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） まだ決めておりません。というのは、今回採用いたしました方々、都会から来ていただいております。できるだけ、地域をまず肌で感じていただいて、その中から、こちらとしても、提案等もいただきながら活動をしていただけたらということで、今は美山のどこという計画はございません。

○議長（横山哲夫君） 吉田茂広君。

○3番（吉田茂広君） ありがとうございます。よくわかりました。

では、次に移ります。

予算の概要の28ページの、公園遊具の設置工事についてですけども、四国山に公園の遊具を設置するということですけども、公園に遊具があるのとないというのは本当に大違いでございまして、遊具設置、私は基本的に大賛成でございまして。

ただ、昨今公園の遊具による事故、それが原因で、例えばシーソーであったりジャングルジムであったりという遊具を撤去する自治体もございまして。

今回、公園にどういった遊具を設置して、その安全性をどういうふうに確保していくのか、建設課長にお尋ねします。

○議長（横山哲夫君） 長野建設課長。

○建設課長（長野 裕君） 御質問にお答えいたします。

今回、四国山香りの森公園に設置を計画しております遊具の内容でございまして、滑り台やターザンロープなどを組み合わせました、複合型のコンビネーション遊具の設置を計画しております。

また、議員御指摘のとおり、遊具につきましては、子供たちが楽しく利用する施設である反面、遊具を起因とするけがなどのリスクを同時に抱えているものでございます。

本市といたしましても、今回の遊具の設置につきましては安全性に十分配慮いたしまして設置し、設置後におきましては、専門業者による保守点検を毎年実施することにより、遊具施設の状況を把握した上での適正な管理を行います。

また、職員による点検につきましても随時行うことということで、事故が起きないような対策を講じてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 以上で吉田茂広君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位6番、尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 通告しております4点について質問させていただきます。

まず初めに、働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業、議第14号、山口市一般会計補正予算の資料3のほうでは978万8,000円が繰越明許費に上げられています。

26年度の予算では、未受診者への勧奨事業、コール・リコールということで、新しい事業が始まります。この内容と、あと無料クーポンでの未受診者もあると思うんですけども、そうした方への対応とか、その部分を教えていただきたいと思ひますし、あと、特定健診のコール・リコールについても内容を教えていただきたいと思ひます。

○議長（横山哲夫君） 中村健康介護課長。

○健康介護課長（中村 孝君） 御質問にお答えします。

働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業でございますが、これは、働く世代の女性支援のためのがん検診をより一層推進するため、子宮頸がん検診と乳がん検診において、特定の年齢の方に個別に受診を呼びかける受診勧奨、コール・リコールを実施するとともに、平成21年度から実施している過去のがん検診推進事業によるクーポン券の未受診者である方に、検診費用が無料となるクーポン券を送付し、がん検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及、健康保持及び増進を図るものでございます。

詳細につきましては、子宮頸がん検診では20歳、乳がん検診では40歳の、新たな特定の年齢となる方に、無料クーポン券と検診手帳を送付します。

また、過去に無料クーポン券を利用して受診されなかった方に対し、再度無料クーポン券を郵送して受診勧奨を行います。さらに、検診期間中に再受診勧奨として未受診者に対して電話による受診勧奨を行い、受診率の向上につなげるものでございます。

また、特定健診のコール・リコールについても、健診期間中の未受診者に対して電話

による受診勧奨を行うもので、実施期間に対しては、特定健診、がん検診とも9月下旬ごろからを実施予定としております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 今、電話でのコール・リコールの勧奨ですけれども、大体、受けられない人、昼間は多分いらっしゃらないことが多いのかなと思うんですが、そういった点での電話での勧奨についてはどのようにお考えですか。

○議長（横山哲夫君） 中村健康介護課長。

○健康介護課長（中村 孝君） 住民の方の在宅時間に合わせて、土曜、日曜日、あるいは夜間も予定をしております。

○議長（横山哲夫君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） ありがとうございます。より推進していただければと思います。

次、2つ目ですが、資料4は66ページ、概要は19ページになりますが、民生費の避難行動要支援者登録事業ということで25万3,000円上げられているんですけれども、今自治会のほうには、要支援者の名簿というのが、各自治会に保存されているというか毎年繰り越しされている状況があると思うんですが、その点とあわせて、この事業について説明をお願いします。

○議長（横山哲夫君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） お答えいたします。

現在、当市におきましては、社会福祉協議会が所管して修正等更正を行っております。安心いきいき台帳というものがございます。

今回、避難行動要支援者登録事業におきましては、今までは、高齢者の方を把握しておりますけれども、みずから避難することが困難だと考えられます身体等に障がいがある方につきまして、名簿に登載する意思があるかどうかを確認するというものでございます。そのための郵送料等について、予算を計上させていただいております。

以上です。

○議長（横山哲夫君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 今、障がいの方ということなんですが、今までは高齢者のみで、こういった障がいの方は、一切安心いきいき台帳のほうには入っていなかったということなんでしょうか。

○議長（横山哲夫君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 高齢者のみで、障がい等のある方については把握しておりま

せんでした。

○議長（横山哲夫君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） ありがとうございます。

続いて3つ目ですが、資料4は94ページ、概要のほうでは22ページですけど、予防接種事業のインフルエンザの予防接種が670万4,000円上がっています。新たに幼児とか子供たちと、あと妊婦さんというようなお話だったと思いますが、この内容を教えてください。

○議長（横山哲夫君） 中村健康介護課長。

○健康介護課長（中村 孝君） 御質問にお答えします。

予防接種事業のインフルエンザ予防接種でございますが、これは、子供と妊婦に対して予防接種を実施することで、肺炎などの重症化、流行を防ぐために新規に予算化いたしました。

内容といたしましては、子供のインフルエンザ予防接種は、厚生労働省が接種可能とする生後6カ月から13歳未満までは2回、13歳から15歳までは1回、妊婦の予防接種については1回、1回当たり接種費用の一部の2,000円を助成するもので、対象者はおおむね50%を見込んで予算計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 今、そうすると2,000円補助するということだったんですが、インフルエンザの予防接種ですけど、医療機関によって金額が違うというのがよくお聞きする話ですが、その点というのは考慮されているのかどうかお聞きします。

○議長（横山哲夫君） 中村健康介護課長。

○健康介護課長（中村 孝君） 助成方法につきましては、山田市が指定する医療機関で接種していただくことを原則にしておりますので、今後、調整はしていく予定でございますけれども、窓口で2,000円を差し引いた残りを払っていただくということになりますので、医療機関によっては若干違ってくるところもあるかと思っておりますけれども、ここは、詳細についてはまだ決まっておきませんので、そのような報告とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） なるべく同じような金額になるように、一度お話をさせていただけるといいかと思っておりますので、お願いしておきます。

4点目ですが、資料4のページは93ページ、あと、資料の国保のほうになりますけど207ページに、一般会計のほうでは、保健衛生費のこころの体温計保守点検委託料というこ

とで2万7,000円、国民健康保険のほうでは、保健事業費ということで、こころの体温計の保守料1万2,000円というふうになっているんですけども、このこころの体温計事業のことについて説明をお願いします。

○議長（横山哲夫君） 中村健康介護課長。

○健康介護課長（中村 孝君） 御質問にお答えします。

一般会計と国民健康保険特別会計のそれぞれに計上してあります、こころの体温計保守点検委託料につきましては、いずれもストレス度や落ち込み度をチェックできるシステム、こころの体温計の保守管理料でございます。

2つの会計で予算計上しているのは、市が行う保健事業について、人口案分により、国保会計においても被保険者分として予算計上、執行することにより、国保が行った保健事業として県調整交付金の交付を受けるためのものがございます。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） こころの体温計ですけれども、ホームページから入っていくには、非常に何回もクリックしていかないと入れなくて、どちらかというと鬱病とか自殺対策の1つの事業とも思っていますので、なるべく入りやすい状態で作っていただきたいと思っておりますし、やっぱり保健事業ということも、今、説明がありましたので、その点も踏まえて、入りやすいようにしていただきたいと思っておりますので、お願いをしておきます。

以上です。

○議長（横山哲夫君） 以上で尾関律子君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位7番、恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） それでは、議長からお許しをいただきましたので、通告に従いまして、資料ナンバー4―2の議第18号 平成26年度山口市一般会計予算から順次お尋ねいたします。

17ページの防犯灯新設工事費、総務費です。企画財政課長にお尋ねいたします。

事前に確認させていただきました、設置基準の見直しは検討されておらず、過去の要望箇所は考慮することはないとのことを、事前に説明いただきました。設置基準の見直しができない中で、今年度を安心・安全なまちづくりの強化年度にし、市内の暗い箇所に防犯灯を増補するのであれば、これまで、基準には満たしているものの、暗く危険性があるような場所でも設置はしてこなかったのでしょうか。

また、基準の見直しや過去の要望を考慮しないのであれば、100基を予算化されていると思いますが、具体的な場所の候補はどのように決めていくのでしょうか。

また、そもそも現在約3,000基の防犯灯があると伺っておりますが、減らしていく方向性は、いつ、どこで決定し、どのように周知されているのか、3点企画財政課長にお尋ねいたします。

○議長（横山哲夫君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） お答えいたします。

これまで、基準を満たしつつ、危険な箇所に設置してこなかったのかとのお尋ねですが、不要となったものですか、危険な箇所への新設、移設等につきまして、各地域の自治会関係者の方からの情報をもとに、なるべく改善してきてはおりますが、無論完全なものではございません。

私自身、自治会等関係者からいただく情報をもとに、夜間に2年間見回りましたが、その感想といたしまして、いただく情報には危険度に関する温度差があり、市内全域を見渡した場合には、地域間格差が生じているという現実を認識せざるを得ませんでした。

そこで、平成26年度は安全・安心のまちづくりの強化年度にするという考え方のもとに、地域実情にお詳しい自治会長さん方の協力を得ながら、市内の暗い箇所へ防犯灯を増補していこうとするものでございます。

予算原案にございます100基につきましては、現段階で特定の箇所を想定したものではありません。

また、3,000基を超す防犯灯の数を減らしていこうとする考え方は、明確な意思決定というのではなく、理念でございます。特に、東日本大震災の後の節電ムードを受けまして、無駄なものはなくしていこうとする時勢に沿ったものでございます。前年度には、こうした趣旨のもとに、自治会連合会長さん方にも、不要となったものの撤去ですとか移設を呼びかけさせていただいたところでもございますし、前年度の事業仕分けのテーマの1つにもさせていただいたところでございます。

○議長（横山哲夫君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） 担当課の課長や職員の皆さんで、夜、回っていただいて、一点一点、要望があったような場所は確認していただいているというのは以前にも伺いましたので、この3,000基を減らしたほうがいいのか、これからふやしたほうがいいのかというのはいろんな考え方があると思いますので、ぜひ計画性を持って、誰もがその方向性をまず理解していて、まず理解というよりも知っていて、その中で、誰もが納得するような基準で防犯灯の設置の削減であったりをしていただきたいと思います。

じゃ、次の質問に移ります。

同じ17ページで、総務費の市広報発行経費について、企画財政課長にお尋ねいたしま

す。

予算額の増加となった要因について、実質的に2カ年を単価拘束で入札されていると伺いましたが、次年度より単価が高くなる要素はどこにあるのかお尋ねいたします。

○議長（横山哲夫君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） お答えいたします。

まず、本市における平成26年度の広報発行関係の予算額が、他の自治体に比べまして高額であるとは思ってはおりません。ですので、背理法的な説明になりますが、まず平成24年度と25年度の実質2カ年拘束した契約額が、たまたま極めて低廉な価格で落札されたものだと認識しております。

ただし、来年度値上がっている分につきましては、消費税率の引き上げ分等が含まれているのも要因の1つにはなっております。

○議長（横山哲夫君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） わかりました。じゃ、次に移ります。

次、18ページの総務費、過疎地域等集落支援員・地域おこし協力隊事業についてですが、内容のほうは、もう再三確認させていただきましたので伺いませんが、新たにふえる6名であったりとか、これまで集落支援員の方々、地域おこし協力隊の1名の方々に実施していただく事業、各地域で必要な事業ということだと思いますが、税金で補助を出している状態でだったらできると思うんですけども、期間の3年が過ぎて、その後、この人たちがこの地域に住んで同じ仕事を、市場の中で利益を上げて、やはり継続していくこととかはすごい難しいことだと思いますし、逆にその事業が途中で、3年の期間が切れてやめてしまうということになると、また地域の人たちも非常に困ることになると思います。その点で出口戦略など、3年後の期間を迎えるときの出口戦略とか今後の計画については、いつごろまでに計画を立てる予定でしょうか。

副市長にお尋ねいたします。

○議長（横山哲夫君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） お答えします。

まず、特に今回、新たに6人を地域おこし協力隊として委嘱するわけでございますが、今考えておりますのは、この6人を、まず一旦地域へ入っていただいて、地域の実情等を肌で感じていただきながら、そこで自分に何ができるかをまず発掘していただけたらと、このように思っています。

そして、議員御指摘のように、3年たったらだめだよとかにならないように、何とか移住、定住をしていただけるような支援、そして方向へ、我々としても持っていきたい。

同時に、支援員、協力隊以外の方々に移住、定住していただくために、協力隊の活動状況等も十分参考にしながらそのような施策をつくっていききたいと、このように考えております。

○議長（横山哲夫君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） これまでの説明を聞いていて、出口戦略というのはいまだ決まっていないんだろうなとは思いましたので、今、再度伺いませんが、ぜひ3年の期間が終わって、集落支援員であったりとか地域おこし協力隊の事業が途絶えるようなことがないように、今年度中ぐらいにでも出口戦略を立てていただきたいと思います。

次に移ります。

24ページの労働費、緊急雇用創出事業で、製造業従業員確保事業について、企画財政課長にお尋ねいたします。

現在の予算で、どの程度の期間で、どの程度の人数を有給のインターンとして紹介することができるのでしょうか。また、実施開始時期であったり、期間はどの程度を検討し、企業から、インターンとしてどの程度の期間従事してほしいなどのニーズは把握しているのでしょうか。企画財政課長にお尋ねいたします。

○議長（横山哲夫君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） お答えいたします。

本事業は、県の、国の補助ですが、国の補助を踏まえた県の基金運用による補助を想定しておりまして、内示等がありましたら、委託先の業者をプロポーザル・コンペ方式等によって公募しまして、応募業者の提案内容等も踏まえて詳細を決定してまいりたいと考えております。

現段階で本市が想定しているインターンシップの内容につきましては、提案を求める内容ですが、少なくとも5人以上の方を、有給につきましては、事業主負担の社会保険料等込みで月20万円、研修期間としまして1カ月、実際の製造現場のほうでは3カ月という、4カ月で確保してもらおうということでのプロポーザル、コンペの提案を求めたいというふうに思っております。

インターンシップの開始時期につきましては一応8月を想定しておりますが、そのほかにも企業見学会ですとか合同説明会というのを企画しておりまして、そこら辺は企業の内定解禁日を過ぎた、10月1日が内定日ですので、10月1日を過ぎた10月2日以降を想定いたしております。

本事業に関しましての企業ニーズということでございますが、本事業の実施、国のほうでやるんだという、補助対象にするよという閣議決定がされたのが昨年12月15日でご

ございましたので、市内の製造業者数社の状況は、若干確認はさせていただきましたが、改めて企業さんの意向調査とか、そこまではやる期間はありませんでした。

そのため、そうした実情もよく知っておられる委託先の業者さんからの提案もいただきながら、詳細は今後決定してまいりたいと考えております。

○議長（横山哲夫君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） ちょっと認識が違っていたらあれなんですけれども、高校生とか大学生とかを対象にされるなら、高校生なのかなとは思うんですけれども、1カ月であつたりとか3カ月の計4カ月ですか、その期間をインターンとして受け入れていただくということだと、その間の学校であつたりとか、そういう兼ね合いはどのように認識されているのでしょうか。

○議長（横山哲夫君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 済みません、ちょっと説明が私、不足しておるかもしれませんが、まずインターンシップで、雇用型でやるものにつきましては、高校生、大学生、現役生じゃなく、現在、失業者等を対象にはいたしております。

高校生ですとか大学生につきましては、企業等見学会ですとか合同説明会、いわゆる内定漏れした方をすくい上げるような形で、10月2日以降にという予定でございます。

○議長（横山哲夫君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） ありがとうございます。

製造業の経営者の方からも、工業高校を卒業したような子たちをぜひ雇用、紹介してほしいという話はよく伺いますので、ぜひこの緊急雇用創出事業をうまく活用していただいて、なかなか雇用の集まらないような企業にもうまくマッチングさせていただければと思います。

次に移ります。

資料4—2の25ページ、農林水産業費の商品開発委託料について。具体的な事業内容や工程について、また、商品開発の商品の今後の活用、開発後の製造や販売方法について、産業課長にお尋ねいたします。

○議長（横山哲夫君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） 御質問にお答えします。

本市の特産品でありますニンニクなどの販路拡大を目指して岐阜市の岐阜女子大学に商品開発を委託するものですが、現在のところ、具体的な事業内容、工程や商品の活用方法はありません。

農村地域には、豊かな自然やその恵みに育まれた農業など魅力ある一方、過疎化、少

子高齢化による担い手不足などで、農地の荒廃や集落機能の低下が進行しています。

そこで岐阜県は、企業と農村の共同活動により農村地域の活性化を図るため、農村と企業や大学などの団体を結びつける、ぎふ一村一企業パートナーシップ運動を行っています。

岐阜女子大学は、平成25年度に岐阜県知事よりぎふ一村一企業パートナーシップの運動の登録を受けられました。そういうこともあり、本市の農産物を使用して、学生の皆さんの意見や知恵を生かし、消費者をつかむ新たな商品開発に取り組んでいただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） ありがとうございます。

内容はわかったんですけども、他の団体との一緒に協力をしてやっていく事業こそ、詳細な計画がなければなかなかスムーズに進まないと思いますし、この1年間の中で新しい商品を開発して、それを軌道に乗せるというのは非常に難しいことだと思うんですが、具体的にいつごろまでに計画をつくられるのか、もしわかる範囲で教えていただければお願いします。

○議長（横山哲夫君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） 再質問にお答えします。

先ほども申し上げたように、まだ具体的な内容等は決まっておりませんし、この事業につきましては、市単独の事業でございます。

新年度に入りましたら岐阜女子大学のほうと詰めまして、スケジュール的なことを検討しまして行っていきたいと思っていますので、いつごろまでということはわかっておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（横山哲夫君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） ありがとうございます。

続きまして、同じ25ページの6次化ネットワーク事業補助金についてお尋ねいたします。

内容のほうは先ほども伺ったので大丈夫なんですけど、販売計画や売り上げの目標などはどのように設定されているのか、あと、事前に伺った現在参加する企業や団体以外にも、今後参加することが可能なのかどうか、産業課長にお尋ねいたします。

○議長（横山哲夫君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） 御質問にお答えします。

6次産業化の販売計画ですけれども、ニンニクの加工品である黒ニンニクの販売を、梅田建設株式会社、山県市商工会、てんこもり農産物直売所、さくら工房とネットワークを組み、PR、商品開発、そして販路拡大を行います。

具体的な販売目標ですが、実施主体の梅田建設の農業部門の売り上げ1,450万円を、ネットワーク事業を活用して1,630万円に拡大し、販売箇所も現在5カ所で売っておりますけれども、10カ所にして、そして、さらに輸出についても研究されます。

また、耕作面積も5ヘクタールを8ヘクタールに規模拡大されます。

次に、ほかの者も参加できるかについてですけれども、国の農業6次化ネットワーク活動交付金の実施計画により採択された事業に位置づけのある者に限り、今回の事業に参加できます。先ほども述べました、商工会、てんこもり等でございます。

しかし、6次認定を受けることは農業者であれば対象になりますので、参加を希望される方は、産業課のほうへ御相談いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） ありがとうございます。

1,450万円から1,630万円に売上目標を上げるということでしたけれども、予算が200万円で、大体200万円ぐらい売り上げが上がるということで、毎年200万円かけないと200万円ぐらいの売り上げの増が見込めないのか、それとも今回1回200万円の予算を組めば、今後も毎年、来年からは200万円を補助しなくても200万円ずつ、毎回毎回売り上げは確保していける計画なのか、どちらでしょうか。

○議長（横山哲夫君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） 再質問にお答えします。

今回、国のほうの交付金をいただいて、事業費的には300万円で、東京とか大阪のほうへ出向いての販路拡大を目指しておるわけでございますけれども、300万円のうちの200万円を利用するということですので、まだ梅田建設さんとは27年度については詰めてはおりませんけれども、26年度の結果に応じては、ひょっとしてもう国のほうの補助金はもらえないかもしれませんけれども、梅田建設さんが独自で27年度も出向いての商品の販売の拡大をされるかどうかはわかりません。それらにつきまして、市としては、全面的に応援はしていきたいということを思っています。

金額的に上がるということは、先ほど申し上げたように、ニンニクをつくってみえる面積も5ヘクタールから8ヘクタールに、今回3ヘクタールほど目標は上げられますが、ニンニクにつきましては連作がきかないということもございますので、そこら辺のとこ

ろも、いわゆる農地を貸していただける方等のこともありますので、そこら辺も踏まえて、今後は売り上げのほうをどのようにしていくかは検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） ありがとうございます。

せっかく支援するんですから、長い計画を持って実施していただきたいと思えます。

続きまして、同じ25ページの農林水産業費の農業用施設改修工事費についてお尋ねいたします。

要望箇所分として1,041万3,000円、24カ所の選定基準について、また、例年、緊急工事分を除く箇所について1,000万円の枠を基準として予算が組まれていると伺いましたが、その枠となっている数字の根拠について、産業課長にお尋ねいたします。

○議長（横山哲夫君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） 御質問にお答えします。

要望箇所分の選定基準ですが、水利組合、土地改良区等からの要望をとり、要望箇所の確認を市の職員と組織の代表者とで行い、改修の必要性の高いところから選定を行っております。

また、選定する中で、農業に一番必要な用水を1番、2番目に排水、3番目に舗装しております。

次に、緊急工事分を除く箇所についての1,000万円の枠の根拠でございますけれども、過去3年間ほどの工事实績に基づいております。

ちなみに、平成23年度が980万円、平成24年度が670万円、平成25年度が985万円です。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） ありがとうございます。

一カ所一カ所の箇所づけを積み上げて予算を組んでいるんだったら予算額の根拠があると思うんですけれども、過去の実績に応じてこの枠を決めていると伺ったので、再度伺うんですけれども、大まかな1,000万の枠で、そもそも要望箇所を全部こなしていけるのか、それとも、24年度だと670万という少し少ない額だったと思うんですけれども、この1,000万円で、基本的に要望箇所は全部こなしていけるのか、それとも待っていただかないといけないような場所があるのか、再度産業課長にお尋ねいたします。

○議長（横山哲夫君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） 再質問にお答えします。

1,000万円ほどで全てができるかということですが、1,000万円では、全ての箇所が対応できるということはありません。

特に、1,000万円という枠がありますけれども、そのほかに大きな、ここは必要というようなところは、当然当初予算で箇所づけて行っています。

先ほど申し上げたように、一番大事なのやっぱり水になりますので、用水のようになります。用水関係を重点に、まず修繕等の選定に入りますけれども、それでも、用水の中でも必要なところから順に行っているのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） やり切れない量があれば、どんどんどんどん次の年にやらないといけない場所がたまっていってしまうので、この1,000万の枠、何か根拠があるんですからこのまま続けていただければいいんですけれども、根拠がないようでしたら、ぜひ必要な箇所、必要に応じて選定していただきたいと思います。

続きまして、同じ25ページ、農林水産業費の木の駅プロジェクト補助金事業について、先ほど説明は伺いましたので内容についてはいいんですが、山に残った木を搬出していただき、木の駅に持っていただくということでしたが、実際に育林推進事業などで間伐などを実施していただいて、林業事業体の方にも山から木材を、間伐した木材を搬出はしていただいていると思うんですが、実際に、そうした山に残った木が現在山県市に何立米ぐらいあり、また、木の駅プロジェクトで対象となる人たちが何名ぐらいいるのかお尋ねいたします。

○議長（横山哲夫君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） 御質問にお答えします。

現在、市内に間伐して残った木でございますけれども、林地残材といいますけれども、それは何立米あるかということはありません。

そして、今回このプロジェクトに募集をかけますけれども、何名が手を挙げられるかも、まだ定かではございません。

一応、先ほども申し上げましたが、先ほどというか前の議員さんに、杉山議員さんのときに回答させていただきましたが、2010年の農林業センサスでは、林家が895戸ございます。しかし、山林を手入れされておる林家は本当に少ないと思います。

本事業を啓発して、出荷者を、関市が始めた、少なくとも10人ぐらいは募集をかけま

して、組織を立ち上げたいというふうに思っております。

また、今月の15、16日と大垣市で開催されます全国木の駅サミットに参加申し込みをしました。しましたら、市内の在住者で、岐阜県立森林文化アカデミーを今年の春卒業された、若いというのか、男の子ですけれども、その方も、もう既に申し込みをされてみえました。その方に話をしましたら、僕もできるだけ協力しますというようなことをお答えいただきました。そのことを中心に、やはり林家が多いのは美山のほうでございますので、関市のほうの推進された林務課長さんに聞きますと、やはり、待っておってもいけないので、課長みずからが出向いてリーダーをつくったというようなことも言われました。

私のほうも、特に多いのは美山の方面でございますので、美山の方面で、この人ならできらうという方には直接お会いして、お話をさせていただいて、組織に入っていたりするようなこともしていきたいなど、そういうことを思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） ありがとうございます。

なかなかお話を伺っていても具体性が見えてこないと思いますし、他市の、関市の事例などを拝見させていただいていても、実際に何人かで1組で木材を、植わっている木を切って、それを搬出しているような事例などもありましたので、そういう計画を緻密に立てていただいて、今のままではいかにも成功しなさそうな説明ですので、ぜひ計画をしっかりと煮詰めていただきたいと思います。

続きまして、26ページの育林推進事業補助金について、再び産業課長にお尋ねいたします。

前年度は1,050万円の予算額だったと思いますが、平成26年度の補正予算では463万円減額しています。今年度の960万円の予算額は予定どおり実施できるのか、お尋ねいたします。

○議長（横山哲夫君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） 御質問にお答えします。

平成25年度の育林推進事業につきましては、7つの林業事業体が、当初350ヘクタール計画しておりましたけれども、作業道の開設ができなかったり、間伐が実施できなかったことの原因で約200ヘクタールとなり、463万円の減額補正を行うこととなりました。

このことから、平成26年度の計画につきましては、県の指導を受け、各林業事業体の間伐の実施内容の精査を行っております。計画どおりの320ヘクタールの間伐が実施でき

ると思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） ありがとうございます。

最後のほうに今回の25年度の補正予算で減額になったところは何う予定だったのであれですが、まず、限られた林業事業体の方々しか山県市内にいない状態で、そうした人たちが計画どおり実施できない、460万円も本来事業体の方々に入る予算が入らなかったという、計画どおりできないということです。ぜひ計画どおり実施できるように、また行政としても後押しをしていただいて、間伐の事業を効率的に行っていただいて、林業がやりやすいような環境整備を、ぜひ産業課としても積極的にサポートしていただきたいと思います。

続きまして、26ページの治山林道事業について、産業課長にお尋ねいたします。

林道の修繕の枠が500万円と事前に確認させていただきましたが、500万円の金額の根拠はどういったところから出てきているのでしょうか。産業課長にお尋ねいたします。

○議長（横山哲夫君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） 御質問にお答えします。

林道の修繕枠500万円の根拠ですけれども、過去の修繕実績に基づいております。

ちなみに、平成22年度が531万円、平成23年度が229万円、平成24年度が444万円、平成25年度が約500万円でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） 先ほどのところでもお尋ねしたと思うんですが、数字の根拠、箇所づけを積み上げていってこの金額が出てきているんだったらいいんですが、これまでの実績から見て枠を決めていて、実際に、要望箇所が全部それでできているんだったらいいんですけれども、実際にできておらず、また来年度に延ばすようなところとかがあるのは事前に確認しております。だから、一個一個箇所づけを積み上げていって、具体的にこの金額になるという数字を出していかなければ、どんどんどんどん次の年に修繕しないといけない場所がたまってくると思いますので、ぜひ枠に、23年度とかは半分ぐらいなのであれですけれども、500万円の枠にとらわれずに、必要なところは順にやっていただきたいと思うんですが、この500万円という枠は実際にあるのでしょうか、それとも超えることはできて、事業を実施することはできるのでしょうか。産業課長にお尋ねいたします。

○議長（横山哲夫君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） 再質問にお答えします。

500万円という枠はありますけれども、今、ゲリラ豪雨等でいろんな、突然起こる修繕等も必要となってきます。そういうのは災害復旧とかがいろいろございますし、また、これはどうしても早急に直さなければならないというものは補正予算等もございます。とりあえず顔出しの500万円ということでございます。先ほど申し上げたように、平均的には500万円ぐらいでやっていけるということがございますので、それ以上のことは随時臨機応変に予算を立てまして行っていくということになりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） とりあえず500万円とあって、市民の皆さんは絶対納得しないと思いますので、ぜひ箇所づけ、一個一個を積み上げていっていただいて、本当に急いでやらないといけないところは補正予算でやっていただけるということでしたらいいんですけれども、一個一個の予算、また続きますけれども、同じような質問が、ぜひ一個一個、意味のある予算を積み上げていっていただいて、しっかり説明できるような予算を組んでいただきたいと思います。

続きまして、27ページの土木費の各種道路橋梁維持事業について、建設課長にお尋ねいたします。

各種工事費の予算額の根拠は何でしょうか。建設課長、お願いいたします。

○議長（横山哲夫君） 長野建設課長。

○建設課長（長野 裕君） 御質問にお答えいたします。

道路橋梁維持費における工事請負費の根拠でございますが、内容といたしましては、点々補修工事費、小修繕工事、路側線補修工事費、交通安全柵工事費の4点について予算化させていただいております。

工事費の根拠でございますが、舗装点々補修工事及び小修繕工事につきましては、職員による市内のパトロールや市民の方などからの情報提供を受けました、緊急に修繕等を要する箇所への対応を行うための予算であります。予算額の根拠といたしましては、過去の年度において実施した実績額等を考慮した上で計上させております。

なお、点々補修と小修繕工事につきましては、市内の南部、北部、それぞれ各1社ずつのほうに委託業務ということで請負を行っております。

そして、路側線の補修及び交通安全柵に係る工事費につきましても、市内全域におき

まして、道路におけるラインの引き直し及びガードパイプ等の補修、設置が必要な箇所につきまして、年度をかけ順次対応していくこととして例年相当額の予算を計上させていただきます。実績ということでお取り上げいただければと思います。

以上です。

○議長（横山哲夫君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） 再質問いたします。

今まで、別の課ですけれども、さんざんこの数字の根拠は何ですかというふうに伺ってきたので、またこういう回答になるとは予想しておりましたが、点々補修であったりとか、小修繕に至っては数字の根拠が3,400万円一式という形で予算が計上されていて、全く過去の実績というだけで何の数字の根拠もない、ことしどれだけ必要なのかなと全く計算もされていない状態で予算が組まれています。

またこれも繰り返しになるんですが、この3,400万円で全部市内の要望ができればいいんですけども、実際できていなくて、また前年度、次の年と延ばされていくのであれば、一個一個箇所づけしていただいて、それを積み上げて、予算の数字の根拠をぜひしっかりと持っていただきたいと思います。

ほかのところの数字は読み上げませんので、次から予算を組むときには明確な回答ができるようにお願いします。

続きまして、27ページの橋梁耐震補修設計・補修工事費について、2カ所の場所が、橋が挙げられていると思いますが、耐震補修のみで安全確保ができると思われるのか、建設課長にお尋ねいたします。

○議長（横山哲夫君） 長野建設課長。

○建設課長（長野 裕君） 御質問にお答えいたします。

本年度、予算化させていただいておりますのは、美山地区の美山橋の設計のほうと、十王橋の耐震補修、補強工事ということで予算化を計上させていただいております。

橋梁の耐震補修につきましては、高度成長期に多数建設された橋梁の劣化や損傷が多発するなどの点から、国において、道路橋の予防保全に係る早期発見、早期対策による安全確保とライフサイクルコストの最小化及び構造物の長寿命化を図ることとした方針を受けまして、本市におきましても、平成21年度から地域間を結ぶ主要な橋梁52橋について橋梁点検を行っております。

平成24年度に点検結果をもととした山県市橋梁長寿命化計画の策定を完了いたしまして、点検結果に基づきまして、健全度が低い橋梁と判断された補修を優先的に行うべく、平成25年度、本年度からでございますが、耐震補強、補修工事を実施しておる次第でござ

ざいます。

御質問の、補修工事のみで安全の確保ができるのかということでございますが、橋梁点検の際に危険と判断された部分の補修と補強を行うことによりまして、橋梁本体の剛性を高め、橋梁の長寿命化と安全な状態を確保できるものと考えております。

なお、補修工事後の橋梁につきましても、継続的に点検を実施することとして状況の把握に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） 場所によっては地域の皆さんからも、今の耐震補強だけでは危険性は、耐震補強の部分に関しては危険性は回避されるんですが、そもそも橋の幅が狭いので危険なのではないかという声なども数多くいただいて、それは担当課にも十分伝わっていると思うんですが、耐震補強のみじゃなく、拡幅とか、また、かけかえなのかはわかりませんが、そういった計画は、今の段階で近々に行う予定は考えられなかったのでしょうか。

○議長（横山哲夫君） 長野建設課長。

○建設課長（長野 裕君） 御質問にお答えいたします。

例えば十王橋の件でございますが、来年度、補修工事を行います。4,900万円ということで予算計上をさせていただいておりますが、当方のほうで十王橋の関係、かけかえについて試算をいたしましたところ、橋梁本体の2車線化ということで見込んだところ、約4億5,000万を超える額でございますが、なおかつ、それにつながる道路の拡張等も必要となることから、より以上の費用がかかることが見込まれております。

かつ、鳥羽川に係る河川改良工事もございますし、国道256号バイパスの延長も、今、検討されているというか都市計画決定されておりますので、その計画等の動向によっては、車両の動線、あと利用道等が変化するということが見込まれますので、現在のところはそのような形で、まずは橋梁の長寿命化による健全度の確保ということで進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） この内容はまた一般質問でも行いますのでこれ以上聞きませんが、要するに、費用がかかるから、危険だけれどもそのまま何も行わないという答弁だと思いますので、ぜひ費用も勘案しながら安全確保に努めていただきたいと思います。

続きまして、27ページの道路改良事業について、実施箇所の選定基準がどのようにな

っているのかお尋ねいたします。

工事請負費の2億9,170万円、31カ所のうち、自治会要望が26カ所で、行政が主導的に行った箇所が5カ所と事前に伺いました。

平成25年の第3回定例会では、自治会要望以外にも、一般の方などから受けたような要望も実施していくというふうに伺いましたが、今回の当初予算、事前に伺ったところ、自治会要望しか受け付けませんとの、当初予算には組みませんとの回答を担当課からいただきましたが、どのような基準で事業を選定しているのかお尋ねいたします。

○議長（横山哲夫君） 長野建設課長。

○建設課長（長野 裕君） 御質問にお答えいたします。

まず、施工箇所の選定に係る市独自の基準については、現在設けておりませんということ、まずお伝えいたします。

あと、事業箇所の選定について、本市におきましては、市街地域、農業地域、山間地域などの地域で形成されておりますことから、各地域の生活環境や状況によって要望の内容に温度差といいますか、地域ごとのニーズの相違が見受けられております。当然、実施箇所につきましては、地元自治会からの要望などにより、自治会の自治会長さん及び連合会長さんとともに現地を確認した上で、緊急性及び利便性、安全性の観点及び市内全域における公平な整備について考慮をさせていただいた上で、決定させていただいております。

なお、自治会要望だけということで予算化をしたということですが、まず予算の根拠ということで、まずは箇所づけをさせていただいた事業について積算をした上で予算立てということで計上させていただいております点、御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（横山哲夫君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） ありがとうございます。

自治会要望しか事前に箇所づけができないということではないと思いますし、平成25年の第3回定例会では自治会要望以外にも受け付けるというふうに答弁されていますので、当初予算で自治会要望しか組めない理由を明確にお答えいただきたいのと、あと、いろいろな意見の集約の仕方があると思います。市長もパブリックコメントなどを導入していますので、パブリックコメントなどで道路改良の要望などがあった場合とかも想定されますし、個々にいろんな形で担当課に要望があると思いますけれども、当初予算で自治会要望しか受け付けられない理由をはっきりとお答えください。

○議長（横山哲夫君） 長野建設課長。

○建設課長（長野 裕君） 当初予算の中に組み込まれた箇所ということでは、先ほど申し上げましたように、積算をするという根拠が必要ということで、箇所づけされた部分についてということでは、要望を受けたところをまず優先させていただいております。

そのほかに、今年度につきましては、対応をするべく予備の部分ということで、改良事業、特に、以前から要望を受けておりました状況が整った部分等について対応できるような点についても考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） 当初予算に自治会要望以外のものが組み込まれないという事前の確認をしたときには、少し残念な思いはしましたが、箇所づけを、自治体要望以外にもできないわけではないと思いますので、今後補正予算でやるのか、来年度やるのかはわかりませんし、場所もどこかはわかりませんが、ぜひ幅広い意見を聞いていただくか、それとも、自治会要望しか受け付けられないなら自治会要望しか受け付けられないと、しっかりと要綱か何かで決めていただければ広く市民の方々にも理解されると思いますので、改善のほうをよろしくお願いします。

28ページの公園遊具設置工事費について、再度建設課長にお尋ねいたします。

内容は先ほど伺いましたので、内容は結構ですので、以前、公園を新たに建設してほしいとか、公園の中に遊具をつくってほしいという要望があった際に、今後の維持管理費の増額を抑制するために、新たな遊具の建設などは行わないと、新たな公園などの建設は実施しないとの回答をいただいておりますが、方向性の変更などはいつ行われて、どのような計画で実施されていくのか、また、あと来年度以降の公園の維持管理費はどれぐらい増額するのか、建設課長にお尋ねいたします。

○議長（横山哲夫君） 長野建設課長。

○建設課長（長野 裕君） 御質問にお答えいたします。

議員の御指摘の、以前に維持管理費の増加抑制のため、新たな公園建設及び新たな遊具の設置は行わないということが市から回答があったということですが、現在におきましては、地域の総意に基づきまして、新規の公園建設や遊具の設置について要望があった場合につきましては、公園建設等に係る問題点や維持管理方法について内容を協議した上で対応を検討したいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

2点目の、四国山香り公園の遊具設置による維持管理費の増加の関係でございますが、

今回設置を見込んでおります遊具につきましては、アルミ製の支柱やステンレスなどの部材を使用することによって、設置後の維持補修費用などが極力要しないように考慮しておるつもりでございます。

なお、今回の設置に伴いまして増加が見込まれるものとしたしましては、遊具に対する保守点検料が継続的に発生すると見込まれておりまして、その額につきましては、年間数万円程度ではなかろうかと想定しております。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（横山哲夫君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） もともとの質問をしようと思った内容が、今後、維持管理費の抑制のために新たな遊具であったりとか公園を建設しないというところからスタートしておりましたので、今後の公園のあり方であったりとか、計画性をしっかり持って、今後遊具をふやしていくのか、公園をふやしていくのか、しっかり方向性を持っていただきたいと思います。

では、次に移ります。

資料3の議第14号、平成25年度山県市一般会計補正予算の繰越明許費補正について、建設課長にお尋ねいたします。

款の土木費、項の都市計画費の福祉健康広場整備工事費の500万円が繰越明許として補正を行っておりますが、26年度、どのような計画を執行するためにこれを繰越明許としているのか、お尋ねいたします。

○議長（横山哲夫君） 長野建設課長。

○建設課長（長野 裕君） 御質問にお答えいたします。

平成25年度に予算化をしていただいております（仮称）福祉健康広場の整備工事に係る予算につきましては、現在、農業振興地域の農用地区域からの除外について、除外手続を今現在行っております。そして、手続完了後に整備とすることとして、今回、平成26年度への繰り越しとしてお願いするものでございまして、平成26年度につきましては、当初の25年度の計画と同様に、グラウンドゴルフやゲートボール場などの軽スポーツに対応した整備を考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） 農振がかかわっていることは最初からわかっていたことですので、平成25年の当初予算に500万円の、まず予算をそもそも組むこと自体がおかしいことだったので、ましてこれから26年度の計画が、25年度当初予算を組んだ後の第2回の定例

会で、一般質問で伺った際と全く変わっていない、何も計画が具体化されていないのに今回繰越明許をすることはおかしいんじゃないかなと、僕は個人的に思うんですが、本来でしたら、この補正予算で減額をして、次、具体的に農振が外れて計画ができるころに補正予算を組めばいいと思うんですが、どうしても繰越明許をしないといけない理由はどこにあるのでしょうか。

建設課長で大丈夫ですか。

○議長（横山哲夫君） 長野建設課長。

○建設課長（長野 裕君） どうして繰り越しということでございますが、本事業につきましては合併特例債を利用して買い戻したということで、公園整備のほうを進めさせていただいております。その内容につきましては、早急な整備にかかるということでございまして、平成25年度に整備のほうを進めるということで予算化させていただいておりますので、それを継続して、25年度の予算として整備したいというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（横山哲夫君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） それでしたら、平成25年度当初予算に予算を組んだ時点で農振の除外の手続に入るとか、そもそも合併特例債で土地を購入する際に事業計画書を提出しないといけないと思うんですが、その事業計画の変更すらしていない状況なんですが、25年度の間、それは行うことができたと思いますし、今の2点は、それも行ってないにもかかわらず、今回繰越明許をして、どうしても26年度中にグラウンドゴルフ場とかゲートボール場、誰が要望したのかわかりませんが、どうしても今回繰越明許をしないといけない理由には、今の答弁ではなっていないと思うんですが、どうしても今回、減額補正じゃなくて繰越明許しないといけない理由を、もう一度明確にお願いします。

○議長（横山哲夫君） 暫時休憩します。

午後2時13分休憩

午後2時14分再開

○議長（横山哲夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 合併特例事業の関係でございますので、そこら辺の関係で私のほうから若干御説明させていただきますが、土地を購入したのはもう数年前に

なりますので、そのときの詳細については、私も意思決定する幹部職員じゃありませんでしたのでそのときのことはわかりませんが、現段階で選択する余地としましては、25年度で一旦減額して26年度で組むとしますと1年の空白期間を設けまして、合併特例事業の継続性というのが国、県のほうから見解が問われるということで、農業振興地域の農用地区域の除外という要因をもとにしまして繰り越しの手続をするということで、国、県のほうにも説明してまいりたいということです。議員御発言のように、計画性が十分ないやないかとか、事業が当初のときよりもおくらしているやないかという御指摘はあるかもしれませんが、現時点では、事業の継続性をするためのやむを得ない手段として、御理解を頂戴したいと思います。

○議長（横山哲夫君） 恩田佳幸君、質問をかえてください。

○1番（恩田佳幸君） この質問はもうこれで終わりなので、また一般質問で再度伺いますので、そのときにしっかり伺います。

次の質問は、先ほどの育林推進事業のところで説明を伺いましたので、この質問は取り下げさせていただきます。

以上で質問は終わります。

○議長（横山哲夫君） 以上で恩田佳幸君の質疑を終わります。

暫時休憩します。2時半まで。

午後2時15分休憩

午後2時30分再開

○議長（横山哲夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

1番目の質問者の武藤孝成君の梅原のコートの使用状況についての答弁漏れを佐村生涯学習課長に答えていただきます。

佐村生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐村光仁君） 先ほどの武藤議員の梅原テニスコートの24年度の利用者の人数をお知らせします。

梅原テニスコートの使用者は、24年度は5,633人でございます。ちなみに、23年度は4,200人ほどで、多くの方に使ってもらっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） ありがとうございます。

通告順位8番、寺町知正君。

○7番（寺町知正君） それでは、通告に従って質問いたします。

基本的に議案書からずっと補正予算、当初予算という資料の順番に通告しています。

まず最初に、議案書の18ページですけど、議第3号、附属機関設置条例の一部改正ということで教育長にお尋ねしますけれども、この議案では、小中学校の適正規模検討委員会、それから、教育振興基本計画検討委員会、そして、教育委員会点検評価委員会と、これを設置するというふうに取り取れます。新たに条例設置する経過、趣旨、目的、これはどのようでしょうか。

それから、それぞれの設置予定の時期、この見込みはどうでしょうか。

そして、1番目の小中学校関係、それから2番目の教育振興基本計画関係についてお聞きしますけど、その構成員の数の見込み、それから、どんな人を選ぶ予定なのかということ、そして、代表はどういう人をお願いする方向なのかというところの見込みを説明してください。

さらに、3つの委員会について、教育委員さん個々の意見も聞かれているとは思いますが、どんな意見が出されているかというところもお聞きできればと思います。お願いします。

○議長（横山哲夫君） 森田教育長。

○教育長（森田正男君） それでは、お答えをいたします。

今回、3つの委員会を附属機関として設置することにつきまして、本市の場合、教育委員会に設置要綱を設けて、この3つの主要な委員会を持っております。これまでのように市民の意見を聴取して参考にするという位置づけ以上に、答申を受けるとか評価を受けるといようなことを一層重視いたしまして、山県市として市民の意見を幅広く施策に反映させていくというような思いを持ちまして、市の附属機関というふうにさせていただくということでございます。

余分なことではございますが、折しも国の、教育制度の改革で動いておりますけれども、本当に合致した形ではありますが、そういったことではなくて、私どもが考えておりますより一層というところを、山県市として市民の意見を広くというためにこの設置を変えていきたいというふうに考えております。

それでは、それぞれの委員会設置の目的等ではございますが、これについて御説明をいたします。

まず、小中学校の適正規模検討委員会についてでございますが、平成26年度、来年度でございますが、いわ桜小学校においては複式が2学級できると、いわゆる全部で3学級の学校になるということでございます。それから、伊自良北小学校においては複式が1学級できると。これを数年前に試算して基本計画等をつくりましたけれども、そうし

たときの予想以上に児童数の減少が今進行しております。

そして、そこに、もう一つは、まちづくりを含めた将来的な検討が必要となってきたというのがこの背景にあります。

委員会の構成につきましては、学識経験者、市議会議員、自治会連合会、PTA連合会役員、保育園保護者会、それから、小中学校長会等、15名で組織をするということになっております。

これにつきまして、教育委員の皆さんからは、関係校区の保護者、地域の住民の意見を十分聴取できる機会を設けるようにという意見をいただいております。

次に、教育振興基本計画の検討会でございますけれども、これは、平成22年度に10年計画で策定されまして、来年26年度で5年目を迎える、いわゆる前半を終わるということになるかと思っております。したがって、後期基本計画の策定に入るところでございます。

平成26年度には、当委員会をつくったんですけれども、再度設置をいたしまして、本年度策定されます山縣市総合計画を初め、国や県の動向を見ながら、また、全市的な視野から後期基本計画を策定したいと現在考えております。

これも委員の構成としましては、教育及び教育行政に専門的な知識を有する方、それから、小中学校長もしくは教員、それから、PTA等教育に関する地域活動関係者、それから、市内在住・在勤者でおよそ10人というふうで規定をしております。それで組織をつくってまいります。

このことにつきましての教育委員の皆さんからは、時代のニーズに合わせて、教育振興計画でございますのでニーズに合わせつつも、本市の特徴を十分に生かした重点施策、何項目かの重点をつくりますので、そうしたことをつくってほしいという意見をいただいております。

それから、教育委員会点検評価委員会についてでございますが、毎年度、教育委員会事業の進捗状況の点検、評価を行うものでございます。そうした組織でございます。来年度より、一層委員さんの意見を提言と、そこまでは大きい言い方かもしれませんが、提言として受けて、次年度の教育行政に反映させていきたいと、こんな思いを強く持っております。

これは毎年実施しておりますけれども、委員さんにおきましては、先ほども申しましたけれども、教育及び教育行政に関する専門的な知識を有する方、それから、小中学校関係者、保護者、民間企業、団体等の関係者で、これも10人以内で組織し、任期を2年とここはしております。先ほど漏らしましたけれども、ほかは1年ということでございます。

ます。

こうした3つの委員会の、いわゆる附属機関ということにするということに関して、教育委員の皆さんからは、広い視野から多くの意見が聴取できることや、委員会代表には学識経験者等、本市の教育に造詣が深い方が望ましいのではないかと、こんな意見まで今いただいているところでございます。

以上、答弁とします。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 教育長に再度お尋ねしますが、まず、先ほどの答弁の最初に、国の改革の方向について、それは関係ないというふうに取り上げたんですが、今教育界って、そんな受けとめをしている地方の教育界は余りないと私は受けとめているんですけど、あえておっしゃったのであえてお聞きしますが、教育関係にいる人として、国の関係は非常に重視すべき、当然この3つのどれか、多分2番目ぐらいかなと思いつつ、そのあたりはどういうお考えなのか、改めてお聞きするということですね。

それから、もう一点ですが、先ほどの説明で答申や評価を重視するということが1つの設置目的ということでしたけど、これは一般に諮問があって答申があるわけですね、どんな審議会等でも。そうすると、教育長がどんな諮問をするかであり、通常、行政の機関というのは、諮問を受けてそれを覆すようなこととか一部修正というのはめったにない。基本的には、もう答申は諮問に飾りをつけるような、そのまま追認にするようなものが多いというのが一般的だと思っています。そうすると、教育長が出す諮問はどんなものを今、イメージでもいいから想定しているのかというところを御説明ください。

○議長（横山哲夫君） 森田教育長。

○教育長（森田正男君） 再質問にお答えをしたいと思います。

今、全部が聞き取れたかどうかちょっと心配でございますけれども、私が国とは関係ないというような話をしたことで逆に誤解を招いてしまったかなと思いますが、おっしゃるとおり、今、国は教育再生、教育改革が本当に大きな波として動いております。特に一番基盤をなします教育委員会制度が動いております。きょうもまだ公明党と自民党の間で出ておりますが、市長部局のほうに総合教育会議というものをつくったらどうかという案がきのう、きょう出ているというような状況で今動いております。

したがって、そのことが即、うちが今やろうとしていることと直結していることではないということが言いたくて言ってしまったんですけども、当然そういったことも頭の中には描いております。これからの教育改革が特にそこを、教育行政の基盤が変わっていくのではないかとすることは前提に思っておりますけれども、どう変わるかは

わからないわけですので、そのことを直接ここへ引用して話すことはできないと思いきまして、避けさせていただきました。

どちらにしても、従来からこうしたことはとても大事な案件でございますので、特にここからはちょっと私見になるかもしれませんが、私自身が思っているのは、山県市教育行政の基盤は、学校のいわゆる適正規模、これだけ少子化が進む中でどうあったらいいのかということになるだろうかと私は思っております。そして、一人一人の子供たちをどう育てるかは教育の柱でございますけれども、その基盤をなす集団をどのように山県市がこれから、市長が言われるように、持続可能な社会の中で教育をしていくにはどうしたらいいのかというのはとても大きな課題だと思っておりますので、これを条例という形で設置をさせていただいたと。市ぐるみで考えていかなければならない問題だという認識でございます。

続きまして、今ちょっと話をしたかもしれませんが、諮問ということに関してでございますが、これもまた今の国の動きとかかわるわけですが、例えば、（仮称）総合教育会議ができれば、そちらで基本方針等が決まるということになりますと、実際には諮問の前に方針が出るはずですよ。今はそれがないので、教育委員会が事務局担当としてそれをつくっていいわけですからつくるけれども、多くの方の意見を聞くというわけですが、今度はもっと大きい方針として持って動きますので、ちょっとそこが違ってくるので、現在の段階の諮問ということは、私のほうから諮問をさせていただいて、そのことをずばりではないですが、よりよい方向で方針を出していきます。しかし、これからの、来年度か再来年かはわかりませんが、方向は少し変わってくるかなという意味で諮問ということを考えております。

ちょっと長くなりましたが、以上です。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 改めて教育長にお聞きしますが、今の時期でははっきりしていない部分もあると、国の動きがね。そこは承知しています。それで、私は当初、この議案を見たときに、国の動きも含めて、条例設置の3つの委員会のどこかで、あるいは重なりながら、徐々に受けとめる地方の側として考えていくのかと思ったんですが、今の答えを聞くと、必ずしもまだそんな段階ではないと言いつつ、やっぱりそれは放っておけないので、今後、国の方針が出た場合に、新たなものをつくるというイメージでおられるのか、あるいは現在の教育委員会の中で教育委員さんたちが相談をしてその対応を考えていくというイメージでおられるのか、どちらなのでしょう。新たに附属機関を別につくって、あるいはこの中にきちっと位置づけてやるのか、あるいは教育委員の中

どうまく調整していくのか、そこはどういうふうに考えているのでしょうか。

○議長（横山哲夫君） 森田教育長。

○教育長（森田正男君） お答えしたいと思います。私の口からそれを今コメントすることはなかなか難しいなと思いつつ、今出ております案は、市長の任命のもとに教育委員会の教育長ができて、そして、市長部局のほうで先ほど言いましたような総合教育会議が行われまして、多分そこにはこれからつくろうとする基本計画も方針の中に入ってくるのではないかと予想はします。しかし、それはまだ何も決まっていますので、ここで話しするということはなかなか厳しいものがあるんですけども、私としては、その両方を見ながら現在の法律の中で動こうと、こう思ってこういう提案をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君、質問をかえてください。

○7番（寺町知正君） では、次に行きますけれども、通告の2番ですけど、資料の1、議案書の40ページです。

ここでは水道事業の設置に関する条例の一部改正ということで課長にお聞きしますが、給水人口を変えるとということで人数が出ていますし、量ということで数字も出ていますが、これを率に直すと、給水人口は12%減らす、非常に大幅な減だというふうに受けとめますが、積算の根拠とかその理由はどのようなふうでしょうか。

それに対して、1日の最大給水量は7%減とすると、この積算根拠とか理由はどのようなふうでしょうか。

今の12%という減の数字、給水量は7%と、ここに違いがあるというのは何となく理解しがたい。通常は、減るならどちらも減るよというパラレルな関係かと思ったんですが、ここに乖離があるというのはどうしてでしょうか。

○議長（横山哲夫君） 棚橋水道課長。

○水道課長（棚橋和良君） 御質問にお答えします。

今回の改正は、乾水源のクリプトスポリジウム対策として乾浄水場の浄水方法変更による美山地域上水道事業の変更認可を受けるため、同条例第2条に規定する給水人口及び1日最大給水量の実績に基づき算出した数値に改めるものでございます。

まず、給水人口の積算根拠及び理由ですが、美山上水道は、国立社会保障・人口問題研究所が公表している日本の地域別将来推計人口、平成25年3月における推計結果をもとに、平成24年度の実績値の割合で比例案分して算出し、変更認可時の給水人口を6,620人としています。

高富上水道は、平成15年4月認可時の給水人口の数値1万9,280人を用い、給水人口を美山上水道と合わせて2万5,900人としています。改正前と比較しますと3,520人、約12%の減少となっていますが、これは、給水区域の人口減少による給水人口の減でございます。

次に、1日最大給水量の積算根拠及び理由ですが、美山上水道は、平成24年度実績値をもとに、1日平均給水量に有収率及び1日平均給水量と1日最大給水量の差が最も大きい比率、負荷率を加味し算出し、変更認可時の1日最大給水量を4,583立米としています。

高富上水道は、平成15年4月認可時の数値9,580立米を用い、1日最大給水量を美山上水道と合わせて1万4,163立米としています。改正前と比較しますと957立米、約7%の減少となっていますが、先ほどと同様に、給水人口の減少によるものでございます。

最後に、給水人口12%と1日最大給水量7%の乖離の理由ですが、給水人口は、条例制定時の人口と改正後の人口と比較し、人口の減少により減少率が12%と大きくなっています。

1日最大給水量は、年間の1日給水量のうち最大の水量をあらわすもので、美山地域では、実績から見て、お盆、正月などに給水区域以外からの帰省により給水量が一時的に増加することにより、1日最大給水量は、人口減少率に比べ減少幅が少なくなっています。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） おおむね理解できましたので、次に行きます。

3番目で通告しているのが指定管理の議案、議案書のほうですけれども、実は、私、10番目に総合スポーツ関係の補助金のことを通告してしまして、きょうの午前中の上野議員の答弁でこれが指定管理と同じ団体であるということを初めて知りました。それで、10番目に通告しているところで団体の全体像を説明していただきますので、まず、それを繰り上げてお聞きして、それから通告の指定管理のほうに入りたいというふうに思います。議長には事前にお願ひしました。

そこで、10番目の通告のほうですけど、資料の4—2の32ページですね。当初予算の概要書ですけど、32ページ。

ここの左側ですと170ページと書いてあるところの真ん中あたりですけど、総合型地域スポーツクラブ補助金として510万円、前年度と同じということで上がっていますけれども、この点についてですが、どのような趣旨でどの団体に交付している補助金かという

こと、それから、その当該団体の年間の収支の主な内訳はどのようなかということ、それから、その団体というのは、蓄財、財産とか預金とか不動産、そういったものはあるのかということ、それから、活動の内容はどういったもので、補助事業部分というのは具体的に何を考えているのかというところの説明をお願いします。

○議長（横山哲夫君） 佐村生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐村光仁君） 御質問にお答えします。

この補助金はどのような趣旨でどの団体かということございますが、この総合型地域スポーツクラブ補助金は、地域密着型のスポーツクラブが行うスポーツ教室等の報償費、費用弁償、消耗品費等の経費を補助するものであり、市内唯一のスポーツクラブである特定非営利活動法人たかのみスポーツクラブに補助金を交付しています。

活動内容としましては、教室を開催しており、小学生を対象とした小学生スクールは、サッカー、柔道などの11種目、中学生スクールは、バレーボール、ハンドボールなど14種目、一般のスポーツ広場は、健康スポーツ、ミニテニスなど9種目、専門的なスポーツ教室は、リフレッシュヨガ、太極拳など18講座を、会員を募集して開催しています。

補助金は、小中学生スクールなどの指導者の旅費や、ボールや用具等の消耗品、スポーツ教室の講師謝金などに使っています。

当該団体の収支の主たる内訳は、スポーツ部門では、主な収入が入会金、会費が803万円、保険料を含んだ参加費が505万円、補助金が510万円です。主な支出は、スポーツスクール・広場開催費829万円、スポーツ教室開催費432万円であります。

指定管理部門では、主な収入は指定管理料が3,970万円、施設使用料が1,989万円。支出は、施設管理費が5,881万円であります。

蓄財はどのようなかということでございますが、当該団体の24年度決算では、スポーツ部門、指定管理部門を合わせて498万円の収益となり、イベント積立金へ250万円、その他、非常時、緊急時対策のために200万円が積み立てられており、イベント積立金は、昨年4月の石川佳純選手の卓球教室、トークショー開催に充てられております。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 今の説明をお聞きして受けとめるのは、このスポーツクラブは指定管理の予定のたかのみスポーツクラブということでもいいかどうかの再確認と、それから、主なここの団体の事業は今補助の対象とされた部分、いろんなスポーツ教室とかといったようなことであって、指定管理部分との重なりは全くないのかあるのかということ、そのあたりを線引きしてください。

○議長（横山哲夫君） 佐村生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐村光仁君） この団体は、たかのみスポーツクラブでございます。そして、スポーツ部門と指定管理部門、これの重なりはございません。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） じゃ、重なりはないとして、1つのNPO法人という団体、ここで働いている人も当然いるわけですが、今のスポーツ教室とか補助の対象となる部分の団体内の人の配置、何人ぐらいがそこで仕事をしているのか、業務をするのかということと、指定管理部分の業務、先ほどの収支の主な内訳とかということによって仕事の内訳はあったけれども、人の内訳ですね。教室の補助対象の部分と指定管理のほうの仕事をしている、いわば管理業務、ここは何人ぐらいかというのは把握されていないのでしょうか。

○議長（横山哲夫君） 佐村生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐村光仁君） たかのみスポーツクラブには、現在20人ほどの職員、地域雇用の方がいます。また、先ほど言いましたスポーツ部門でございますけれども、このスクールとかそういうものにおきましては、指導者とか、それから、講師、そういう方々へ先ほどの補助金を出しているということでございます。

以上でございます。

〔「管理との内訳は。教室と管理との内訳は。わからないなら……」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 暫時休憩します。

午後2時56分休憩

午後2時57分再開

○議長（横山哲夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

佐村生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐村光仁君） 先ほどの質問にお答えいたします。

20人の方はスポーツ部門にもかかわっておりますし、指定管理の部分にもかかわっております。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） ちょっとまだ不明な点がありますけど、3回になっちゃったから仕方ない。

じゃ、もとに戻って4番目になりますけど、指定管理の関係のところをお聞きします。

1つは、議案書の47ページということで、26年度から市の体育施設関係の指定管理をたかとみスポーツクラブにという議案が出ています。もう一点は、ことしの予算書、資料の4の当初予算にも上がってきています。指定管理の選定委員会では、この団体が適当だという結論だったということで継続したいという議案ですね。

これについて、集客、いわば施設の管理で、利用者があつての施設ですから、利用者、人を集める、あるいは実際のサービスというこの面において、市が直営でやっていた時代と比べて、この団体の発想に基づいて利用者がふえたという策はあったのかということ、そこを市はどう見ているんでしょうか。その効果はどのようだったと考えているのかということをお聞きしたいと。

それから、次に、指定管理の対象を今回2つふやすというのが議案の内容なんですけれども、じゃ、今後、この後にさらにふえていくということを予定しているのかどうかということ。

それから、新年度の予算では、説明のあったところの私のメモとしては、新年度、市の政策として使用料を、一部の団体かちょっとまた説明があればいいんですけど、一応基本的に使用料は無料にして、その使用料相当額は市が指定管理団体に払うというような説明を受けたと認識しています。体育振興で使用料を無料にするということは、それは政策として、いずれ利用がふえていくであろうというふうに見込む、普通はね。そうすると、じゃ、27年度とかその後に市民の利用が増加したというふうには認識できるときに、市の施策は一応効果があったわけですね、利用をふやしたいから無料にしますということで。じゃ、いつまで無料の政策を続けるのかなというところの疑問があるんですが、そのあたり、いかがでしょう。

○議長（横山哲夫君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

まず、集客サービスの面において、市の直営時代と比べまして当該団体の利用者の増加策は何かということですが、まず、第1に、市民の利便性を図るため、従来は月曜日は休館といたしておりましたが、これを年中無休体制としたことだと思います。

次に、施設のきめ細やかな管理ということで、私も利用してしまっていていろいろ感じておりますが、本当に利用者の立場に立った運営方針で、そんなサービスを感じております。具体的には、トレーニングルームでの指導員による懇切丁寧な指導やコミュニケーションづくりですとか、施設の利用が詰まっていれば他の施設を案内するなど、その利用者の立場に立った対応も行っていただいております。

そして、施設の利用拡大ということでは、早朝のテニスの実施など、早朝の貸し出しというのは、私ども、余り発想的に思い浮かぶものではございませんが、そういった利用者のニーズに合った貸し出しを行ったり、他市のスポーツイベントの誘致ですとか施設のPR、そして、施設に来なくなった団体、借りられなくなった団体に対しましても案内通知などを出しまして、集客の施設利用に力を入れていただいています。

そして、その効果といたしましては、まず第1期でございますが、利用者数が19年度から22年度まで2万6,000人、15%ふえておりますし、第2期でも1万4,000人、6%の増となっております。そういった施設の利用増が結果としてあらわれております。

次に、指定管理の施設がふえるかどうかということでございますが、体育施設につきましては、これで社会体育施設全てが指定管理にできましたので、これ以上はふえないという考えでございます。

次に、市民の利用が無料にしたことにより増加したと認識した場合の無料施策の継続ということでございますが、これは、スポーツの振興ですとか健康の増進等、継続的に実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 市長に改めてお聞きしますけど、スポーツへのニーズというのは高まっていますし、今の市長の数字の答弁も含めて、利用がふえているということだと思えますね。じゃ、なぜ山口市が使用料を無料にする、いわば市民の人から条例で定めた決して高くはない相当の使用料をもらっている現状を市が公費で、やっぱり税金で指定管理者に使用料をかわって払うわけですよ、市民のかわりに。そういう政策をとる、減ったからとるのかなと私は思ったけど、今ふえているという答弁があって、それで、しかも無料にするというのは全く理解できないんですが、ふえているなら、それをもっと促すような政策であっていいのに無料にするという、さらに料金を安くするというの意味が全くわからないんですが、どういうふうに説明するんですか。利用が減ったなら無料というのはわかります。ふえているのに無料にするということがわからない。

それから、もう一点ありますけど、指定管理団体、たかとみスポーツクラブ、仮に無料にする部分というのは、団体の職員の人たちがお金を集める、市民からいただく、それから、それを保管する、いわばお金の管理というのはすごく神経を使って大変な業務なんですよ、どんな場合でも。市でも民間でもそう。それが減るわけですよ、お金の収受、受け取り、管理業務。それがなくなるということは、指定管理者の業務がかな

り減るといふふうに私は考える。先ほど教育委員会があったように、スポーツ振興業務は外に出しているんだったら、指定管理業務ばかりやっている職員さんがほとんどだろうと。そういう中で、お金を扱う部分は減るんだよと、利用者はもちろん一定数いるわけですけど。ということは、指定管理者の指定管理業務が減るわけですよ、従来と比べて。お仕事が減るといふのに、使用料分は市民の利用に応じて払うとしたら、これは仕事が減ったのにお金は市からたくさんもらえるんだから、もらう分がふえただけでしょう。おかしいと私は思うんですが、そこはどのようなふうを考えているんでしょうか。

○議長（横山哲夫君） 林市長。

○市長（林 宏優君） まず、先ほどの数字として示しました利用者の増というのは、本来の、従来から、当初指定管理をしました総合体育館についての利用が主にふえた理由です。そして、そのほかに今回無料にしますのは、それぞれの学校開放の関係のところが多いと思います。そういった比較をしますと、ふえたことの理由が、やはりああいった大きな建物の管理の運営方法によってふえましたので、そのことによって必然的にふえてきたということでございますし、それから、無料にするその理由は、体育の振興ということもございまして、健康の増進ということもございまして。そして、特に各地域の学校開放についての無料につきましては、今どちらかといいますと社会体育の子供たち、子供が減っている理由も1つありますけれども、大人もソフトですとか、いろんなそういった活動のチームが非常に減ってきているのも事実でございます。そんなことも考慮しまして無料にするということもございますし、そして、もう一点、無料にする理由は、体育施設は今までずっとお金をいただきました。例えば、文化系ですと、カラオケを公民館で行いますと、冷暖房の部屋で、サークルであったり、サークルと講座の場合は無料で使ってみえますので、やはり文化系と体育系と比較しますと少しバランスが崩れているのではないかとこのことを思っていて、そんな意味から無料化に踏み切ったわけでございます。

そして、もう一つ、何でしたか、最後の。

〔「収入源」と呼ぶ者あり〕

○市長（林 宏優君） 収入源ですか。私も具体的にどのくらいの、無料にする事務量がどの程度あるのかということは把握しておりませんので、その点につきましては今後考慮していきたいと思いますが、例えば、昨年度国体がございました。そして、国体の実施によりまして、総合体育館の利用が非常にふえましたね。そして、冷房を入れましたので電気代がふえました。しかし、昨年度、電気代はふえました、そして、利用料がふえたということで、昨年とことしの25年度を比較しますと、トータルで、前年度と比較

しますと70万ぐらいの減額をいたしておりますので、先ほどのお話にあったような労力が非常に減るということになれば、そういったことも考慮しながら進めていくことになるかとも思います。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 市長に再々質問しますが、1つは先ほど教育委員会にも聞きましたが、510万、補助金を出している。NPO法人ですけど、補助金を出している団体に他方で違う部分だとしても指定管理業務を任せる。しかも過去からずっとだし、今の話だと市長の思いはこれからもずっとここですよというふうにもとれるんですが、それは、行政のあり方として、補助団体に指定管理業務、指定管理というのは、市がどこかの業者に工事をやってというようなことではなくて、市が本来直営でやることをかわりにやってもらうというまさに市とほぼ一体の業務なんですよ。そのことをやる団体が補助金をもらうというのは、普通に考えると非常に不透明であるし、イレギュラーだと思うんです。そのあたりって行政側のきちとした線引きがないと、指定管理者と補助というのが両立、うまく問題なくやっていけるとは思えないんですが、そのあたりの市長の見解をお聞きしたいということと、もう一点、全国どこでもそうですけど、指定管理が広がって行って、いわば競争性を高める。そのことによって、1つはコストが下がるということだし、サービスが多様化するわけですよ、いろんな提案がふえてくるから。そういう形で、最終的には市民のニーズに応えるということが必要なわけなので、ずっとここでやってきました、これからもずっと5年やっていきますという、その団体にとっても、切磋琢磨しているところを視察していいものにしていこうという気持ちが減っていく可能性がある。それが普通です。だから、公募、あるいは入札とかプロポーザルでいくという視点もきちっと持って相手方にも伝えていくことが必要だと私は思うんですが、以上2点について、どうお考えでしょうか。

○議長（横山哲夫君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えします。

今2点ということでしたが、2つ一緒になるのかもしれませんが、私は、いわゆるたかみスポーツクラブと管理する側、言ってみれば利用する側と管理する側がかなり一体的な状況になっていると思います。そして、それがうまくマッチングしまして今のよう、県内でも、また全国的にも例の見ないような継続的に、よそのスポーツクラブは、立ち上げることはできたけれども、かなり尻すばみでなかなかうまくいかないというところもありますけれども、私は今のこの現実がうまくマッチングしまして、今の

このたかのみスポーツクラブ、本来の指定管理の部分を除いたクラブが非常にうまく機能していると考えております。

そして、また、先ほど申しましたように、実際に市が管理しておった時代と比べますと、非常にアイデアを出して利用率も上がっているということでございます。ただ、これからずっと今の状態ということにつきましては、これから御指摘いただいたような課題も踏まえながら、今後検討していきたいと思っております。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） そういうふうにしていただきたいわけですけど、何しろ市がやっても、だんだんそこになれてくると決してよくない。決まった方法になっていきますから。それは指定管理団体でも一緒に、ずっとここで仕事をやっていくんだと思うと、やっぱり仕事の内容は落ちてくる。これはもう人間の常ですので、やっぱりどこかにかえられたら困るという思いがあって初めて新しいものが出てくる、そういうことを忘れないでいただきたいなと思っております。

次の通告分に行きますけれども、資料3の6、補正予算ですね。

ここの繰越明許というところについてですけれども、6ページ、7ページのあたりに繰越明許がいろいろと出てきますが、このうち振興券関係、これについてですけれども、市民から余り使われていないとか、業者から市のほうに請求がないというようなことで繰り越しがふえているというようなことは前から聞いてはいますけれども、年度末の補正という形で随分たくさんあるということに改めて驚いているんですが、この振興券はいつまでに使ってくださいとか、いつまでに換金してくださいというようなことが書いてあるというふうには理解していますけれども、じゃ、こうしてたくさん年を越して残っていくとき、多分予算計上は、これは何年度の分でどれだけ繰り越していますとか、これは何年度の分でどれだけ繰り越しますということが必要になってくると思うんですが、債権としての時効というのは、市はどういうふうを考えているのかというところですね。

その結果とも重なりますが、今後この振興券の繰越明許というのは、どんなふうに予算書的に出てくるものと見ているのか、そのあたり、いかがでしょうか。

○議長（横山哲夫君） 林市長。

○市長（林 宏優君） お答えいたします。

山県まちづくり振興券につきましては、交付対象者は、交付年度の翌年度の10月末日までに使っていただくことになっております。また、この振興券の取扱店は翌月の10日までに市へ請求していただくことにいたしておりますので、基本的に債権としての時効

という考え方は持っておりません。

また、繰越明許費との関係でございますが、まず、年度末までに交付対象者が使われなかったり、振興券取扱店から請求が来ないであろうと考える金額につきまして、毎年第1回の定例会において補正予算として計上させていただきまして、結果、交付した年度の3月31日までに振興券の取扱店から請求の来なかった分につきましては、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製いたしまして、次の議会に報告をさせていただくこととなります。

その後、交付年度の翌年度以降、振興券取扱店から請求があった場合には繰越事業費の予算額から執行し、万が一請求がなかった場合には繰越事業不用額として決算書に記載をさせていただくことになるものでございます。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 翌年の10月末までに使うというようなことで、これ、たしか条例に書いてあるから法的に効力があるというふうに考えたらいいんでしょうかね、時効の問題がないというのは。条例に書いてなかったらそんなことはできないわけですね。いわば実質的に次の年ですよね、効果が切れるというのは。そのあたり、条例にあるからということでいいのか確認をしたいということと、もう一点、この事業について、私は非常にいいし、もっとたくさんふやしたらとは思っているんですが、市のほうの、あるいは業者さんも、うちはこういうのをやっていますよというPRが足りないんじゃないかなど。それが結局、利用が少ないということの1つの要因だというふうに私は思うんですが、市長はどう考え、PRを今後さらにどうしていくのかということと、その結果というか、今後、26年度の予算を見ても幾つかふやすということのようです。これは、これでもうふやすのはおしまいか、さらに広げていこうという考えなのか、どういう位置づけで捉えたらいいんでしょうか。

○議長（横山哲夫君） 暫時休憩します。

午後3時16分休憩

午後3時17分再開

○議長（横山哲夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

林市長。

○市長（林 宏優君） ただいまの再質問でございますけれども、先ほど条例に明記ということでございましたが、条例に明記はされておられません。要綱でございますので、そういうことが問題になれば、もう少し専門的に検討させていただきたいと思います。

それから、PRが足りないということでございますので、これは積極的にPRさせていただきたいと思っております。

そして、これ以降でございますが、今、26年度は少し増額いたしておりますし、また、それ以降につきましては、まだ先のことはわかりません。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） まず、時効の関係ですけど、私は当然条例に書いてあって、何か書いてあるのを見たような記憶もあったので、先ほど条例ですよねと念を押したんですが、どうもそれが要綱だけであると。もしそうだとしたら、やっぱり法的根拠はないと思うんですよ。次の年の10月なんていうことはね。ということは、繰越明許で順番に年度ごとに変っていきますというのが先ほどの答弁だったと思うけど、時効はまだ来ないんじゃないというふうに言われたら消していくわけにいかないわけですよ、法律上の時効がきちとなるまではね。市民は、使えますから変えてください、店で使いたい、店を変えてくださいと言ってこられるはずなんですね。そのあたりで、私も想定外だったのでこれ以上考えていないから、一度時効については考えてほしいし、私もちょっと教えていただきたいなと思っています。

これについては答弁は不要ですので次に行きますけれども、資料の4—2の6ページ。ごめんなさい、6ページじゃないかな。税の関係ですから6ページでいいですね。当初予算の概要の6ページあたり、予算書にも出てきますけれども、ここでは市民税についてお聞きしますが、市税全体の増加ということで1.37%を見込んでいます。内訳はというと、市民税が3.36%、鉱産税というものについては3.55%増、たばこ税は5%減という見込みですが、実際の直近の実績、それから、予算でこういうふうにあたり下げたりとした要因の分析はどのようになっているのでしょうか。

○議長（横山哲夫君） 奥田税務課長。

○税務課長（奥田英彦君） 御質問にお答えします。

まず、実績ですが、平成25年度予算の平成26年2月末の実績でございます。市民税につきましては、予算額が13億833万3,000円、これに対して調定額が14億3,070万6,835円になっております。鉱産税につきましては、予算額が50万7,000円に対して、調定額が56万2,000円。たばこ税につきましては、予算額が1億4,000万円に対しまして、調定額は1億3,441万5,205円となっております。

次に、予算で増減させた要因分析につきましては、個人分の市民税の均等割というのがあるんですが、それが26年度から平成35年度までの10年間、地方税の臨時特例に關す

る法律というのが施行されましたので、市民税、県民税ともに均等割の標準税率が500円加算した額になっております。本市におきましても、市民税の均等割を500円加算した3,500円として計上しております。また、今回の補正予算で3,500万円の増額をお願いしておりますように、市民税も増加傾向にございますので、平成25年度の課税状況に基づく変動予測等に基づきまして予算を計上しております。

また、法人分につきましては1億7,141万8,000円を見込んでおりますが、前年度と比較しますと、補正予算で増額補正をお願いしましたように、市内企業の業績が向上しておりますので1,960万1,000円の増となっております。しかし、26年4月には消費税の増税が予定されておりますので景気の腰折れ等も懸念されますので、補正予算後と比較した場合は多少の減額となっております。

続きまして、鉱産税ですが、鉱産税は発掘した鉱物の価格を課税標準とし、税率100分の1の税率で申告され納税していただいております。採掘量が年度により変わりますので、5年間の平均により予算を計上させていただきます。

たばこ税につきまして、26年4月の消費税増税に伴い喫煙者の減少等も予想されますし、地方財政計画というのがございますが、その数値を参考として、前年度に対して700万円の減額としております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 今の課長の答弁を前提に市長にお聞きしますけれども、国の制度として500円ふえるからということが増の1つの理由。もう一つは、経済の状況がよくなったということが要因だということでもふやしたということでした。ですが、政府のアベノミクスの政策って、必ずしも評価がいいわけじゃない。徐々にやっぱりよくないんじゃないという声広がってきていますよね。それから、今課長の答弁にもあった消費税増税による腰折れも6月ごろが一番ピークになってくるのかなとかという人たちもいるわけですね。そうすると、市の予算、別に予算だから変わってもいいというふうに言わずに、市長は、山県市の、あるいは日本全体の中で位置づけて、経済的にどういうふうになっていくと、この1年、26年度1年を予測するのか。決してよくなっていかないという指摘が徐々にふえていると私は認識しますが、山県市長はどう認識して運営されていくんでしょうか。

○議長（横山哲夫君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 経済的にと申します前に、山県市の財政の状況というか税収の状況は非常に経済に左右されにくい、今までもそうでございますが、デフレで下がってき

ても、非常に法人税での税収が少ない市でございますから、非常にそういった経済の状況に、上がったりの下がったりの非常に少ない市であるということをまず大前提に考えております。

そして、また、これからの経済の状況でございますが、その点につきましてはいろいろな見方があるわけございまして、この1年間、アベノミクス効果が継続されるように、そして、また、今非常に商工業、特に建設業などは非常に多忙が続いておりますけれども、この効果が4月以降いつ腰折れするかということにつきましては、まだいわゆる4月以前に発注した分が施工完了するまでにかかなりの時間がかかるのではないかとことを思っておりまして、そういったことを考慮しながらも、ただ、私といたしましては、先ほど税務課の課長が申しましたような増額を、これは特に収入につきましては25年度の実績に基づいた収入を計上いたしておりますので、まだ反面、そういうことからしますと、もう少しこの26年度は増額になるのではないかとということも考えられますが、何分にも先のことでございますので、なかなか想定しがたいものでございます。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 際限がないので次の質問に移りますけど、資料の4—2の1ページ、ここに当初予算の本当の概要の説明があります。ここの右側の下のほうにクリーンセンターの施設整備基金ということで43万5,000円、昨年度はゼロというふうになっておりますけれども、これを計上する理由ということですね。じゃ、基金というからには、現在の基金の状況と将来の見込みをどのように持つのかということをお尋ねします。

○議長（横山哲夫君） 林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） 御質問にお答えします。

クリーンセンター稼働以降、冬場の除雪作業は什器のバケットを高さ1.8メートルのフェンスの上に持ち上げて処理をしておりましたが、非常に作業の効率が悪いことから、今回既設フェンスの一部を両開きにするための改修工事43万5,000円を計上し、財源を施設整備基金から繰り入れるものでございます。

基金の状況でございますが、平成15年当初の基金額は8,039万1,061円、施設建設年度の21年度にクリーンセンター施設整備費として4,959万27円を基金繰り入れとしており、25年度の基金残高は、運用収益金の編入も含め3,185万708円でございます。今後も施設整備に要する経費として運用してまいります。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 暫時休憩します。議場の時計で3時45分まで休憩します。

午後3時27分休憩

午後 3 時 45 分再開

○議長（横山哲夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

寺町知正君。

○7 番（寺町知正君） では、通告に従って次の質問をします。

資料の 4—2 の 1 ページですけれども、当初予算のところ、資料の右下のところですね。消費税の関係の補足説明がありまして、ここの下段に主な用途ということで、放課後児童クラブ事業ということで 730 万円が上がっています。

それから、この概要でいきますと 21 ページ。21 ページの下から 5 つ目に放課後児童クラブ事業ということで説明もされていますけれども、これに関してお尋ねしますけれども、具体的に現状をどのように拡充するのかというところですね。

それから、先ほどの 1 ページにあった消費税関係の交付金がなければ拡充方向に転換しなかったのか。いかがでしょうか。

○議長（横山哲夫君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） お答えいたします。

現在、放課後児童クラブは、9 校区、9 つの校区がございますが、8 つのクラブで実施をしております。1 つは希望がないという現状でございます。これを今後の拡充策といたしましては、全てのクラブで現在 2 人からの開設としておりましたものを各クラブ 1 人からの開設とすること、また、現在、土曜日は開設していませんが、全校区を対象といたしまして、高富児童館と子どもげんきはうすの 2 カ所で土曜日も放課後児童クラブを開設することとしております。

また、消費税増税交付金がなければ拡充しなかったのかということにつきましては、担当課といたしましては、親の働きやすい環境の整備、それと子育て支援の強化策の一環として拡充することを考えておりました。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7 番（寺町知正君） 概要はわかりましたが、1 人から対象ということで拡充を図るといふことと、もう一点、土曜日については、高富と富岡の 2 つの既存の施設を拠点に、全市の人がそこに来るといふ前提ですね。そういう方向でとりあえず土曜日に広げていくということと理解しました。

そこで、市長にお聞きしますけれども、今回は消費税の関係で財源があったというふうにとれるわけですけれども、じゃ、27 年以降は、消費税がふえるということはないと

思うんですが、市長として政策的に27年以降、さらに拡充していく方向なのか、とりあえずここでいいでしょうというふうに行くのか、どちらでしょうか。

○議長（横山哲夫君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えします。

子育て支援と申しますのは本当に大切な、政策もそれぞれ喫緊の課題として新たな政策として立ち上げていかなければいけないと思っています。そういった観点から、今回こういった交付金制度がありましたけれども、私といたしましては、やはり大切なことですので、こういった制度のあるなしにかかわらず、子育て支援は今後も枠を広げていきたいと考えております。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 市長は今後も枠を広げていきたいということですので、そこには期待したいと思います。

次の通告ですけれども、資料の4-2の3ページと21ページですね。この概要の3ページの右側の段の真ん中からやや下あたりです。二重丸で、子育て応援ガイドか、ごめんなさい、応援ガイドと支援ガイドは一緒にいいですよ。これで102万6,000円と。

それから、21ページ。21ページのところに、下から2行目になりますね。子育て応援ガイド作成ということで出ています。ごめんなさい、通告では間違えて支援にしましたが。

ともかく、どのような内容を想定しているのかということですね、この費用は。それから、誰がどういう作り方をするとということ想定しているのかということ。それと、時期、それから、部数とか配布方法、これはどのように考えているのでしょうか。

以上、お尋ねします。

○議長（横山哲夫君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） お答えします。

子育て応援ガイドにつきましては、子育て支援センターが中心となりまして、具体的な内容については今後検討する段階でございますけれども、妊娠、出産から子育て、そして就学に関する各機関がさまざまな情報を出し合い、子育て全般に関する情報を整理したわかりやすい冊子の作成を計画しております。

作成時期につきましては、国の少子化対策事業であります地域少子化対策交付金の決定を受けました後に、できるだけ早い段階に内容等を確定させるという予定をしております。

また、応援ガイドは、ガイド自身とダイジェスト版の作成を計画しております。現在

のところ、応援ガイドにつきましてはA5判20ページ程度の約3,000部、ダイジェスト版はA4判8ページ程度で1万部を作成する予定をしております。

応援ガイドにつきましては、市内で実施されるミルクキッズ、あるいは子育て支援に関する各種事業、それから母子手帳の発行時、あるいは母子相談などのときに配布する予定をしております。

ダイジェスト版につきましては、親だけでなく祖父母等もごさいますので、全般の方に知っていただけるように、市の広報とともに完成後速やかに配布する計画でございます。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） それでは、市長にお聞きしますけれども、今のような概要で進むということですが、つくるといのは、いろんな情報の整理ということも、手続も含めてでしょうけど、整理するということは非常にいいことだと思うんですが、そもそもアピールするものがなければ、山県市にとって意味がないというふうになると思うんですね。じゃ、山県市がそのガイドの中でアピール力があるものが本当に今あるのかということ、そこが大事だと思うんですよ。具体的に他の自治体と差別化ができる、山県市はこれがあるんだぞというようなものがあるのかなと。市長は今そこをどう考えるんでしょうか。当然担当課はそこも強調する形でつくるはずなんですけど、つくれるのかなという懸念を持っているんです。いかがでしょうか。

○議長（横山哲夫君） 暫時休憩します。

午後3時53分休憩

午後3時54分再開

○議長（横山哲夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

林市長。

○市長（林 宏優君） やはり御指摘のように、しっかりしたPRをしなければいけないということですが、例えて申しますと、高校生の医療費分でございます。これは県内の市でも幾つもやっておりますし、そして、フッ化物洗口、10年ほど前から始めまして、今、本当に他市と比較しましても比較にならない齲歯率の低さがございまして、そして、また、学校の、小学校、中学校の直接調理方式で温かい御飯が食べられる、そして、全員そろって食べることのできるランチルームですとか、そういった特徴的なもの、そして、また、先ほどここで話しましたけれども、今、あくまでも市内の子育て

支援ということですが、県においてのそういった支援策も特徴的なものがあれば掲示いたしまして、PRしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 市長に再々質問しますけれども、まず、率直に言って、暫時休憩しなければならないというのは信じられない。先ほど、放課後児童クラブの拡充というところで市長は、子育て支援の関係は今後非常に大事で、施策を広げていきたいとおっしゃった。それは非常にいいと思いましたが、じゃ、山口市がアピールするものは何ですかと聞いたら、ぱっと、はい、これですとぽんと出てくるのが本来だろうと思うんです、先ほどの答弁と照らせば。しかし、それが出てこないということは、やっぱり非常に悲しいなと思って聞きましたが。

じゃ、具体的に出てきた高校生の医療費、確かに高校生までは期待されていますが、1つの問題は、じゃ、実際に医療費として市にその手当を求めている人は非常に少なかった。なぜだろう。それは振興券にしたからだ。通常の中学生までと同じように窓口でできるようにすれば、通常に利用者もふえた。だからこそ、パンフレットをつくってもアピールしにくいんですよ。そのことももう一度考えていただく必要があるというふうに考えますし、じゃ、ランチルームは林市長がやったことではない。ずっと昔の時代からこの地域ではやってきたことであるし、それから、もう一つ、県の施策をとということ。じゃ、県の施策を載せれば、どこの自治体も載せますから、山口市と他の自治体との差別化にはならないでしょうと私は聞くしかないんです。

そういう意味で、せっかくたくさんのお金をかけてダイジェスト版を全戸に配るということであるなら、もっとアピールするもの、政策もつくり、しかもそこを強調する形で市のほうに若い人を誘導する、PRすることが必要じゃないかと思うんですが、改めて市長の決意のほどをお聞きしたいんですが。

○議長（横山哲夫君） 林市長。

○市長（林 宏優君） まず、1つ目には、子育て支援の冊子をつくるということは、今の山口市に住んでみえる方に対する支援ですから、外へ向かっての大きな支援に余りなるものではないと思います。こういった状況であるということをしっかり伝えるということでございますし、そして、また、過去も踏まえながら今の状況があるわけですので、あくまでもそういった観点での子育て応援ガイドになると思います。

そして、それにはやはり一番は、制度をしっかり知っていただいで利用していただくこと。そして、また、同じお金の使い方でも、振興券の事業に触れられましたけれども、

これは、それぞれ同じお金を使うことに対しまして、やはり市内業者、市内での買い物の誘引にもなると考えておりますので、そういった有効的なお金の使い方も必要ではないかと思っております。

以上です。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君、質問をかえてください。

○7番（寺町知正君） とてもアピール力のないものができそうで、心配をします。

次に行きますけれども、資料の4—2の32ページ。

このところで、真ん中のところ、168ページと書いてあるところにギフチョウの生息調査事業ということで164万5,000円ですね。去年は105万1,000円というふうに出ています。去年からの継続だから、通常を考えれば同じ業者だろうと思うんですけど、昨年じゃないですね、今年度の委託先はどこで、どのような体制で調べて、実際にどのような調査を実施したのかということですね。それから、その成果物というのは、とりあえず今年1年ということで、できているのかどうか。できているなら、それはどんな内容なのかということ。恐らく、それがあって継続だろうと普通は想像しますからお聞きしています。

もう一点ですけど、そもそもギフチョウについては、この一帯はある程度の生息調査というのはずっと前からされている、民間の人たちが、と認識するんですけども、そういったようなことは前提として把握してからスタートしてきたのでしょうか。今回の新規の予算で必要性というのはどのように答えるのでしょうか。

それから、増額する理由も説明していただきたい。

○議長（横山哲夫君） 佐村生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐村光仁君） 御質問にお答えします。

ギフチョウ生息地域調査事業は、清流の国ぎふ森林・環境税を活用した事業であり、ギフチョウの生息地域を把握し、市民参画によるギフチョウの保護を図る事業でございます。

事業の実施主体は市直営によるもので、日々雇用職員2名を雇用し、25年度は食草であるカンアオイの分布地域と、ギフチョウの卵や幼虫の生息の調査を実施しております。

成果品、実績としましては、カンアオイの分布地域を都市計画図に落とし、現在そのまとめを行っております。また、3月末には、四国山香りの森公園で市民参画によるギフチョウ、カンアオイ勉強会を計画しており、保護とその環境保全のあり方について意見交換を行います。

以前のデータの活用につきましては、過去に地域住民によるギフチョウの生息地域調査が実施されており、そのデータも借り入れ、調査に反映しており、また、その方々の助言等も受けて活動しています。

25年度はカンアオイの分布調査を中心に行ってきたので、26年度にはカンアオイ分布地域でのギフチョウ生息の確認業務を行う予定であります。山口市は大変面積が広く、一部地域ではまだ調査が済んでいないところもあります。調査を今後進めていく予定でございます。

予算の増額につきましては、25年度は調査に市公用車を利用していましたが、26年度は調査車両をリースするために、リース料を41万円ほど計上しております。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 再質問をしますけど、課長でいいかな、ある程度の既存の研究者というか、調査した人たちのデータは参考にしていますということでしたが、植物の植生分布調査をしたということで、今度時期が来て、分布、具体的な発生を調べるということはわかります。今、答弁にもあったように、広いからということですけど、2人でやって、とても全体を観察することが困難なことははっきりしていますよね。発生時期も限られてくるしというふうに考えていくと、民間の調査の協力、成虫の確認とかそういったことを、なしには絶対に調査はできないだろうと素人目に思うんですが、その点、例えば委託費を増額しているわけですけど、委託費じゃないですね、直営とおっしゃったから、この費用、そういった中に、民間に協力してもらうための何らかの調査費用も含めてもいいと思うんですが。多くの人の専門家の目で分布調査をしない限り、ごく限られた時期にしか生きないものを調査するということが不可能で、車の燃料費を上げてもほとんど意味ないだろうと思うんですが、その点、少し考え直しが必要じゃないかと。そういう意味では、専門家のさらにヒアリング、相談が必要だろうと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（横山哲夫君） 佐村生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐村光仁君） 今、生涯学習課も含めまして、この調査員2人も含めまして、名和昆虫博物館の先生方にお話を聞いたり、あるいは、先ほど言いました地元のいろいろ調査してもらった方、そういう方々に協力をしてもらおう。協力っておかしいんですけども、いろいろお聞きしたり、あるいはここにおるよとか、あるいはあちらのほうにもまだいるのではないかとか、あるいは一緒に連れていってもらったりということで、地元の方々、あるいは、そういう先駆者の方々にはそういうところでアドバイス

を受けて、そして、一緒にさせてもらっているつもりでございます。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） ここでやめておきますので、次の質問に行きます。

資料の4—2の43ページ。43ページには予算の概要として、年度末における基金の残高見込み表というものが整理されています。

昨年9月議会の決算議案の質疑において、私は市長に、地方財政法の7条で、一般会計及び特別会計のそれぞれの剰余金は向こう2年間のうちに2分の1以上を基金に編入することと義務づけられているが、山口市はやっていないということを指摘しました。そのときの市長の答弁は、確かに地方財政法第7条を厳格に文理解釈すると、公営企業以外の全ての会計が対象になる。この地方財政法の趣旨に基づき、より適正な方法を検討し、運用してまいると答弁しています。議事録を見ましたので。

この見込み表を見るとですが、基金の増というところは、特別会計についてはないわけですね。利子などはともかく。そうすると、地方財政法、あるいは市長の答弁からいって、これはどうなんだろうということで、この表の適法性というもの、あるいは違法性というものを市長はどういうふうに説明するのでしょうか。

○議長（横山哲夫君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

ただいまの43ページの年度末における基金残高見込み表につきましては、現時点における予算ベースで調製させていただいているものでございまして、決算剰余金等の考え方を反映したものではありません。

なお、現行の地方財政法の規定が同法の趣旨に合致していないものと考えられますので、他市の賛同を得ながら、法律を改正していただくよう要望手続をとっているところでございます。先月、県市長会へ提出しましたので、4月の県市長会で審議をいただき、東海市長会を経て、6月に開催される全国市長会を踏まえて国へ要望し、実現に即した法律の改正がされることを期待しているところでございます。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） まず、現状の問題ですよね。違法性を認識していて、私も議会でお話ししました、国や県を通じて、市長会を通じて改正を要望したらどうかということは言いました。だから、今のことはいいけれども、現時点で、あるいは昨年も一昨年も法律違反をしているというときに新年度予算を違法状態のままいくというのは、これ、絶対に許されない。法律改正されるまでは待つしかないわけでしょう、きちっと法律どおりに。

先ほどは、これは予算ベースであって、決算はまだということでしたけど、9月も議論しましたよね。2年間ということは、過去3年、順次毎年それは違法に入ってくるわけですよ。だから、この予算の中には3年前のはちゃんと計上しておかなきゃいけない。決算でもそのように認定されなければならないでしょう。確かに25年度はここに入っていないでもいいですよ、2年間なんだから。そういうことをきちっと予算の段階で、あるいは決算で処理していくしかないのに、国へ法律改正を要望したから違法状態を何年かそれまで継続しますなんていうことは絶対に許されないと思うんですが、あなたには法律を守るという感覚はないんですか。いかかでしょう。

○議長（横山哲夫君） 暫時休憩します。

午後4時08分休憩

午後4時09分再開

○議長（横山哲夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えします。

今の状態が決して正しいものとは考えておりません。9月の決算までには適切な処置をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 改めて市長に聞きますけど、じゃ、9月までにはということでした。それは当然やっていただきたいんですが、9月も今も念押ししていますけど、きちっと一定の猶予、向こう2年というふうになっていますから、過去、ずっと累積してきているわけでしょう、合併してから見ても。そこも含めて、この際、きちっと整理はするということを一度やってください。24年度だけとかそんなことではなくて。それは、やっぱり自治体は法律を守る義務がある。自治法2条にはっきり書いてある。この法律に、他の法律に違反したことは全て無効ですと書いてある。予算無効ではしようがないでしょう。という意味で、法改正を要望されることは、私は、それはそれでいいと思うんですが、改正が実現するまではきちっと守るべき義務があるので、守るように数字の調整を決算でやっていただきたい。いかがでしょうか。

○議長（横山哲夫君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御指摘を踏まえまして、十分検討させて進んでいきたいと考えております。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） では、次の質問に行きますけど、資料の4—3ですね。これは、昨年お願いして、事業仕分けとか他のいろんな資料を予算関係のデータとして出してくださいということで、昨年も出していただきました。これについて、たくさんあるんですけど、とりあえずきょうは1つ、このページの3枚目になりますけど、事業仕分けの結果というところで1つお聞きします。

このうち、保育園の管理運営事業というところが出てきます。

ごめんなさい、ページを言い間違えました。2ページの真ん中に、3番、保育園の運営管理事業というところが出てきますが、この中で事業仕分けの結果と今後の対応について、ここでは要約的に書いてあるんですが、もう少しかみ砕いた説明を求めるというのを1つお願いします。

それから、統合の予定も示されていて、その園以外に、他園については方向性を十分検討していくという表現がありますが、どこでどのように検討していくのかということ。それから、そのときの判断基準、ここはどのようなものを想定しているのでしょうか。

以上、お尋ねします。

○議長（横山哲夫君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） お答えいたします。

保育園の統合、事業仕分けの件でございますけれども、共働き世帯が増加している状況の中で、子育て支援の一環として、多様化する保育ニーズに対応するため、現在各保育園で実施しております土曜日保育、これ、午前7時半から午前12時半までの半日でございますが、これを平成26年度より富岡保育園を土曜日保育実施園といたしまして、午前7時半から午後6時までの1日保育を市内全域の園児を対象に実施し、保育の充実を図ることとしております。

また、統合につきましては、いわ桜保育園と富波保育園につきまして、いわ桜保育園におきましては、今後、平成27年度に園児数が10名を切ることが予想される状況でありますので、統合に向けた準備を進めてまいります。

そのほかの園につきましては、今後5年間子ども・子育て支援計画を策定することとなっております。この中で、公立保育園のあり方、あるいは運営を含めまして、認定保育園として保育サービスの向上のあり方、あるいは民間事業者に運営を移管するということも含めまして、大きなところでは保育環境の充実と子育て支援、個性ある保育園運営による保護者の選択肢の拡大、効率的な保育園運営を図るということを観点に、統

廃合について考えてまいりたいと考えております。これにつきましては、保育園の管理状況、規模、入所状況等を踏まえまして、早い時期に保育園民営化検討委員会を設置しまして、民営化計画を策定してまいりたいと考えております。

このため、いつということは、今申し上げましたように、早い時期ということがございます。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 課長に再確認しますが、民営化検討委員会って以前から時々名前が出てくるわけですがけれども、統廃合のことと民営化とは必ずしも一致しない部分がありますよね。そういう中で民営化検討委員会の中に統廃合も含めて、民営化も含めて検討していくという視点でいるのか、そのあたり、どういうふうなスタンスでしょうか。

○議長（横山哲夫君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 民営化につきましては、民営化ということで考えております。統合につきましては地元の方と、効率ということもございますので、別の形というふうを考えております。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 市長にお聞きしますが、今の担当課長の答弁だと、統合は地元の人と考えます、民営化についてはということで、ここの資料の中に出てくる今統合予定のいわ桜はともかく、他園については方向性を検討していくと、それが民営化検討委員会というふうに私は今聞いたんですね、言葉としては。そうすると、これは山口市の方針として、もう他園については民営化の方向を検討すると、もちろんそこで民営化しなくなればともかく、ということになるんですか。ずっと民営化を検討されるようなスタンスなんでしょうか。市長はいかがですか。

○議長（横山哲夫君） 暫時休憩します。

午後4時16分休憩

午後4時18分再開

○議長（横山哲夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

林市長。

○市長（林 宏優君） まず、民営化につきましては、先ほどの協議会に丸投げして検討していただくという段取りにはなっておりません。あくまでも、これから民営化についていろんな内部的な調整をいたしまして、その結果、そういった協議会を立ち上げて検

討することになるかもしれませんし、また、統合につきましては、もう以前から統合という形で進んでいこうということで地元でアンケート調査などをとって、その状況も把握しております。ただ1つ、一番は、やはり子供たちの保育所の環境としてどうあるべきかということが一番大切なところでありまして、そういったことプラス地元の意向も踏まえながら、統合ができるものならば統合していきたいということを考えております。

○議長（横山哲夫君） 以上で寺町知正君の質疑を終わります。

以上で発言通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

山崎 通君。

○2番（山崎 通君） 1点だけ。通告をしておかなかったというのは、誰かが質問をしてくださるだろうという期待もありましたので。幸いにして吉田議員と恩田議員が質問をしてくださったんですが、28ページの四国山香りの森公園の、これは市長でも副市長でも誰でもいいんですけど、どちらかに答えていただきたいんですが、ここに遊具の設置もさっき吉田議員のときにおっしゃいましたが、この2,000万円の遊具をやるというのは、2,000万の投資をして、執行部は満足いくものができると思っていられるかということと、もう一つは、ここにそういう遊具をつくるというのは地元の要望か、あるいは執行部の判断でやるということにするのか、このことをお尋ねします。

○議長（横山哲夫君） 林市長。

○市長（林 宏優君） まず、遊具の設置につきましては、市政座談会の中で、先ほどから出ておりましたように、今まで木製の遊具が主に、木製の遊具が設置してある場所が非常に多かったということで撤収をしてきましたが、地元も含めまして、市政座談会でもそういった要望が出てきておりましたので、新たに遊具の設置を今回予算計上させていただいたわけでございます。

そして、この2,000万円の金額につきましては、どの程度、市民の皆さんに満足していただけるかと思いますが、ただ、2,000万円ですから、今までの山県市には設置していない総合型の遊具になると思います。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 山崎 通君。

○2番（山崎 通君） 2,000万円の投資で地元の人が喜んでいただけるということならそれで、地元の要望で出てきたんでしょけれど、またちょっと何かすれ違いがあると思うんです。それは何かというと、1,080万、あそこに指定管理料を払いながら、払っているということは、自分たちでやれないからおたくらにお任せしますよと渡して1,080万を払

っているわけです。そこになおかつ、すぐそばに何か新たに2,000万円投資して、その地域をこれからどんどん盛り上げていくという、将来、そういうための2,000万なのか、あるいはそのままでは何か小寂しいので、地元からも要望があったのでそこにつくるのか。そういう人に任せてあるところに何か、ほとんどこれ、2,000万でも借金でしょう。これを投資するというのはどうも合点がいかんのですが、その辺は地元の副市長はどうお考えですか。

○議長（横山哲夫君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） お答えします。

四国山公園につきましては、大桑だけのものではないと思います。と同時に、以前は相当の遊具が一番北側の山側にありまして、ほとんどそれは朽ち、または朽ちないものは、ほとんど今は使用されていないというような状況で、子供たちの遊びとしては芝生という程度しかございません。

そのような中で、今回このような遊具をつけていただいて、将来にわたってやはり親も子も、そして、年寄りの老人たちも一緒に集えるような公園、面積的にとかそういうものには十分かないますので、そういうような中からさらに期待をしていきたいと思っています。

○議長（横山哲夫君） 山崎 通君。

○2番（山崎 通君） 答弁はよろしいが、もちろん大桑の人たちのものだけではないんですが、大桑の子供たちもどんどん減って、保育園もなくなったというような状況の中で、あそこまで行くのには、我々でも車で行かなければ子供を連れていけないわけですから、そういうことを今ふと思うと、私も実を言うと、時々行くんですよ。けど、本当に閑散としているんですよ。そこに新たに借金をして投資して、本当にそこが有意義に使ってもらえるかということ懸念するわけですが、そういう点も今後、何か3年ぐらいたしたら誰もそばに寄りつきもしないということのないようにくれぐれもお願いをして、質問を終わります。

○議長（横山哲夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、議第1号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例についてから議第28号 指定管理者の指定についての28議案の質疑を終結いたします。

日程第2 委員会付託

○議長（横山哲夫君） 日程第2、委員会付託。

ただいま議題となっております議第1号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例についてから議第28号 指定管理者の指定についての28議案は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長（横山哲夫君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

10日、11日は総務産業建設委員会、12日、13日は厚生文教委員会が、それぞれ午前10時より第2委員会室で開催されます。

なお、17日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午後4時26分散会

平成26年 3 月17日

山県市議会定例会会議録

(第 3 号)

平成26年第1回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第3号 3月17日(月曜日)

○議事日程 第3号 平成26年3月17日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員(13名)

1番	恩 田 佳 幸 君	2番	山 崎 通 君
3番	吉 田 茂 広 君	4番	上 野 欣 也 君
5番	石 神 真 君	6番	杉 山 正 樹 君
7番	寺 町 知 正 君	8番	尾 関 律 子 君
9番	横 山 哲 夫 君	10番	武 藤 孝 成 君
11番	藤 根 圓 六 君	12番	影 山 春 男 君
13番	村 瀬 伊 織 君		

○欠席議員(なし)

○欠員(1名)

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優 君	副 市 長	宇 野 邦 朗 君
教 育 長	森 田 正 男 君	総 務 課 長	関 谷 英 治 君
企 画 財 政 課 長	久 保 田 裕 司 君	税 務 課 長	奥 田 英 彦 君
市 民 環 境 課 長	林 早 笑 君	福 祉 課 長	江 口 弘 幸 君
健 康 介 護 課 長	中 村 孝 君	産 業 課 長	谷 村 勝 美 君
建 設 課 長	長 野 裕 君	水 道 課 長	棚 橋 和 良 君
会 計 管 理 者	遠 山 治 彦 君	消 防 長	横 山 智 君

学校教育
課長

渡 辺 千 俊 君

生涯学習
課長

佐 村 光 仁 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長

竹 村 勇 司

書 記

林

強 臣

書 記

大 野 幹 根

午前10時00分開議

○議長（横山哲夫君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（横山哲夫君） 日程第1、一般質問。

ただいまより、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 影山春男君。

○12番（影山春男君） それでは、議長のお許しを得ましたので、1問、副市長にお伺いをいたします。

第1次山縣市総合計画、後期基本計画についてであります。山口市では、平成17年度から平成26年度までの10年間の基本構想とし、平成17年度から21年度までの5年間の前期基本計画が策定され、平成21年度で終了し、これまでの計画の達成度を検証し、平成22年度から平成26年度までの5年間の後期基本計画が策定されました。

本市のまちづくりの目標でもある基本理念、豊かな自然と活力ある都市が調和した安らから快適な21世紀の住みよいまちづくりを定め、6つの基本方針を定め、各分野ごとの施策事業を展開しますと総合計画に記載されております。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

まず第1点目です。住民の健康づくりについて。特定健診の現状と成果、課題はどのようなのでしょうか。特定健診で課題があれば、課題解決に向けての取り組みはどのようなのでしょうか。

2点目、福祉と住民生活について。高齢者が地域の中で安心していつまでも暮らせるために解決しなければならない課題と、その解決に向けての取り組みはいかがでしょうか。

3点目、農業の振興について。農業従事者の高齢化が進んでいるが、その現状と農業経営を引き継ぐ後継者の現状はどうでしょうか。また、この課題に向けての取り組み方針はどのようなのでしょうか。

4点目、商工観光の振興について。商工観光振興の現状と課題はいかがでしょうか。課題があれば、その解決に向けての取り組みはいかがでしょうか。

以上4点について、まずお尋ねをいたします。

○議長（横山哲夫君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 1点目の特定健診につきまして、まずお答えをいたします。

国民健康保険において、特定健診等実施計画に基づきまして実施しているところでございますが、第1期計画では、国が24年度におきまして、40歳から74歳までの対象者の65%以上が特定健診を受けることと目標を定めているところでございます。本市におきましても、平成24年度の目標を65%として策定したところでございます。

平成20年度の受診率26.5%に対し、平成24年度の受診率は28.6%と、若干は上昇したものの目標には達せず、県内平均受診率である35.5%も下回る結果となったところでございます。年代別では、特に40歳、50歳代の働き盛りの受診率が低いことが目立っております。

そこで、受診率向上のため、集団健診と個別健診を併用させるほか、がん検診の際に受診券を同時発送し、受けやすい健診体制を整備しつつ、家族調査票、広報やまがた、健診案内等による啓発を行い、未受診者に対しては受診勧奨はがきの発送などをしております。

来年度は、保健師を地域別に割り当てて、個別相談によって相談に応ずるとともに、未受診者に対しましては、電話による受診勧奨、コール・リコールを実施するなど、引き続き、より細かな受診勧奨を行ってまいります。また、既に治療中の方々の受診のあり方につきましてもスポットを当て、対策を講じていきたいと考えております。

2点目の高齢者等の住民生活につきましては、高齢者福祉計画の第5期計画、これは24年から26年ですが、に基づき、自立支援や介護保険サービスの充実を図っておりますが、介護サービスの利用量増加に伴う介護保険財政の負担増が懸念となっており、介護予防対策や重度化防止対策等が重要な課題と認識しております。

そこで、介護予防対策として、地域での閉じこもり予防事業や配食サービス、外出支援サービス等の在宅支援に力を入れ、介護サービスの対象にならない簡単な作業の支援をワンコインで受けられる、元気生活応援事業を支援していくほか、認知症の高齢者を見守っていくボランティアも養成してまいります。なお、今は必要でない方に対しましては、民生・児童委員と連携したり、自治会連合会単位でのまとめネット協議会の活用を推進してまいります。

そのほか、日常的に家庭を訪問する機会の多い新聞配達や宅配事業者の方々と見守りに関する協定を結び、高齢者の方の情報を市へ連絡していただく取り組みも進めておりますが、元気な高齢者でいていただくため、老人クラブ活動への助成、そして、市シルバー人材センターへの活動助成等を行ってまいります。

なお、本市では、高齢者のあらゆる支援に取り組む地域包括支援センターを市の直営

で設置しておりますので、同センターを中心に、今後も、いつまでも安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進してまいります。

3点目の農業振興でございますが、議員御指摘のとおり、農業者の高齢化と担い手不足により、耕作放棄地や遊休農地が増加する傾向にございます。そのため、地域ぐるみで農地を保全すべく、農地・水保全管理支払交付金や中山間地域等直接支払交付金等の補助制度を活用しまして、農地の遊休化が進まないよう歯どめをかけているところでございます。

国におきましては、平成26年度に農地利用の集積、集約化を行う農地中間管理機構、別名農地集積バンクを都道府県段階で創設するとともに、遊休農地解消措置の改善、青年等の就農促進策の強化、そして、農業法人に対する投資の円滑化等を講じております。

本市としましては、この農地集積バンクの利用、認定農業者の育成や企業の農業参加への促進、農業の魅力を高めるための付加価値のある農作物の開発や栽培を行うことが重要と考え、その推進を検討しているところでございます。

4点目の商工業の振興につきましては、市内での地域特性を視野に入れた対応が必要であると考えております。

市南部地域におきましては、東海環状自動車道の開通や国道256号の改良に伴う出店等が見込めますが、商工会等と連携しながら、既存商店とともに、商業集積による消費需要の拡大を図っていくことが重要であると考えております。

他方、北部地域では、人口減少により、個人商店等が商業を生業としていくことが困難となっておりますので、今後は、営利を目的としないシルバー人材センターやNPO等による商業支援等を検討していかなければならないと考えております。

工業につきましては、水栓バルブは本市の代表的な製造業の1つでございますが、人材確保が課題と考えております。そのため、就業意欲と魅力の創出等を目的とし、先般、水栓バルブ発祥の地を題材とした「美山語」というアニメーションの試写会を実施しました。また、市内企業の情報発信等を目的としたホームページ、B to B マッチングサイトも、今、準備をしております。

また、従来から、小口融資条例に基づく支援や企業立地促進条例に基づく支援を行っておりますが、恋洞地内の土地活用として、平成22年度から企業用用地として整備しているところでございます。

次に、観光でございますが、本市には日帰り登山に適した舟伏山等や、清流として全国にも誇れる神崎川等の自然財産がございます。グリーンプラザみやま、伊自良湖、四国山香りの森公園などの施設がございますが、今まで十分に生かし切っていないものと

考えております。今後は、観光協会や商工会、NPOなどが連携しながら、レジャー志向の都市住民等をターゲットとし、本市の魅力を発信していきたいと考えております。

なお、平成20年度に、獣害に強いニンニク栽培の支援を行いました。その加工品である黒ニンニクの生産量が格段に増加してきております。そこで今後は、商、工、農が一体となった6次産業化も推進してまいりたい所存でございます。

以上です。

○議長（横山哲夫君） 影山春男君。

○12番（影山春男君） それでは、再質問をいたしますが、まず、今、お答えいただきました中で、たしか自治会連合会単位のまとめとおっしゃったけど、多分、まめネットだと思っんですけれども、そうですか。それともう一つ、包括センターの支援についてですけど、今でもというようなお答えだったけど、これは今、現状ではなくて、いつまでもという先に続くような言葉とは違うんですかね。それは後からまたお聞きしますが、僕はちょっとそんなふうに感じたもので。

それでは、再質問に入りますが、元気な高齢者でいていただくため、市シルバー人材センターへの活動助成、営利を目的としないシルバー人材センターの活用ということですが、これに対しては非常に多くの問題が発生しておると思うので、私も次の機会にでもまた質問させていただきまして、次の3点について質問をいたします。

1つ、住民の健康と福祉及び農業振興についてであります。

まず、住民の健康づくりについて。住民の健康づくりに携わる職員の体制はどのようなのでしょうか。2つ目、健康指導が必要な方の割合、または、これからの事後指導はどうですか。3つ目、健康相談件数はどれほどあったのでしょうか。

それから、大きいほうの2つ目として、福祉と住民生活についてでございますが、民生委員1人の担当は120から280世帯ではないかと思いますが、そういう意味で、何か起きてから訪問しても、私は拒絶されるものではないかという気がします。私は、ぜひ民生委員協議会の中でこのようなことを検討されて、高齢者の皆さんと顔をつなぐことがこれからのまちづくりの中で大切ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

3つ目、農業振興についてでございますが、後継者のいない世帯がどのくらいあるのか、後継者のいない農家の耕作面積はどれほどでしょうか。また、後継者がなく、現在耕作されていない農地があるかどうか、もしあるとすれば、その面積はどの程度なのでしょうか。

以上、お答えをお願いいたします。

○議長（横山哲夫君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 再質問にお答えします。

まず、1点目の健康づくりの職員体制でございますが、健康介護課の健康係において、現在、保健師6名と、管理栄養士、栄養士それぞれ1名、事務が2名の計10名によります。また、健診後の保健指導は、保健師3名で行っているところでございます。

健康指導が必要な方の割合につきましては、特定健診の結果により特定保健指導が必要となった方の割合は、平成22年度が11.7%、平成23年度が11.3%、平成24年度は9.5%、そして平成25年度、これはまだ確定はしておりませんが、おおむね10.6%程度と見込んでおります。

健康相談件数でございますが、特定保健指導の利用者で申し上げますと、平成22年度は101件、平成23年度は67件、平成24年度は62件となっております。

2点目についてでございますが、民生委員の皆さんは、社会福祉協議会との協働事業で、高齢者宅の友愛訪問や弁当配付などの安否確認を兼ねた訪問活動も実施されております。こうした日々の活動を通じ、高齢者の皆さんや地域の方々と顔見知りとなり、相談しやすい関係をつくっておられるところでございます。

また、民生委員・児童委員協議会では、毎月例会を開催し、困難事案等活動事例により、問題解決の方法の話し合いや情報交換がされ、支援の向上にも努めておられるところでございます。

なお、最近では自助、共助、公助という言葉に加えまして、近助も大切であるという考えが広まっております。議員御指摘のように、今後も顔をつなぐ施策を推進してまいります。

3点目の後継者のいない農家の世帯数とその耕作面積につきましては、現在、市で管理する農家台帳では把握できません。10アール以上の農地を所有する農家は市内で2,400世帯ほどでございますが、この中で、後継者のいないと思われる世帯は少なくはないものと考えております。

そして、耕作放棄地として把握している農地の面積ですが、平成25年度で8.3ヘクタールでございますが、その原因が後継者不足によるものかは把握しておりません。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 影山春男君。

○12番（影山春男君） 多岐にわたって御返答いただきましたので、次に再々質問として、市長にお伺いをいたします。

最後に、まちづくり。山州市の総合的な施策として位置づけていることから、市長さんにまず、まちづくりの第一歩は、市民一人一人が地域や立場を超えて、山州市をさら

に住みよいまちにしたいという願いを共存することだと考えております。まちづくりを本当に進めるに当たって、市としては、やはり一貫した理念が必要だと思うのですが、そこで、次の点についてお伺いをいたします。

1、今までの答弁で山県市の実態を聞いて、これからの市民の健康管理と健康増進について、どのように考えておられるのでしょうか。

2つ目、年々高齢化、そして独居高齢者、高齢世帯が増加する中で、自治会や地域活動を通して高齢者の安全・安心を担保としていくことが、私は、地域に課せられた大きな課題ではないかと考えております。そのような意味で、市民の自治会活動や地域活動について、どんな期待を持っておられるのかお聞かせください。

3つ目、引退後の農用地をどのように地域で活用していくかについて、地域農業の将来の見通しや今後の方向性を検討していただきたく思いますが、どうでしょうか。

4つ目、今の山県市内の商工業の状況を見ますと、非常に厳しい状態であるということが現実であります。このような現実をどのように認識し、これからの市政を運営していこうとおられるのかお聞かせください。

○議長（横山哲夫君） 林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、再々質問にお答えをいたします。

まず、1点目でございますが、健康管理、健康増進につきましては、健康管理と健康増進によって健康寿命を延ばすということは、多くの市民が幸せに暮らしていくため、また、医療費の増大を抑制するためにも、大変重要なテーマの1つであると考えております。

そのためにも、市民一人一人の健康に対する意識を高めていただき、関係機関の御理解と御協力のもと、特に特定健診の受診率の向上を目指してまいります。

また、健康山県21にある、みんなで守ろう市民の健康という基本理念のもとに、家族、地域、関係機関が一体となって、心身ともに健康に暮らしていける環境づくりを促進、推進してまいります。

次に、2つ目の高齢者の安全・安心につきましては、議員御指摘のように、私も真に安全・安心を感じていただくためには、地域社会との関係なくしてはあり得ないものと考えております。

そうしたことから、私も自治会を初めとする地域団体等の活動には多くの期待をいたしておりますし、行政といたしましても、そうした活動のさらなる活性化について支援してまいりたいと考えているところでもございます。

次に、3点目の地域農業の将来見通しや今後の方向性につきましては、農業従事者の

高齢化やTPPの影響など、取り巻く環境は厳しく、不透明な状況にもあります。

こうした課題に対処していくには、農業従事へのインセンティブを高めていく必要があります。本市としましては、付加価値のある作物の開発や栽培を支援するとともに、認定農業者を育成したり、企業の農業参加を促進してまいり所存でございますし、先ほど副市長が申し上げました、ちょうど26年度から始まります農地集積バンクによる遊休農地の活用と、青年等の就農促進策の強化に期待しているところでもございます。

次に、4点目の本市内の商工業の現状につきましては、好況の事業者は存在するものの、特に個人事業主を初めとする零細企業では厳しい状況に置かれておられる事業所もあり、二極化的な状況になっているものと考えられます。

こうした中で、従来から行っております小口融資等による支援を継続し、山県まちづくり振興券を拡充することによって、市内需要の拡大化を図ってきているほか、本年度からは、企業・起業支援室を設置し、精力的な企業の国とか県の補助金、交付金等の情報提供や申請支援にも努めてきているところでございます。

今後につきましては、東海環状自動車道の開通等による商業集積によって消費需要の拡大が期待できると考えており、商工会等とも連携をし、既存商店との相乗効果等も促進していく必要があるものと考えております。また、流通性が向上することにより、既存の製造業等の効率性の向上が期待できますし、新規企業の起業や転入の促進効果も期待できますので、本市の地域特性を最大限にアピールしていき、市内全域への波及効果を生じさせてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（横山哲夫君） 以上で影山春男君の一般質問を終わります。

通告順位2番 藤根圓六君。

○11番（藤根圓六君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、今回の質問は、公有財産の有効な利活用についての施策について質問したいと思います。

合併しまして10年たちました。きょうまで、多くの10周年記念事業も、市民の皆さんを含め、多くの協力で成功の中に消化してまいりました。大切なのは、いよいよこれから。山県市のまちづくりも新しい段階に入りました。少子高齢化社会を迎え、周辺の著しい人口の減少は、一部小学校、保育園の統合を余儀なくされ、それはまた、地域の公共施設の利用者の減少や、そうした社会の構造の変化に対応しなければならない時代に入りました。特に現在の厳しい財政状況下においては、官、要するに本市も、民間にも増して鋭いコスト感覚を持って事業展開をしなければならないと思います。それは、長期的な視点に基づいた資産の利活用、効率的な維持管理が急務です。

そこで今回、現在の山県市の公有財産の利活用の状況について、副市長に所見をお尋

ねいたします。

○議長（横山哲夫君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 御質問にお答えいたします。

まず、議員の御指摘等ございました施設でございますが、現在は、旧葛原小学校は葛原郷土研修室として使用しているほか、旧美山北中学校は谷合郷土研修室、そして、美山支所や伊自良支所等は2階部分を資材倉庫、そして、旧町村時代の公文書の保管等に使っているところでございます。また、葛原小学校のプールは防火水槽として使用するとともに、その敷地を地元自治会へ駐車場として貸し出しているところでございます。

一方、現在使用していない施設でございますが、これは、旧北山小学校職員住宅がございまして、その他、美山地域の旧北山小学校伊往戸分校と、そして、旧乾小学校プール及び八戸荘が挙げられると思います。なお、伊往戸分校及び八戸荘は老朽化のため、平成26年度中に取り壊す予定でございます。また、旧富波小学校プール、旧乾小学校プール及び旧北山小学校教員住宅につきましては、現在では、利活用の計画はございません。

続きまして、遊休地に関しましてでございますが、普通財産として管理しております市有地では、岐阜県、岐北厚生病院及び地元自治会、民間企業等へ貸し出している土地はございます。また、未利用地については、本定例会でも関連議案を提出しておりますが、毎年度、公募により市有地を売却することで、自主財源の確保を図っております。また、本市の土地開発公社所有地としては、現在、保有をしてございません。

次に、物品等、債権等でございますが、まず物品につきましては、例えば、使用しなくなった学校の校舎内の不用となった物品については、利用を希望します他の所属へ移管がえを行い、有効活用を図っております。利活用の希望がない場合は、払い下げを行うか、物品の状況によっては廃棄を行うケースもございます。

また、債権につきましては、平成24年度決算書に記載しております19の会社や社団法人分の株式や出捐金がございます。株式につきましては、財団法人岐阜県市町村振興協会からの寄附等ございまして、資金運用のため保有しているものではございません。出捐金につきましても、見返りのない出資金であり、運用益を求めるものではございませんので御理解をお願いしたいと思います。

基金につきましては、地方自治法第235条の4の規定により、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならないと定められているため、変動制のある株式等での運用は行っておりません。山県市公共料金支払い金及び山県市収入印紙等購入金は決済性預金にて保管しておりますが、これは支払い専用の基金の性質によるものでございます。ふるさと応援基金は、一般会計への繰入金確定次第、振りかえるため決済性預金。

そして、高富財産区の基金のうち約1億2,000万円は、高富財産区管理会に諮り、10年国債での運用をしております。その他の基金は、全て金融機関での定期預金として運用をしているところでございます。

最後に、太陽光発電等の状況でございますが、本市には3つの学校で設置をしております。発電容量は、いずれも19.2キロワットという状況でございます。

このような財産及び債権等の運用を行っているところでございます。

以上です。

○議長（横山哲夫君） 藤根圓六君。

○11番（藤根圓六君） お尋ねする項目を前もって通告してありましたので、今、言わなかったんですけども、一応答弁していただきました。

ただいまの答弁によりますと、本市の公有財産の現況は通常でいう維持管理で、私からいうと、積極的な有効活用とは思えません。保有する財産から活用する財産への意識転換を行い、徹底したコスト意識改革と経営感覚を持った効率的な資産運営の実現の取り組みが望まれると思います。

旧乾小学校プール、旧北山小学校教職員住宅については、現在放置されていて利用されていない。私の近くの乾小プールは、防火水槽の表示はしてありますけれども、中には水が入っていない状態であります。これはどういうことなのか。そこで、活用方法を検討するに当たり、次の点についてお尋ねをしたいと思います。

1つ、公有財産台帳管理はどのようにしておられるのか。

2つ目に、活用方策を検討あるいは民間のノウハウを公募したことがあるか。あれば、その物件について、建物あるいは土地についてお尋ねをします。

3つ目に、今後の交付税減等、収入減に対する財源確保の施策についてはどのようにお考えなのか。

4つ目に、先ほどの乾小学校プール、ほかにも廃校のプールがあると思いますけれども、そういったものと、そして、北山小学校の教職員住宅の今後は、ただあのままほかっておくのかどうなのか、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（横山哲夫君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 再質問にお答えをいたします。

まず、1点目の公有財産台帳管理につきましてでございますが、行政財産及び普通財産とも、台帳管理は、現在のところ総務課で行っております。ただし、行政財産の場合、施設管理は各課で行っておりますので、公有財産台帳は、施設管理の担当課で保有する情報を台帳として総務課で一括管理しているところでございます。

次に、2点目の公有施設の活用方策等に関する公募の実施状況等でございますが、現在、校舎を民間企業に賃貸している旧乾小学校の利活用を公募した経緯がございます。

このほか、今定例会にも関連議案を提出しておりますが、今年度、本市笹賀字上野平の市有地の売却に当たり、その活用方策を企業等から提案いただくプロポーザル方式による公募を行ったところでございます。

次に、3点目の交付税等の収入減少に対する財源確保の方策でございますが、本市としましては、遊休地の売却のほか、本庁舎市民ホール及びロビーの広告塔、また、市ホームページや広報紙での広告バナー等の設置、さらには、図書館の雑誌広告事業の実施など、自主財源の確保に向けた取り組みを行っているところでございます。引き続き、他の市町村の事例等を参考にしながら、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、4点目の、議員御指摘の2施設に関する今後の利活用でございますが、まず、旧乾小学校プールにつきましては、地域のお子さんが転落するおそれがあるなどの安全面や衛生面などを考慮し、防火水槽としての利用を取りやめました。御指摘の看板は撤去したいと考えております。

また、旧北山小教職員住宅は、当時保有しておりました住宅も含めまして、東日本大震災の際の避難住宅として県を通じて情報提供いたしました。活用までには至りませんでした。

なお、再度使用するために改修等が必要となるため、いずれの施設も、利活用は今のところ考えていない状況でございます。

○議長（横山哲夫君） 藤根圓六君。

○11番（藤根圓六君） 再々質問をしたいと思います。

本市は自然環境に恵まれ、緑豊かな小都市ですが、少子高齢化の速度はどこにも増して速く、行政だけで解決できる問題ではありません。特に北部地域の今後は、山林価値の低下に伴い、山林の維持さえ困難な時代になりました。交流人口の増加を図るべき施策の投入、遊休地利活用による企業誘致、廃屋再生リフォームにより田舎暮らしの移住募集等々あると思いますけれども、行政目的で利用されていない普通財産の利活用が何よりも必要な時代となりました。暗いニュースばかりではありません。間もなく東海環状道路山県インターの完成、北部地域には堅牢地盤の工場用地、遊休地などがありますので、あらゆる民間ノウハウの活用の推進を図っていただきたいと思っております。

そこで、最後の4点を質問して終わりたいと思っておりますが、1つは、先ほども答弁がありましたけれども、普通財産の土地信託の制度がございますが、その利用について。

2つ目は、先ほども答弁がありましたけれども、自然エネルギーの、環境エネルギー

といいますか、太陽光発電装置についてですけれども、これは、平成24年7月4日に国土交通省から、既存建築物の屋上に太陽電池発電設備を設置する際の建築基準法の取扱いについてというので、各都道府県に国土交通省住宅局建築指導課長より通達があります。その内容を読んでみますと、要するに、新耐震で建った建物に対しては、先ほどもありましたように、確かに、積雪荷重のほかに太陽光のパネルの荷重、あるいはその附属物に対する荷重に対しては平米当たり二、三十キロですので、それを、要するに、建物のそれぞれ計算書がありますので、それで設計事務所にチェックしてもらいますと、その効力が、はりと柱にどういう経過を生ずるかということで、そんなに難しくなく、建築確認も必要でない。例えば、もともと子供たちが登れるような屋上に関しましては、廃校などに関しましては人が登らないから、そこに鉄骨の荷重が載っても、それだけの荷重は免除できるとか、そういうもろもろが書いてありますので、どうも山県市は、私が感ずるところ、余り積極的ではないような気がしますので、この前の、私どもが九州の武雄市なんかに行きますと、公共建物の2割に対して太陽光を設置したという話を聞きました。ひとつ、そういった点を加味しながら再々質問で答弁をいただきたいと思います。

そして、3つ目には、前にも一度お尋ねしたことがあるんですけども、美山地区の水道水、いろいろカルキが多い、ミネラルが多いところで問題を言われておりますけれども、管圧が7キロもあるわけですよ。そうすると、今そういった管圧を利用してミニ発電といいますか、小水力発電が可能だということをインターネットで調べたこともありますので、ひとつ、これもコンサルに尋ねていただきたいと思います。

そして、4つ目ですけれども、合併前にはたくさんのこういう建物ができまして、現在、かつてほど利用されていない状況でありますので、どうかひとつ有効に統廃合を考えまして、そして、当然今回も美山の支所、伊自良の支所も耐震の審査をされると思いますけれども、やはり、せつかく建てた建物ですから、長寿化を図りまして、今後の対応にしていきたいと思います。

以上4点についてお尋ねをいたしまして、私の質問を終えたいと思います。そして、これはまた副市長ですけれども、余談かわかりませんが、私どもは新しい副市長に、やはり、この山県市の市役所の、民間でいうなら経営に対して、それなりの知恵を期待しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（横山哲夫君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 再々質問にお答えいたします。

まず、土地信託制度の利用についてでございますが、土地信託とは、公有財産を信託

銀行に信託し、信託した銀行が資金を調達した上で、当該財産を活用して主に収益性のある事業、例えば、レジャー施設、複合運動施設、賃貸用ビル等や公共施設を整備して、賃料等の収入から諸経費や借入金返済を差し引いた額を信託配当として土地の所有者である市に交付される仕組みで、新たな税外収入を得るための手段の1つでございます。

この制度のメリットは、議員御指摘の民間ノウハウの活用のほか、市は、信託事業に関する人的負担が少なく、また、財政的負担を伴わない中で公有財産の所有権を保全できること、そして、市長に調査権や市に監査権があることから、市の信託事業へ一定の関与ができること等が挙げられます。

一方、当該制度を導入済みの自治体を見ても、大阪市では、信託事業である都市型遊園地が2004年に経営破綻し、負債約380億円のうち200億円を市が負担した事例がありますように、受託者から多額の損失補償を請求されるケースも複数発生しております。

こうした背景から、当該制度の導入は今のところ考えておりませんが、まず、当該制度を研究してみたいということは十分に考えております。

次に、2点目の公有の建物の太陽光発電設備の設置または賃貸についてでございますが、本市では、24年に産業課が、庁舎、ふれあいセンター、学校施設、生涯学習施設及び保育園などへ太陽光発電設備の設置を検討するため、各施設の現況調査を実施いたしました。しかし、いずれの施設も建築当初の構造計算ではパネル設置に伴う荷重を見込んでおりませんので、再構造計算を行う必要があることなどから、先ほど申し上げました3つの学校施設以外は、現在も導入に至っておりません。

今後は、各施設の改修時に合わせて、太陽光パネル等の設置を前提とした再度構造計算を行うなどしまして、設置の可能性を検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の美山地区における小水力発電の検討でございますが、小水力発電には一定量の水量が必要となるために、本市においては、武儀川により取水している農業用水での導入を検討してまいりましたが、河川法、水利権等の問題もございまして、現在、小水力発電事業を進められない状態にあります。また、仮に農業用水により発電した場合、その電気は農業用目的と利用が限定されておるなどで、候補地の選定が難しい状況でございます。

今後も、議員御指摘の水道での管渠の発電、そして、農業用水等での発電も引き続き検討をしてまいりたいと考えております。

次に、4点目の公有財産の適切な維持管理、そして、改修等による長寿命化についてでございますが、建物の長寿命化への取り組みは、本市も数多くの公有施設を抱えており、

また、現在の本市における厳しい財政状況を鑑みますと、行財政改革という観点から、必要な取り組みと考えております。また、施設の長寿命化に当たりましては、本市として、当該施設の必要性や施設のあり方を検討し、当該施設の廃止、存続、統合及び委譲など方向性を整理した上で取り組む必要があると考えております。

そこで、現在、私をトップとして関係課による検討会議を設けまして、本市の公有施設のあり方を見直す指針づくりを行っております。

今後は、この見直し指針に基づき、各施設の存否を整理した上で、長寿命化への取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（横山哲夫君） 以上で藤根圓六君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で11時15分より再開いたします。

午前10時58分休憩

午前11時15分再開

○議長（横山哲夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位 3 番 恩田佳幸君。

○1 番（恩田佳幸君） それでは、議長からお許しをいただきましたので、通告に従いまして、質問番号 1 番、国道256号高富バイパスの現状と今後の展望について、建設課長にお尋ねいたします。

平成32年度の東海環状自動車道の全線開通を見据え、市内の主要道となる国道256号高富バイパスの速やかな全線開通が望まれるところでもあります。これまでに本市が経験したことのない大規模なインフラ整備が進む中で、片側 2 車線、25メートルの幅員を有する国道256号高富バイパスは、今後の山県市の都市計画を初めとする発展に大きく寄与する主要道になり得ることは間違いありません。

平成24年 9 月に西深瀬交差点までの完成により、市内の交通状況も変化している実情です。そこで、予算化されている現在までの計画状況と、今後の予定されている計画について 4 点、建設課長にお尋ねいたします。

1 点目、現在の国道256号高富バイパスの予算化されている内容について。

2 点目、予算化はされていない今後の計画について。

3 点目、現在までの国道256号高富バイパスの完成により発生する問題点について。

4 点目、本市として、国道256号高富バイパスの早期完成に向けて、どのような要望を行っていくのか。

以上 4 点について、建設課長にお尋ねいたします。

○議長（横山哲夫君） 長野建設課長。

○建設課長（長野 裕君） 御質問にお答えいたします。

まず、1点目の、現在、国道256号高富バイパス事業に対しまして予算化されている内容及び2点目の予算化はされていない今後の計画についてでございますが、本バイパスの建設事業は岐阜県が事業主体でございますことから、事業を管轄する岐阜土木事務所に確認をいたしましたので、あわせて御報告をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目についてでございますが、現在、西深瀬農免道路まで供用となっている本バイパスの区間を延長するため、農免道路北側の既存の市道のつけかえに係る横断ボックス、いわゆるアンダーパスの施工が行われております。さらに、西深瀬地内の東海環状自動車道（仮称）高富インターチェンジ建設地付近におきまして、同時施工による効率化の面から、本バイパス工事部分についても国へ施工を委託することによる負担金が計上されております。

次に、2点目についてでございますが、現時点において、平成26年度以降の予算は未定でございます。しかしながら、県といたしましては、未買収用地の早期解決を図り、工事についても西深瀬農免道路北側の山切り区間への着手により、まずは東海環状へのインターチェンジ南側からのアクセス整備を最優先に事業を推進し、インター以北の本バイパス事業についても、本市と調整を図りながら前向きに検討を行いたいとの回答を受けております。

次に、3点目の、現在までの国道256号高富バイパスの完成により発生した問題点についてでございますが、本バイパスにつきましましては、都市計画道路岐阜駅高富線の一部区間といたしまして、本市の佐賀交差点から伊佐美交差点までの約4.6キロのバイパス化として事業を進められております。

現在までに、西深瀬農免道路までの約2.2キロの間の供用が開始されております。この供用によりまして、本バイパス利用者の増加となり車両の通行経路及び交通の状況に変化が生じております。特に、直接接続いたします市道佐賀本町線、主要地方道関・本巢線及び西深瀬農免道路への車両通行量の増加が顕著にあらわれておりまして、朝夕のラッシュ時における渋滞発生の頻度が以前に比べて上昇した点及び渋滞を回避する車両による幹線ではない道路への流入などについては認識をさせていただいております。

市といたしましても、このような問題点に対しまして、本バイパスの早期の全線開通及び現国道256号富岡小学校前交差点等の早急な改良要望を継続的に行っておりまして、市の事業といたしましても、西深瀬農免道路の改良事業に着手するなど、事態の解消を図っております。

一方で、バイパス化事業の進捗によりまして渋滞が緩和となりました箇所及び路線につきましても多々見受けられているということにつきましては、御理解を願いたいと存じます。

4点目の、国道256号高富バイパスの早期完成に向けてどのような要望を行うのかについてでございますが、本バイパス事業の全線開通は、市内における交通の円滑化、安全な通行の確保、流通など、本市にとって大きな整備効果を及ぼすことは、議員お見込みのとおりでございます。

本市といたしましても、本バイパス未着手区間の早期着手による全線開通については、以前から定期的及び不定期に、事業主体でございます岐阜県のほうへ事業要望を行っておりまして、国の機関及び関係する国会議員等につきましても要望活動をさせていただいております。

今後におきましては、本バイパスの重要性を強く主張いたしまして、早期の全線開通となるよう関係各機関への要望活動を積極的に実施したいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） ありがとうございます。

再質問といたしまして、副市長に再度お尋ねいたします。

国道256号高富バイパスの早期完成に向けて、今後も随時、要望や地域の皆さんの声を、御理解や御意見の集約などを行っていただくことを要望するところでもございます。

また、本市が経験したことのない大規模なインフラ整備だからこそ、市民の皆様に広く理解をいただくことも肝要だと思います。中には一度も説明に伺っていないような地域もあると伺いますので、ぜひとも説明会などの実施を早急に行っていただきたいと思っております。

そこで、副市長に3点お尋ねいたします。

伊佐美交差点までの間に、接続道路橋の建設に際しては、地域の声をできる限り反映させるよう努力を行っていただけるのでしょうか。

2点目、現時点までの国道256号高富バイパスの完成状況にて、接続道路や周辺の道路橋などで、交通量の増加により通学路の安全確保が行き届いていない箇所もあります。以前から指摘させていただいております十王橋を含め、今後の計画の推移によっては国道256号高富バイパスの交通量の減少が完成後も見込めないような地域もありますので、安全確保ができていない接続道路や周辺の道路橋がある場合は、安全確保の実施に努めていただけるのでしょうか。

3点目、地域住民への説明が実施できていない地域には、今後、関係団体への要望の前に、地元への説明を行っていただくようお願いいたします。

以上3点について、再度副市長にお尋ねいたします。

○議長（横山哲夫君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 再質問にお答えいたします。

まず1点目の、本バイパスの伊佐美交差点までの間における接続道路に関し、地域の声を反映させる努力はという御質問でございますが、本市といたしましても、本バイパスの建設に関しましては、地域住民の方々や利用者の御意見を聞きながら事業を進めていくことは当然のことだと考えております。今後のバイパス建設に当たっても、地域との関係と協力を努め、利便性、安全性などについて利用者等の御意見をいただきながら、事業主体である岐阜県のほうへ地域の声を伝えてまいりたいと考えております。

次に、2点目の、現時点までに完成したバイパス周辺に安全の確保がされていない箇所が存在しているが、今後、安全対策を行っていくのかという御質問でございますが、道路や橋梁に対する安全確保が行き届いていない箇所につきましては、今後、対策を講じてまいりたいと考えています。

また、本バイパスの全線が完成に至った後につきましても、周辺の道路、橋梁の状況、状態を把握し、安全の確保が充分と言えない箇所につきましては、安全対策の実施に努めてまいります。

3点目の、説明が実施されていない地域に対しましてでございますが、現在の本バイパス事業の促進に向けた要望の状況については先ほど建設課長が答弁したとおりですが、私といたしましても、事業主体である岐阜県が、未着手区間に対して事業化に着手していただくことが全線開通の第一歩であると考えており、現時点においては、未着手区間への早期の事業着手について、強く要望活動を実施しております。このことについて御理解をお願いしたいと思います。

しかしながら、議員御指摘のとおり、本バイパスの建設促進がスムーズに進捗するには、地域の御協力や市民の方々の御理解が非常に重要です。本バイパスの事業に関する状況につきましても、今後、随時情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

○議長（横山哲夫君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） 副市長、答弁ありがとうございました。ぜひ地元の皆さんの声を聞いていただき、そして、通学路の安全確保などもしっかりと行っていただきながら、本市の発展に大きく寄与するこの国道256号高富バイパスの発展に、いわゆる建設の完成に努力していただきたいと思います。

続きまして、質問番号2番、施策の意思決定過程について、市長にお尋ねいたします。

多くの施策がスピーディーに実施されていると見受けられます。そして、山口市が抱える課題も急速に解決しているように感じられます。しかし、その一方で、市長の政策や施策を実施するに当たり、担当課や執行部内で十分に議論されないまま実施されているような事業もあるのではないのでしょうか。馬術場の跡地利用のように、予算化はしたが年度内に実施することができず、次の年に繰り越すような、そういった事業も見受けられます。

ここで、あえて市長の公約が守られているのかとか、そういう質問はいたしません。そして、以前、市長から一般質問で答弁をいただきましたが、目標を持っていないとか、結果を検証しないという答弁をいただきましたので、あえて今回は、結果や目標、そういった観点からも質問はいたしません。これまで実施されてまいりました施策の一つ一つについて、これまでどの程度検討がされ実施されてきたのか、また、実施されていない、予算化されていないような事業に関しては、今後、どのような検討をして実施していくのか、また、どのような検討をした結果実施されなかったのか、9点ほどに分けて質問させていただきたいと思えます。

1点目、ぎふ清流国体馬術会場跡地利用について。平成25年の当初予算で馬術会場跡地利用について公園管理費として予算化され、平成25年第2回の定例会で馬術会場跡地利用について質問した折には、年度内に市民の方々の御理解をいただきながら予算を執行していくという旨の答弁をいただきました。その後、どの程度、執行部内で検討されたのでしょうか。

2点目、地域委員会の設置について。さきの議会で、市長の答弁に、市民の皆様のさまざまな御意見をお聞きするにつれまして、また、私からある地域の方々に、現在ある自治会ですとか公民館、その他各種団体から成る地域委員会を組織化して一定の予算を配分することで、地域の課題を地域でみずから解決していただく手法の提案もいたしました。ところが、余り前向きな設置の希望はございませんでした。そうした事情もありまして、この地域委員会という形にこだわることはないとの答弁がありましたが、どの程度、担当課内で地域委員会について実施までのスキームを検討し、提案したのでしょうか。

3点目、企業支援、企業誘致について。主に東海環状自動車道の残土利用についてお尋ねいたします。残土利用については、非公式な場ではありますが、市長はホームページでも、利用方法を公正に周知するとの回答をしましたが、実際には、起業支援室の職員か市長がみずから訪問した企業、もしくは市長が個別の会場で発言した人のみ情報が

入っている現状です。なぜ広く周知をしなかったのか。また、現在では残土利用をすることができない現状ですが、その旨についても、なぜ広く周知をしないのか。残土が利用できるときに、利用できますよという周知をしないことと、利用できなくなってから、利用ができなくなった旨、両方とも周知をしていません。なぜこのような結果になっているのか。

4点目、さきの質疑でもありましたが、部長制度の廃止について。当時の部長の等級が7級で、課長の等級は6級だと認識しております。部長制度を廃止し、現在の課長を7級にすることを、新聞等の報道では確認できませんでした。また、議事録を確認しても、事前の説明はなかったと思います。課長を当時の部長の等級にすることを、市民の方々から理解を得られると思うのでしょうか。また、級別の標準的な職務内容にて、7級は困難な業務を行う課長の職務となっているが、どのような基準で課長を6級から7級に昇格し、具体的に、困難な職務はどのような職務を指しているのでしょうか。

5点目、総合的な土地利用方針について。今年度、用途地域等変更調査や農業振興地域整備計画などの実施も行われますが、国道256号高富バイパスは、平成24年9月時点で西深瀬交差点まで完成しました。当時、完成を見据え、なぜ事前に計画を立て、実施しなかったのでしょうか。また、去年は開催されたものの、長きにわたり都市計画審議会の開催はされませんでした。委員会の中では、開催の必要性がなかったとの答弁も担当課からありましたが、都市計画を含めて総合的な土地利用方針について、これまでどの程度検討され、現在に至っているのか。

6点目、自殺予防対策について。これまでの自殺予防対策における新たな取り組み、充実に向けて、どのような検討がされてきたのか。例年、地域自殺対策緊急強化事業補助金を財源とする基金を活用し、講演会を実施してきましたが、自殺予防対策は十分と言えるのでしょうか。また、自殺予防対策における検討はこれまでどの程度され、現状に至っているのでしょうか。

7点目、ICT教育の推進について。授業を受ける際に、現在では、生徒・児童、一人1台のパソコンが行き渡っている現状です。パソコンの台数を整えることで、情報化時代に対応できるコンピューター操作や情報分析力育成のスキルを身につけることができるという市長の公約を果たすことができるのでしょうか。また、ICT教育推進について、どの程度の検討がされてきたのか。

8点目、在宅介護支援金について。これまでどの程度検討し、いつ実施できるのか。もしくは、今後実施されないようでしたら、なぜ実施できなかったのか、その要因について、これまでの検討内容をお願いいたします。

9点目、放課後児童クラブについて。昨年、放課後児童クラブの入所を希望される保護者の方から相談を受け、担当課と調整をしました。その際、担当課から、現在の規定では受け入れることができないとの回答をいただきました。そこで、私は相談に来られた方々の基準でも受け入れを可能にできるよう、規定の改正について担当課と何度も協議を重ね、担当課も、何とか受け入れが可能にできるように努力をしていただきました。私は、相談を受けた方々の要望を早く実施したいとは思いますが、規定を逸脱し実施することは当然できませんので、要望を受けた方々にお時間をいただきながら規定の改正に努めてまいりましたが、突然、市長の判断で、規定では受け入れることが認められていない方々でも基準に関係なく受け入れるとの結論が出されました。結果的に、要望をいただいた方々の希望はかないましたので感謝いたしておりますが、市内には同様の現状下の方々が数多くおみえです。なぜ規定の改正を正規に行い、市内全域で同等の対応を行おうとしなかったのか、また、周知をみずから行おうと、なぜしなかったのか、また、その実施に際し、どの程度検討をされ実施してきたのか。

以上9点について、市長の御答弁を求めます。

○議長（横山哲夫君） 林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、御質問にお答えをいたします。

まず、1点目のぎふ清流国体馬術場跡地利用についてでございますが、その利活用につきましても、以前から検討を行ってまいりました。

しかし、約6ヘクタールという広大な面積の整備であること、また、農業振興地域及び開発許可等の観点から、馬術競技場として整地された現状の地形を生かした経費をかけない公園として整備を進めることとし、本年度より整備に着手するべく予算化し、整備の内容については担当課及び関係各課と協議等を行っております。

こうした協議等を進める中で、当該地区において公園整備を進めるためには農振の除外が先決であり、除外後に整備へ着手するとの結論に至りました。

よって、本年度の馬術競技場跡地の整備に係る予算については平成26年度へ繰り越しとさせていただき、農振の除外後に整備着手とすることとし、今後、整備に向けた詳細について検討するよう副市長に指示をいたしたところでもございます。

次に、2点目の地域委員会の設置の検討についてでございますが、さきの議会において答弁しました、地域課題を地域でみずから解決していただく手法の提案については、私の思いで、ある地域の方々に御提案申し上げたところがございますし、また、担当課内では、引き続き、他の自治体の取り組みについて事例収集を行っている段階でございます。

事例を見ますと、合併特例法等に基づく地域自治区ですとか地域審議会のほか、地域委員会のような地域協働型のまちづくりの仕組みとして、自治基本条例等に基づく地域づくり協議会など、さまざまな地域自治組織が地域の状況に応じて設置されている市町村があります。

本市におきましては、市民の皆様の御意見を市政に反映する手法として、高い加入率の自治会からの要望や、市民座談会及び市の地域福祉推進協議会、また、その協議会での懇談会などの御意見のほか、地域で主体的に活動されている美山北部まちづくり委員会などの御意見を予算編成に反映させるよう努めております。

引き続き、これらの手法を通じて得た自治会を初め市民の皆様御意見を市政に反映させ、対話と共感による協働の地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の企業支援に関する東海環状自動車道の残土利用につきましては、当初、事業者である国道事務所から、事業を早く進めるためには残土の処分地を選定する必要があるとのことで、沿線市町村に対し、残土処分に関する協力要請がありました。そこで、企業訪問の際ですとか東海環状自動車道整備促進協議会の総会などでも話題にしながら、本市内での候補地を模索し、取り急ぎ一定の候補地を選定いたしました。

ところが、その後、国道事務所の方針の変更に伴いまして、処分すべき残土は発生しない旨の通知を受けましたが、選定した候補地の企業側に見れば困ってしまいますので、それまで協議が進んでいた企業に対しましては、国道事務所と調整をしているところでございます。具体的には、現在、国道256号道路改良及び市の道路改良などの公共事業に伴う建設残土も含めまして、5カ所の候補地に関して残土処分地としての調整を行っているところでございます。

このような状況の変化に伴いまして、議員御指摘の周知を取りやめたところでございます。

次に、4点目の部長制度廃止に係る職員の行政職給料表職務分類表の適用についてでございますが、県内21市では9級制から6級制まであり、職務級に対する標準的な職務内容もさまざまでございます。課長制度は何級制をとるべきという基準はございませんが、地方公務員法第24条第1項に規定する職務給の原則をとる本市の現状について、御理解をいただきたいと思います。

また、7級の職務内容にある困難な職務とは、職務の難易度あるいは複雑さ及び責任の度合い等を総合的に勘案して判断しております。さらに、部長制度廃止前に比べると課長の職責も増している中で、6級から7級への昇格基準には、勤務評定の結果も加えて判断しておりますが、これは、55歳以上の職員は昇給停止を行っているため、当該職

員のモチベーション維持向上を図る意味からも昇格を行ったところでございます。

次に、5点目の総合的な土地利用方針の確立についてでございますが、インター開通を踏まえた都市計画や農地のあり方などについて、庁内議論を全くしてこなかったわけではございません。国道256号バイパスは一部延長されましたが、本格的な開通に向けてはこれからでございます。

いよいよ東海環状自動車道のインターチェンジ開通と、そのアクセス道の整備が現実的となってまいりましたので、平成26年度の当初予算原案では、農業振興地域整備計画策定業務委託料590万円と、用途地域等変更調査業務委託料740万円を計上させていただいたところでございます。

今後、農地の保全や有効活用、インター周辺の健全な発展と秩序ある整備について具体的に検討していくためにも、平成26年度を都市計画元年と考え、予算計上させていただきました。なお、予算化してはおりませんが、景観行政団体への移行など、都市における景観のあり方等も検討しているところでございます。

次に、6点目の自殺予防対策についてでございますが、平成21年度から岐阜県の補助を受けまして、自殺のないまち、安心して暮らせるまちを目指して、悩みや心配事を支援するネットワークづくり、自殺を予防するために各種相談窓口を掲載したリーフレットの作成や街頭啓発、悩んでいる人に気づき必要な支援につなげる、見守る人、いわゆるゲートキーパーの養成研修や、うつ・自殺予防講演会などの事業を実施してまいりました。

こうした事業を実施する中で、平成26年度の当初予算では、本市における平成23年の自殺者数が13人と、過去10年間の平均自殺者数8人を超えるという深刻な状況であることから、本市の過去の統計、データ分析から自殺者の特徴を捉え、県補助事業の継続を見きわめながら、近年の傾向に配慮した、この配慮と申しますのは若年化でございますが、事業の予算化をお願いしているものでございます。

次に、7点目のICT教育推進についてでございますが、市内小中学校のICT環境の整備は、平成21年度から国の補助事業を積極的に活用し、主に教職員が校務や学習に利用できるようパソコンの整備を充実してきました。児童・生徒用パソコンは、平成26年度中に全ての小中学校で更新が完了する予定でございます。

これに伴いまして、ICTに堪能な教職員だけでなく、一般の教職員に対しても活用が促進されるよう、操作や情報活用能力の育成に向け、無理のない効果的な研修内容の見直しを指示しております。

時代のニーズに応じたICT教育ですが、その基礎を養うのが小中学校教育の目的で

あります。継続的に活用することで、今後、その効果があらわれるものと考えております。

また、活用と同時に、情報モラル教育についても充実を図る必要があると考えております。

次に、8点目の在宅介護支援金についてでございますが、現在のところは実施しておりません。昨年度、介護保険特別会計の紙おむつ購入助成事業の中で、紙おむつ購入助成券を地域通貨で交付できないかと検討いたしました。この事業は国の地域支援事業で、国、県及び市からの補助金や保険料で実施していること、年度内精算が難しいことなど、検討した結果、そぐわないと判断をいたしました。

しかし、紙おむつ購入助成券は、家族に対して介護慰労には使用できませんが、必要である紙おむつや介護用品を購入する費用の助成であり、介護支援の1つであると考えております。

次に、9点目の放課後児童クラブについてでございますが、担当課と協議し、保護者の方の働きやすい環境づくり及び子育て支援策の充実を目的として、放課後児童クラブの内部規定を見直すよう指示をいたしました。また、見直しの結果は広く周知しないといけないとの議員の御指摘もございました。夏休み前で、広く周知する時間的余裕はありませんでしたが、対象の方に変更の内容を周知し、申し出により、申請人と担当者が面談をさせていただいた後に受け入れを行いました。

私は、近年、共働きが一般化する中で、雇用環境の変化に伴いまして、2交代制、あるいは3交代の勤務形態ですとか、不定休などの勤務体制の変化に伴うなど、ニーズに合わせてながら、住みよい山縣市にするため、予算の範囲内等でできることは積極的に取り組むべきと考えております。

平成26年度より、利用者のニーズに合わせて編成人数を1人からとし、全校区を対象に、高富児童館と子どもげんきはうす、この2カ所で土曜日の開設、全クラブ1人からの受け入れにも取り組む予定でございます。

また、今後につきましては、議員の皆様からの御要望につきましては、担当課長から私へ報告するよう、そうした仕組みを整えていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） 市長、多岐にわたり御答弁いただき、ありがとうございました。

これまでの答弁を伺う中で、再質問といたしまして、副市長が就任して以来、また、本質問の答弁から、施策の意思決定過程が十分に検討できているのかどうか、再質問と

いたしまして、副市長にお尋ねしたいと思います。

馬術場跡地利用のように、十分に検討がされないまま予算を上程したばかりに、その執行ができず繰り越すことになってしまった現状や、東海環状自動車道の残土利用や放課後児童クラブのように、実施はできたが周知ができない、できる努力すら怠っている現状について。

3点目、自殺予防対策やICT教育推進のように、目標はいいものの、施策やスキームに問題がある現状について。

市長、自殺対策予防で、ゲートキーパーに御協力いただいて早期に発見をすると言われてきましたが、例えば御自身の家族が精神疾患と診断された場合、本当にゲートキーパーにお願いできるのでしょうか。本当だったら、もっと予算をかけてでも専門家に頼み、自殺対策に力を注ぐべきではないでしょうか。

一人一人の児童・生徒にパソコンを配置したからといって、本当にICT教育の推進になるのでしょうか。1人当たりの生徒・児童がパソコンを利用する時間は変わっていないのですから、ICT教育の推進にはほど遠い施策だと思います。

また、地域委員会の設置のように、施策自体はいいものの、提案方法や提案内容が十分に担当課内で検討されていないがために施策が実施できなかった現状について。

馬術場の跡地利用と地域委員会の設置に関しては、事前に情報公開請求をして、これまでどの程度、検討を担当課内、執行部内でしたのか確認いたしました。馬術場の跡地利用や地域委員会の設置は、一枚の紙も、紙ベースでこれまでの検討内容を提示することができないような現状で、口頭で担当課から説明をいただきました。その中でも具体的な検討内容は示されませんでしたし、具体的に、一般質問か市長レクの際に、この馬術場の跡地利用や地域委員会の設置で検討がされただけです。みずから自主的に、この跡地利用や地域委員会の設置に対して1度も検討もしていない状態ですので、ぜひ、これから必要と思われる市長の施策に対して、十分に担当課内で検討していただきたいと思いますので。

副市長には、これまで山口市役所で副市長として就任されて以来、また、これまでの答弁を聞いて、十分に検討ができているのかどうか、お考えを伺いたいと思います。

そして、馬術場の跡地利用については、特に再度質問させていただきます。

さきの質疑では、現段階での選択肢として、平成25年度予算を減額すると1年間の空白期間を設けることとなり、合併特例事業の継続性を県や国から見解が問われるため、農業振興地域の除外のため繰越手続はやむを得ないと答弁がありましたが、総務省や県に確認いたしました。空白期間が生じても合併特例法上問題はないとの回答をいただ

きました。

また、平成25年第2回の定例会では、各種グラウンド整備に関係団体の理解を得るとの答弁がありました。実際には、この平成25年度の間、1度も理解を得るための説明に時間を割いておりません。また、その理解を得るための事業の内容にすら検討をしていない状態です。これまで、繰越明許費として計上する要素は、いろいろ答弁はありましたが、実際には1つも繰越明許し、本定例会で補正予算を組む必要はないと思われませんが、この定例会で減額補正を実施するお考えはあるのでしょうか。

馬術場の跡地利用について、3点ほど細かく質問させていただきたいと思います。

1点目は、減額補正を行うお考えはあるのかどうか。

2点目、馬術場跡地利用について。平成25年当初予算を未執行で翌年度に繰り越す現状について、適切な計画を立てて進めているという認識はあるのでしょうか。

3点目、平成25年第2回の定例会からこれまでの間、市民の方々に周知する期間は十分にあったものの、そのできる努力すら怠ったのはなぜでしょうか。

市長の政策一つ一つには、非常に共感を受けるところとか必要性を感じますが、その一つ一つの政策の先にある、市民の皆様は、今、何を悩んで、今、何が問題なのか、それに向き合いながら、その政策を一つ一つ実現させていく、実行していくことが本当に必要なのではないのでしょうか。市長は、その十分に検討する時間も、十分に検討する立場でもあり、そして、今の山県市議会の構成であれば、市長が公約としている実施したいという政策は全部が実現できるはずですが、それにもかかわらず、周知を怠るとか十分に検討しないとといった、できる努力すら怠る、その姿勢に対して私は疑問に感じるころでもあります。かといいますが、市長の任期はあと1年2カ月ありますので、その間、市長にはぜひ、市長としてこの山県市を背負っていただきたいと思ひますし、一つ一つの政策を実現していただきたいと思ひますので、あえて今回は副市長に、これまでの施策が十分に検討されているのかどうか、また、馬術場の跡地利用について質問させていただきます。ぜひとも市長、副市長の答弁を聞いていただいて、真摯にこれから1年2カ月、施策の実施に取り組んでいただきたいと思ひます。

○議長（横山哲夫君） 林市長。

〔「いや、副市長に答弁をお願いしましたので」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 暫時休憩します。

午前11時56分休憩

午前11時58分再開

○議長（横山哲夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 再質問にお答えいたします。

まず、1点目の各施策の意思決定過程に対する所見でございますが、御質問を4点いただきましたが、いずれも関連していますので一括してお答えをしたいと思います。

まず、議員御指摘の各施策の現状は、先ほど市長が答弁したとおりでございます。それぞれ個別事情がございます、その検討状況、実施状況等については御理解をいただきたいと思っております。

各種の施策につきましては、事情変更などにより当初の意思決定を変更し再検討が必要なもの、そして、懸案事項が各課横断的で幅広く調整、検討に時間を要するもの、そして、検討の熟度の低さにより時間を要するもの、また、事業の困難さ、複雑さにより多角的な視点から検討が必要なものなど、状況により事業の進め方や進捗の度合いは異なります。その対応も臨機応変に行わざるを得ないと。また、さきの定例会の答弁で私も申し上げましたが、施策には見逃してはならない危険があるものです。危機管理の面からも慎重な対応が必要な場合もございます。

私は、副市長に就任して以来、日ごろから市長や職員とのコミュニケーションを十分にとるよう心がけるとともに、各課横断的な課題につきましては、私をトップとして関係課長を集め協議を行うなど、縦割り、自己完結型に陥らないよう努めているところでございます。

議員御指摘の課題等に対しましては、市民の皆様への説明責任が果たせるよう、各課題を十分に検討しつつ、市民の目線に立った行政サービスの向上に資するよう、施策の推進に尽力してまいりたいと考えております。

次に、2点目の国体馬術競技場跡地に係る整備についてでございますが、御質問を3点いただきましたが、関連性がございますので、この質問につきましても一括してお答えをさせていただきます。

私は就任以来、椿野地内における当該土地の整備計画について、以前から現在に至るまでの経緯の把握に努めてまいりました。その中で、本年度に予定しておりました公園整備に関する予算は、公園整備計画として合併特例債により買い戻しを行った財政的な面及び当該土地が農振農用地である中において公園整備を実施することへの懸念などの現状を踏まえ、26年度への繰り越しと判断させていただいたところでございます。

そして、今後の整備につきましては、先ほど市長の答弁にもありましたように、当該整備に関して十分に協議と検討を行うよう指示を受けておりまして、私としても、関係

課のみならず、市役所全体で整備に係る検討を行うべく、庁内にプロジェクトチームを組織した上で、市民の皆様へ周知を図り、幅広い御意見と御理解をいただきながら、適切な整備を行ってまいりたいと思います。

なお、議員御指摘の点につきましては、本市の現状と将来を考慮しての発言として真摯に受けとめさせていただきますが、当該事業の性質と現状を御認識いただき、何とぞ本事業への御理解をお願いしたいと思います。

○議長（横山哲夫君） 以上で恩田佳幸君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で午後1時から再開いたします。

午後0時02分休憩

午後1時00分再開

○副議長（石神 真君） 地方自治法第106条第1項の規定により、私、副議長が議長の職務を行います。円滑な議事運営に御協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位4番 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告しております2点について、順次質問させていただきます。

初めに、成人用肺炎球菌ワクチンについて、健康介護課長にお尋ねいたします。

国は、ことし4月から、水ぼうそうを予防する小児用ワクチンと、成人用の肺炎球菌ワクチンを、予防接種法に基づいて自治体が行う定期予防接種に加えることを決めました。定期接種に要する市町村の費用は、地方交付税を通じて総務省が支援します。定期接種は、厚生労働省の政令改正と市区町村の準備を待った上で、10月から実施を予定しています。

厚生労働省の推計によると、水ぼうそうは毎年約100万人が感染し、そのほとんどが9歳以下の子供で、一般には軽症ですが、年間4,000人程度が入院し、20人ほどが死亡しています。一方、成人の細菌性肺炎の感染も年間100万人に上るとされ、このうち3万人余りが死亡していると見られています。両ワクチンによって患者数を大きく減らすことが期待をされています。

水ぼうそうのワクチンはA類疾病、主に集団予防を図る目的のもので、成人用肺炎球菌ワクチンはB類疾病、個人予防目的に比重があるものとなるようです。A類疾病とB類疾病では交付税措置に違いがあり、市町村の負担分と自己負担分に差が出るのがあ

ります。

また、成人用肺炎球菌ワクチンは、対象者が65歳以上で非常に多く、接種対象者も多いので、接種対象者を5歳刻みにして平成26年から平成31年の5年間かけて完了させる計画です。したがって、対象年齢の1年間の間に接種機会を逃してしまうと全額自己負担の接種となってしまいます。

10月に開始されるため当初予算には上がっていませんが、今後の予定はどのようなようか。お伺いたします。

○副議長（石神 真君） 中村健康介護課長。

○健康介護課長（中村 孝君） 御質問にお答えします。

成人用肺炎球菌ワクチンの予防接種につきましては、平成24年第3回定例会において御質問いただき、国の予防接種部会における予防接種制度の見直しに係る二次提言の中で定期予防接種化の流れにあり、今後の国の動向を見きわめた上で適切に対処してまいりたいと答弁させていただいております。

このほど、厚生労働省の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会は、水ぼうそうと成人用肺炎球菌の2つのワクチンを定期接種化することを決められました。水ぼうそうは主に集団予防を図る目的とするA類疾病、成人用肺炎球菌は個人予防目的に比重のあるB類疾病に位置づけることを確認され、今後、必要な政省令改正を進め、ことし10月に導入される見込みとなっております。

本市におきましては、国の通知等により成人用肺炎球菌ワクチンの公費助成に係る実施方法等を定め、導入に向けて検討していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（石神 真君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 高齢者の肺炎球菌ワクチンの公費助成については、平成23年第4回に初めて質問させていただきました。2回目が、今、紹介していただいた一昨年で、今回で3回目になります。

この2年間に、岐阜県内では4市3町が公費助成を独自で実施をされております。現在、42自治体の中で、20自治体が公費助成されております。今の答弁では、本市も導入に向けて検討していきたいということでした。10月に実施ということですから予算は6月に補正されるかと思いますが、準備が必要だと思います。5歳刻みで、該当する年齢にワクチン接種をしなければ、接種費用の7,500円ほどを全て自己負担しなければなりません。ぜひ周知徹底をしていただきたいと思います。がん検診の無料クーポンのように、成人用肺炎球菌ワクチン接種対象者に個別通知をしていただければと思いますが、いか

がでしょうか。

健康介護課長に再質問いたします。

○副議長（石神 真君） 中村健康介護課長。

○健康介護課長（中村 孝君） 再質問にお答えします。

国のほうから詳細の文書等が来ておりませんので、今後検討していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（石神 真君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 国から通知が来次第、ワクチン接種対象者への周知徹底と個別通知の配付をお願いしておきたいと思えます。

次の質問に移ります。

2点目の読書通帳の導入について、生涯学習課長にお尋ねいたします。

活字離れが指摘される中、市民に読書に親しんでもらう取り組みの1つとして、読書通帳を導入する自治体があります。この取り組みは、借りた本の履歴を目に見える形で残すことによって、子供を中心に市民の読書への意欲を高める効果が期待されています。

文部科学省が事業委託するICTを活用した読書通帳による「読書大好き日本一」推進事業の実績報告によりますと、調査対象の江戸川区立上一色中学校で導入したところ、生徒の読書量の増加や読書分野の多様化が見られた。通帳に記載された状況を図書司書などからアドバイスしていただき、読書の意欲も深まっているそうです。

また、昨年9月に北陸で初めて読書通帳システムを導入した富山県の立山町では、自動貸出機で借りた本のタイトル、著者名、貸出日が記帳される仕組みとなっており、通帳は町内の小中学生には無料で贈呈し、その他の利用者には1冊100円で販売しています。ことしの1月末現在の登録者数は600名を超え、そのほとんどが町内の小学生で、子供たちから好評を得ているそうです。

市立図書館や学校の図書館へより多くの人に来てもらい、読書に親しんでもらう工夫を凝らし、読書意欲を上げる効果がある読書通帳の導入のお考えはいかがでしょうか。質問いたします。

○副議長（石神 真君） 佐村生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐村光仁君） 御質問にお答えします。

本市では、市民の読書推進活動につきましては、市図書館を初め、学校、保育園、児童館など各施設が積極的に取り組んでいるところをございまして、市図書館では図書館情報システムを導入しており、読みたい本が簡単に検索できたり、インターネットで本

の予約ができたりするほか、借りた本の履歴がレシートで残せるなど利用者の利便性を図っております。また、各学校へは、子供の読みたい本を学校に提供しているほか、図書館や学校においてボランティアの読み聞かせ事業を積極的に行い、本に親しむ子供たちの育成に努めています。

学校図書館では、読書指導員を8名配置して本に親しみやすい環境整備を行ったり、ランチルームでの給食時の子供たちによるお薦め本を紹介したり、創意工夫して読書に親しむ児童・生徒を育成し、県の学校図書館教育奨励賞を受賞するなど成果を上げております。

このたびの御質問の読書通帳につきましても、読書活動を推進する1つのツールとして、今後、活用されていくものと考えられます。

この読書通帳は、読書通帳システムによって、預金通帳のように借りた本の名前などが自動で通帳記入できるものと、手書きにより通帳記入していくものがございます。

読書通帳システムは利用が簡単、便利で、継続的な活用が望める点で理想的であり、導入するならば、現在、市図書館で図書貸し出しや蔵書管理を行っている図書館情報システムに接続して使用することになると思いますが、立山町の町立立山図書館の例では、システムの機器の導入経費は1台200万円ほどかかっているということ、市内の場合、導入するとなると、本館と高富図書館の2台分の400万円ほど必要となることから、経費の関係もあり、現段階における導入は難しいと考えております。

しかしながら、今後、全国的に読書通帳の活用が進むことになれば、廉価でさらに内容の充実した読書通帳システムも開発されてくるものと考えられます。市図書館と小中学校を1つの通帳で相互利用できるようになるなど、国の施策や他市の取り組みを注視してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（石神 真君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 今、今後、国の施策や他市の取り組みを注視していきますというお答えでございました。2001年に子供読書活動推進法が制定され、朝の10分間読書や読み聞かせ、ブックスタート事業などが各地で根づいてきております。本市でも活発に行われていることは承知しております。そこで、より深めていけることをとって提案しております。読書通帳は、ブックスタート事業で出生祝いに贈られる絵本を初めとして、本に親しみ、読み重ねていくことで、一人一人の読書の歴史が刻まれるものになると思います。

他市の例ですが、小中学生には100冊借りたら証明書を発行するところや、図書館ごと

にスタンプを押すなど工夫している自治体もあります。今回の議会で、各務原市では新年度から児童・生徒に配布するそうです。また、本巣市では、秋に行われた読書週間で人気のあった職員手づくりの読む読むアルバムを新年度は3,000部印刷製本し、配布するそうです。

先ほど財政的にも厳しいということでしたが、手づくりで実施しているところもあります。工夫することはできないのでしょうか。

生涯学習課長に再質問いたします。

○副議長（石神 真君） 佐村生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐村光仁君） 再質問にお答えします。

お金のことだけでなく、独自でできることがあるのではないかとのことですが、近隣市を見回したところ、読書通帳を独自で作成し、タイトル、貸出日等を自分で手書きで記入し、記録がたまることにより読書意欲を向上させるというもので、学校図書館、市図書館だけでなく、県の図書館等、どこの図書館でも、借りて自分で記入するという比較的廉価のものもございました。

このような方法ですと、金銭的には導入も不可能ではないと思いますが、現在、学校では図書貸し出しカードによって図書の貸し出しを行っており、そのカードに貸出日や本のタイトルなどを記入しており、読んだ履歴がカードの中にたまって、子どもたちの読書意欲を高めていますので、読書通帳と同じような効果があると思われます。

また、市図書館においては、現在、貸出時に、タイトル、貸出日等を記入したレシートにより貸し出しをしていますので、このレシートを保管していけば、読書通帳と同じような効果があると思われます。

今後、読書通帳の活用につきましては、他市の取り組み状況を見ながら、経費、利用方法等を考慮して検討してまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（石神 真君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 今、個別にはいろんな活動があるということでしたが、トータル的に考えて、重なっていくという通帳のほうがいいのではないかなというふうに思います。そんな中で、検討してまいりたいということでしたので、早急に検討していただきたいと思います。

平成23年3月に全国で3番目に導入した山口県の萩市では、ゼロ歳から中学生までに無料で配布をしておりますが、財源として、金融機関などからの寄附金や図書館整備のために寄せられた寄附金を積み立てており、また、ふるさと萩応援基金も活用しており

ます。地元の理解と協力を得て取り組んでいる例です。

また、平成23年10月に導入した静岡県の島田市では、市内6企業より協賛金で読書通帳を作成し、高校生以下の方に無料で交付しています。

このように、行政と地域と教育機関と一体となって進めていくことを考えてはと思いますが、いかがでしょうか。

再々質問になりますので市長にお考えを伺って、私の質問を終わります。

○副議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えをいたします。

先ほどの、行政と地域と教育機関が一体となって進めてはどうかということですが、私は、費用というよりも、やはりその効果が、読書力を高める効果がどの程度あるのかということをございまして、その点につきましては、特に、きょうは生涯学習課長が答えておりますけれども、小中学校の状況をよく把握している学校教育課とも検討しながら、こういった効果が先進事例として効果が著しくあれば、取り入れていきたいというようなことを考えております。

以上でございます。

○副議長（石神 真君） 以上で尾関律子君の一般質問を終わります。

通告順位5番 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） それでは、通告に従って3つのことについてお尋ねします。

まず最初に、公務員の違法な選挙運動や地位利用についてということで、総務課長兼選挙管理委員会書記長にお尋ねしますけれども、選挙が公正に行われるべきことは当然です。役所の中で、職員に不信感を持たれることは最低であり、議会の議員が疑いを抱く状況も、市民から疑いを持たれることも同様です。そんな市長選の過程はあってはならないので、今回の質問をいたします。

自治体の選挙のうち、特に首長、市長の選挙における自治体職員の関与が問題になることは少なくありません。この実態を受けて、各種の警鐘が鳴らされています。

例えば、3年前、つまり2011年2月の総務大臣の通知、統一地方選挙における地方公務員の服務規律の確保には、公務員の事前運動や地位利用について、次のことが明記されています。簡略に読みますけれども、3項として、特別職を含む全ての公務員は、その地位を利用して選挙運動をすることは厳に禁止されており、これに違反した場合は処罰されること。4項、公務員が公職の候補者になろうとする者、公職にある者を含む、を推薦し、支持し、そういう目的をもってする行為は処罰されること、以上のように国から強く指摘されてきました。2007年の通知も同じようであります。

岐阜県内においては、2001年1月28日投票の岐阜市長選挙に関して、2月13日以降、岐阜市の部課長らが、公職選挙法に定める公務員の地位利用に関して違反した等の疑いで相次いで逮捕、勾留、起訴され、裁判所で禁錮1年や罰金刑の刑罰を受け、確定しました。県庁所在地の岐阜市、しかも私たちの隣の自治体なので衝撃的な事実でありました。この事件の判決書には、地位利用としての公職選挙法136条の2第1項1号の違反、事前運動として同法129条違反であることが明記されています。

地位利用した具体的な行為について、公職選挙法第136条の2第2項各号は次のようなことも規定し、禁止しています。例えば2項、選挙運動の企画に関与し、その企画の実施について指示し、指導し、または他人をしてこれらの行為をさせること。4項、新聞その他の刊行物を発行し、もしくはこれらの行為を援助し、または他人をしてこれらの行為をさせること。5番、公職の候補者となろうとする者、公職にある者を含む、を推薦し、支持した者に対し、その代償として、その職務の執行に当たり、利益を供与すること。このような規定を平たく言いますと、選挙の告示前の政治活動期間における具体的な政策やマニフェストの提案や作成、リーフレットなど印刷物の作成、選挙の専門家の紹介や仲介、印刷物の作成への関与なども該当するでしょう。

地位利用について、前記のような行為の前提として、役所や職員が持っている情報や電磁的なデータなどを候補者になろうとする者に提供することも含まれるでしょう。さらに、勤務時間内の行為の抵触は当然としても、勤務時間外であろうと同じような行為に協力することは該当すると考えられます。

また、選挙が終わって後の特別な昇進など利益供与の典型であります。例えば、新潟県加茂市選挙管理委員会のホームページでは、その見返りに職務上の利益を供与するといった行為は、地位を利用した選挙運動の類似行為として禁止されるとしています。

当山県市では、来年2015年の4月に統一地方選挙の一環として市長選が実施される予定です。これらのことから、岐阜県から人事交流で来ている山県市選挙管理委員会書記長を兼務する総務課長にお尋ねします。

まず最初に、先ほど例示した総務省の通知の3項に言う特別職を含む全ての公務員とは、他の選管の解説では、全ての公務員、常勤、非常勤、一般職、特別職を問わず、あらゆる公務員が対象、区長、民生委員、教育委員会委員、監査委員、農業委員会委員、消防団員などがこれに該当します等とされています。この通知の3項に言う特別職を含む全ての公務員とは、市長、副市長ほか市役所の常勤職員、非常勤職員の全てと解してよいでしょうか。市では、どの肩書の職でしょうか。それはおおよそ何人でしょうか。

ところで、選挙管理委員会というのは、個別の事案については答えを濁すことが多い

というふうに考えますので、この後、法令の規定や一般論についてお尋ねしますけれども、まず、公職選挙法の136条の2、公務員等の地位利用による選挙運動の禁止に関して、同条2項の各行為を同条1項の地方公務員がなした場合に係る罰則はどのようなのでしょうか。

次に、過去の岐阜市長選挙の判決のとおり、公務員の地位利用違反は、選挙告示前からなされている行為、つまり、事前運動も含めた違反として認定されることが多いわけです。法の第129条選挙運動の期間、選挙運動は、公職の候補者の届け出のあった日から当該選挙の期日の前日まででなければ、することができない。これに係る罰則はどのようなのでしょうか。

次に、罰則に関しては、一定期間起訴されなかった場合は罪を問わない、俗に、時効という制度があります。さきの2つの項目についての刑事訴訟法上の公訴時効というのは何年でしょうか。

次ですが、3年前の2011年、平成23年2月の総務省通知に言う2011年4月24日の全国の市町村の選挙において、さきの地位利用違反、事前運動があったと認定される場合の公訴時効の起算点は何年の何月何日でしょうか。その時効が完成、いわゆる時効が満了、訴追されなくなるのは何年何月の何時でしょうか。

最後にですけれども、私は20年以上いろいろな選挙にかかわってきて、公職選挙法違反というのは、その行為する者の意図とするところ、これを判断するのが1つのポイントであるということは、県警の捜査二課の職員から何度も説明を受けてきました。

ところで、多くの自治体の市長が政策実現のため企業訪問などをするわけですが、それは公務と言えます。しかし、訪問先で、今度、市長選がありましてとか、選挙はよろしくなどの意図を持ち、さらに実際に発言するとなれば、それは市長個人の政治活動であることは明らかであり、場合によっては法律の一線を越えることです。

そこで質問ですが、自治体職員が、そんなことがあり得る企業訪問のスケジュール調整などをするのは、地位利用や事前運動と見得るし、職員がそんな訪問に随行するなどもってのほかだと私は考えます。選管として、あってよいことだと考えますか。公職選挙法及び地方公務員法の観点で説明をいただきたい。まずお尋ねします。

○副議長（石神 真君） 質問が長いようですので、端的にお答えください。

関谷総務課長。

○総務課長（関谷英治君） 御質問にお答えいたします。

まず、1点目の公務員の地位利用による選挙運動の禁止について規定します公職選挙法第136条の2第1項における公務員につきましても、議員お見込みのとおりです。国家

公務員法、地方公務員法の適用を受ける職、すなわち一般職たると特別職たるとを問わないこととされております。

また、公職選挙法で規定をします地方公共団体の公務員に該当する職につきましては、地方公務員法第3条に規定される一般職と特別職で、本市における主な特別職の肩書は、市長、市議会議員、副市長、そのほか山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表に掲げる各種委員、公民館長及び嘱託員等並びに消防団員などで、その人数は、平成25年2月1日現在でございますが、延べ1,827人でございます。

次に、2点目の公務員の地位利用による選挙運動の禁止規定に違反した場合に係る罰則規定についてですが、公職選挙法第239条の2第2項の規定において、2年以下の禁錮または30万円以下の罰金に処すると規定されております。

次に、3点目の選挙運動の期間を規定する公職選挙法第129条に係る罰則規定については、同法第239条第1項の規定において、1年以下の禁錮または30万円以下の罰金に処すると規定されております。

次に、4点目の公務員の地位利用による選挙運動及び選挙運動の期間について違反した場合のいわゆる時効についてですが、刑事訴訟法第250条第2項第6号の規定により、長期5年未満の懲役もしくは禁錮または罰金に当たる罪については3年を経過することによって完成するとされております。

次に、5点目の2011年4月24日の全国の市町村の選挙について地位利用違反、事前運動があったと認定される場合の公訴時効の起算年月日につきましては、刑事訴訟法第253条の規定により、時効は、犯罪行為が終わったときから進行するものとされております。

また、その時効が完成する年月日及び時間についてですが、地位利用違反、事前運動違反に係る時効は、犯罪行為が終わった日から3年を経過した日とされることから、3年を経過した日の午前0時と解されると思われま。

次に、6点目の市長の企業訪問に関する公職選挙法及び地方公務員法の観点から説明をいただいた件でございますが、まず、公務とは、公職選挙法で規定されます選挙運動等が行われないうことを前提としまして遂行されるものであると認識をしております。こうしたことを前提として、市長の企業訪問については、議員の御認識と違わず、市長のトップセールスによる企業誘致、または企業への支援により、税源涵養や雇用創出などの効果が生まれるなど、市政にとって非常に重要な公務であると認識しております。

したがって、公務の遂行を意図した企業訪問について、職員が企業との日程調整を行うことは公務であり、その随行についても公務であると認識しており、随行する職

員の行為が地方公務員法第35条に規定する職務に専念する義務及び同法第36条に規定します政治的行為の制限に違反するものとは考えておりません。

また、職員の同行は、企業訪問時の内容等を記録する上でも必要な業務であり、議員が危惧されております選挙運動と解釈されるような発言の抑止にも効果があるものと思われまます。

なお、市長が、訪問先で同法に抵触するようなことが発生してはならないと考えますが、特定の候補者または立候補予定者に当選を得させるための投票を得、もしくは得させる目的をもって、直接または間接に必要かつ有利なあっせん、勧誘その他諸般の行為が行われるなど、選挙運動等が行われたと仮定した場合は、公職選挙法第129条の規定に反することになると思われます。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（石神 真君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） では、再質問に入りますけれども、今の総務課長の答弁ですけれども、地位利用によるいろんな選挙運動とか事前運動、告示前に選挙の運動に協力するという、これの時効は3年であるということでした。じゃ、いつなのという質問には具体的な年月日の答えはなかったけれども、これは、もうずっといろんな判例を見てもそうですけど、3年というのは来月、4月なんですよね。そこの答えがなかったけど、これはもう4月で3年、時効が満了ということで、裏返せばまだ満了になっていませんよというふうに申し上げておきます。

それから、企業訪問についてですけれども、市長が変なことを言わないための発言の抑止になる、だから職員もいいんじゃないかというような論理ととれましたけれども、企業訪問の特徴は、相手があるんですね。その訪問先の社長が、市長がこんなことを言っておったよ、選挙のことって、顔ではちゃんとそれは笑っていますよ、でも誰かにそのことを話して、こんなことを言っておっていいのかねという話になって、それを聞いた人が、市民が警察に告発したらどうなるか。それは職員も同じようにアウトになるんですよね。企業訪問というのは、そういう相手がある。その人の本心は、多分そういうときには市長に伝えないから怖いんですよということを申し上げておきます。

再質問、具体的にまず副市長にお聞きしたいんですけど、ここには先ほど引用した岐阜市長選挙のときの検察の起訴状、それから裁判所の判決書のコピーがあります。私はいろんなのを当時検察庁からもらいましたので持っていますけど、副市長はずっと市役所において、上司の人たちがそういう状況になっていくということを目の当たりにされたと思うんですが、お聞きしたいわけですからけれども、岐阜市のことはともかく、この山県

市に来られて、副市長として、みずから御自身について、あるいは職員に対して、地位利用による市長選への協力というのはどうあるべきなのか、何があってはいけないのかとか、そのあたりについての副市長の御所見をお聞きしたいということ。それから、来年選挙ですが、職員にきちっとあってはならないよという訓示をすべきではないかと私は考えるんですが、いかがでしょう。地位利用、事前運動、これについて訓示すべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

それから、市長にお聞きしますけど、市長は3年前に市長選に出られて、その前の年の12月に総務部長を退職された。この議場で挨拶されたのは覚えています。その次の年の春に市長になられたということですがけれども、市長は1月に私のうちに来て、こういうのをつくりましたとって、これ、いわば林さんのリーフレットですよ、ちょっと厚紙でA4かな、両面のね、私のところに持ってこられた。たしか1月の20日過ぎと記憶しています。ちょっとお話ししましたが。こういった印刷物、これって結構時間がかかるんですよ、つくるのに。原案からつくって印刷所とも相談したりして大変なんですけど、1月にはできていたということですが、これって、いつごろから作り始めたんですかということ。それから、印刷は印刷所だとしても、原案、どういう内容、どういう文章、どういう政策を取り上げるかというようなことを、誰が考えてあなたに提案したんでしょうか。職員がかかわっているならそこもお答えください。

○副議長（石神 真君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 再質問にお答えをいたします。

私もちょうど岐阜市のあの事件のときには課長をやっております、十分承知はしているつもりでございます。それで、当然、選挙前になりますといろいろな訓示等を行うわけですが、最初に訓示の件でございますが、まず選管のほうから綱紀粛正の通達を出す予定でございます。それで必要に応じて訓示という形にしていこうかと思っております。

そして、山縣市での地位利用の所見ということでございますが、先ほど総務課長も申しましたとおり、この地位利用というのは非常に複雑に、かつ、岐阜市でも経験したんですが、立証というのが非常に難しいということと、かつ、あってはならないことだと、このように考えております。

○副議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） ただいまの御質問にお答えします。

私、12月の議会の最終日にここで挨拶をさせていただきまして、退職いたしました。その後、寺町議員宅へいつ訪問させていただいたか、余り記憶にございませんけれども、リーフレットの作成につきましては、退職後、それなりに選挙に精通した専門家の方の

御意見を、私の思いを伝えながら、そういったアドバイスをいただいて作成をいたしました。

以上でございます。

○副議長（石神 真君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 再々質問です。副市長に、先ほどの延長としてですけれども。

3年前の山県の市長選挙のときに、実は私も出ましたので、選挙後に有権者の人から何人か、あちこちの方から聞いたんですが、選挙期間、1週間ですけど、その後半に、自分はある人を応援したいのでいろんな知り合いの市民のところを回っていたら、職員たちも回っていたと。非常に市民として動きづらかったと、職員が回っているから、選挙のことで。というふうなことを聞いたんです。決してあってはならないし、議場で聞いてもそんなことがあったとはおっしゃらないと思うんですが、副市長はいなかったし。ともかく、私は、当然いけないんですが、仮にというか、あったというお話がありますから、次は絶対そういうことがないように副市長としてきちっと、先ほど訓示という言葉もあったので、徹底していただきたいんですが、いかがでしょうか。

それから、市長にお聞きしますけど、先ほど、12月にやめて、それからだとおっしゃったけれども、私はちゃんと日にちは覚えています、1月の終わりごろですね。これは、1カ月じゃ絶対にできない。特に林さん、選挙は初めてですから。なれている人でも1カ月じゃできないですよ。これは16ページですね、カラーの。これはいつごろ、どこでつくったんですか。先ほど職員のことはお答えにならなかったけど、職員がこれをつくる提案、原案に関与している人はいないんですか。いつごろから作り始めたんですか、これは。ということをお聞きします。

○副議長（石神 真君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 再々質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、これからも絶対にあってはいけないことですので、訓示等を徹底してまいりたいと思います。

○副議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えいたします。

先ほどのリーフレットやら、もう一つ、厚い政策的なことを書いたものでございますけれども、双方同じような形で、同じ段階で、専門的な方の御意見をいただきながらつくりました。かなり専門的にかかわってみえる方でございます。全く職員はかかわっておりません。

以上でございます。

○副議長（石神 真君） 寺町知正君、質問をかえてください。

○7番（寺町知正君） では、次に行きます。

2問目ですけれども、12月議会でもお聞きしたことの続きですけれども、公共施設の下水の未接続を放置してよいのかということで、市長にお聞きしますが、公共下水道の整備に伴って、下水道の対象区域が広がっています。下水道法及び山県市下水道条例は、公共下水道の供用が開始された場合、3年以内に下水へ接続することを義務づけています。そこで、市民に3年以内に接続するようチラシも配布しています。他方で、公共下水エリアにおける山県市の公共施設の浄化槽9件は、地域の下水供用開始後4年から6年経過しても接続していません。

この未接続の問題について、昨年の12月議会の一般質問で下水道法及び山県市下水道条例に違反していると私が見解を尋ねたところ、市長は、未接続は適切ではない、副市長は、未接続の状況は適当ではないとの旨を答弁しました。

そこでお尋ねしますが、それにもかかわらず、今回の3月議会に提案されている新年度予算では、ごく一部しか接続が予定されていません。小規模な6施設だけであり、浄化処理予定人員で見れば、約1,600人のうちの4分の1程度、400人分だけです。自治体が違法な状態を放置してよいと考えているのでしょうか。

2番目ですけど、下水未接続の9施設の維持費は年間986万円、下水に接続したときの下水の使用料の予測は526万9,000円ですから、未接続によって、毎年459万1,000円の損害が市に発生しています。4年以上未接続である施設の損害合計額は1,341万4,000円にもなります。

新年度の予算では、市民税の歳入増を見込み、借金である起債残高は大幅に減少するとされ、市長の提案説明では、積極的な予算編成に努めたと表明されました。すなわち、財政的には、本件の浄化槽撤去を含む接続予算を組むことが容易にできたのは明らかです。しかも、12月議会で一般質問されたのですから、未接続を知らなかったとの言いわけは通らない上に、議会の答弁でも未接続は適切ではないとしたのだから、市長の故意や過失の責任は格段に重くなったということです。

未接続状態を放置する今回の予算は、山県市の損害をふやし続けることです。速やかな接続措置を決定しなかった市長は、個人としてこの損害を賠償するつもりはあるのでしょうか。

以上、お尋ねします。

○副議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

公共施設の下水道未接続問題につきましては、昨年12月の議会の一般質問でお答えしたとおりでございます。未接続の施設について本市と岐阜県環境整備事業協同組合とし尿及びし尿汚泥の運搬・清掃許可業者の3者で協議を行い、その結果、平成26年度に該当する公共施設9施設のうち、庁舎西駐車場及び子どもげんきはうすなど6施設を当初予算案に計上し、接続工事を実施していこうとするものでございます。

新年度の公共下水道への切りかえ工事予算案は、協議が調った段階での速やかな予算措置でございまして、大いに前進したものと思っております。

また、残りの庁舎及び学校施設につきましても、未接続の状態で放置してよいとは決して考えておりません。引き続き3者協議を重ね、接続に向けて精いっぱい努力してまいりたいと考えております。

また、公共施設の下水道への未接続問題は、費用の比較を捉えて判断できない問題でもございますので、繰り返し申し上げますが、接続に向け協議をしてみたいと思いますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（石神 真君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 市長に再質問しますけど、今の答弁では、協議中で、協議が調ったものについてまずということでしたが、言葉をかえれば、今までずっと放置してあったのが、12月議会で質問したら、もう3月の予算、当然1月ぐらいで大体もう計上できたわけですよ。それが6施設ということは、じゃ、もっと早く取り組んだら、すっきりできていたということの裏返しになるんですよ。ただやってこなかっただけでしょう。ということでしょう。厳しく言われたからやった。じゃ、もっと前からやっていればできていたことですね。ということを行ったのと一緒だと私には考えられるんです。

今の答弁で、単純に費用の比較だけではないという答弁でしたけれども、費用の比較は2次的な問題であって、そもそも法律違反、条例違反をやっていることがいいのかというところね。しかもそこに損害があるから、いけないんだという観点のときに、費用の額が大体イメージできるわけですよ。だから私はおかしいと思って、この予算を見て、だめだからと監査請求をしていますけれども。

市長にお聞きしたいんですが、市長は以前総務部長だった。予算の査定も、各担当課を財政が査定し、部長、副市長、市長と上がっていくわけですけど、平成20年ごろに各担当課は、接続するための予算を上げたということを聞いています。市長も当時総務部長として、それを予算査定で通したと認識しているはずですよ。ですが、最終的な当初予算には、当時の副市長なのか市長なのかわからないけど、削られていたという認識を私

はこの間持ちました。言葉をかえると、じゃ、やっぱり林当時の総務部長、今の市長は、そのときに予算に上がらなかったということは、上げなかったことを承知していた。その後も、部長として、あるいは市長になってからも放置し続けてきたということじゃないんでしょうか。

まず今の経過についての説明、それから放置し続けていたのではないかということについての改めての回答を求めます。

○副議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

そもそもこの事業につきましては、旧の高富町時代からでございますけれども、合理化問題に関する協定書が平成8年12月5日から始まっております。そしてこれが27年度まで続いているわけでございますけれども、その間、10年を区切りとしまして合理化協定に基づく合理化事業計画の見直しを行ってきております。

そして、その合理化事業計画の内容を見ますと3つに分けることができますけれども、これはし尿から下水道へつなぐ、そして浄化槽から下水道へつなぐ、そしてもう一つ、大型の施設につきまして下水道へつなぐという項目につきましては、当初からこの27年度に至るまで、旧の高富町時代から山県市におきましても、これが一応数字としてはゼロとしまして、ゼロでございますから、反対に見ますと減少額の推定をしていないわけでございます。

そしてまた、補償額の算定方法につきましては、10年を単位としまして、1合理化事業計画期間中は10年でございます、そういった経緯がございます、そして……。

〔「時間をとらないでください、また。時間をとらないでくださいよ。私が聞いたのは、あなたは知っておったんでしょということですよ、平成20年ごろ」と呼ぶ者あり〕

○市長（林 宏優君） そして20年ごろからということございましたが、平成22年度にこの庁舎も2,000万円以上の予算化をしておりましたが、それが執行できませんでした。その原因としましては、先ほどの計画の期間中であったことと、そして、もう一つ、22年の4月に市長名で岐阜県浄化槽らくらくプロジェクト促進協議会へ、それぞれの施設の名称を加えまして、市内の公共施設の合併浄化槽については原則として利用継続をしていきたいと考えておりますということで、つなぎませんということを公共施設の合併浄化槽一覧表としてそういった協議会に提出をしております。

そういったことを踏まえまして、現在でございますけれども、相手方と協議を行っておるわけでございますが、今その協議の1つであります相手方の事業者と、これは相手方の都合によるものでございますが、接触できない状況も発生しておりますし、そうい

ったことを考えますと、そういったことの前提のもとに今があるわけでございまして、そしてまた、先ほど申しましたように、12月の議会でも答弁させていただきましたように、適切ではないということは十分認識をしております、やはりこの3者協議の中でのこれからの交渉になるということを考えております。

以上でございます。

○副議長（石神 真君） 市長、答弁はできるだけ端的にお願いいたします。

寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 余分な答弁もあつたりして時間がないし、ここは45分という制限がありますので3問目に行きますけれども、次に、市長に別の件でお聞きしますが、市役所のこの横の東側に大規模な安売り店の計画がある、その状況をお尋ねします。

イオンビッグという会社は、ディスカウント、いわば値引きですね、この事業を展開、運営している企業です。ここが市役所の東の北側のところに安売りの店を開くという準備を進めています。用地は3万4,000平方メートルと、かなり広いわけです。私は、市民の利便が増すのはよいことだと思って見ています。

以下、質問ですけど、まず、この事業者の県内での営業状況、店舗の営業方針、評判はどのようでしょうか。

そして、具体的に今回の計画についてお尋ねしますけれども、敷地の施設の面積や規模、駐車場の面積や台数、集客の見込み数、年商はどのようでしょうか。それから雇用の方向性や予定、見込みはどのようでしょうか。市内の同種の業界への影響をどのように評価しているのでしょうか。手続や協議の現状と今後の予定、着工と開店の想定はどのようでしょうか。市の税収の増加の見込み額、展望はどのようでしょうか。

3つ目として、企業誘致一般に言えることですが、事業者は経費節減のために行政に各種の便宜の供与を期待します。道路整備などの便宜は、行政が通常以上に負担することを受け入れるべきではないと私は考えますが、市はどう考えているのでしょうか。私は、市が、各種の手続や協議がスムーズにいくように協力し、この面でできることは便宜を図るべきだと考えますが、市はどのように考え、どのように対応するのでしょうか。

4つ目として、2011年8月19日付のイオン株式会社による、イオンビッグ株式会社設立のお知らせというものには、次の文章が読み取れます。消費者のデフレ思考などを踏まえ、ディスカウント事業をイオングループの成長戦略の柱の1つと位置づけることになり、新たに独立というものです。ところで、政府の日本経済のインフレ誘導が進みつつある中で、消費者のデフレ思考を柱の1つとする方針の事業者の今回の出店に関して、

市としては店舗の営業、業績の将来の予測をどのように持っているのでしょうか。

以上、お尋ねします。

○副議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

現在は開発協議の段階でございますので、未確定部分が多く、流動的な表現も多くなりますが、順次、御説明をさせていただきます。

まず、1点目のイオンビッグ株式会社の県内の営業状況等につきましては、県内には現在4店舗がございますが、客観的な営業状況は把握いたしておりませんが、特に悪い評判を伺ったということはありません。また、イオン株式会社の100%子会社であり、親会社は国内最大手の流通企業で、平成25年2月期での営業収益は約5.7兆円でございますが、県内での年商等は把握いたしておりません。

イオンビッグの営業方針は、食品のほか生活用品や衣料品も扱う総合ディスカウントショップを確立し、国内の新たな小売事業の柱に育てていくこととされており、本市に計画されている店舗もそうした方針で展開されることになるものと考えております。

次、2点目の開発の概要でございますが、開発面積が約3万4,000平方メートル、店舗の床面積が約9,000平方メートルの1階建てで、店舗には直営売場のほかテナントが入ることとなっております。駐車場の台数は、顧客用は666台などと計画がされております。

集客見込みや年商見込みは把握いたしておりません。また、雇用につきましては、地元雇用に配慮すると伺っておりますが、具体的な人数まで把握はいたしておりません。同種の業界への影響につきましては、いわゆる商業集積という効果によりまして、業界全体と地域の活性化につながることを期待いたしてしております。

手続や協議の現状につきましては、農地関係では、いわゆる農振除外の手続中で、開発関係では、市、県ともに事前の開発協議が終了し、今後は、具体的な協議が順次進められていくこととなります。

着工と開店の想定は、今後、開発に関する個別法の許可等において順次調整されて決定されることになるものでございますが、事業者としては来年の3月開店を目標にした計画を立ててみえると伺っております。

次に、税収の増加の見込みにつきましては、固定資産税と法人市民税等の増加が期待できます。土地の固定資産税だけでも、毎年、数百万円の増収が見込まれますが、詳細が未確定のため、家屋や償却資産の固定資産税や法人市民税等については具体的な数値は御説明できる段階ではございません。

次に、3点目の企業支援の考え方につきましては、議員御発言のように、各種手続や

協議の支援を主体とし、過剰な便宜供与は避けるべきと考えております。

次に、4点目の営業、業績の将来予測につきましては、コメントは差し控えたいと存じます。また、デフレ下におきましても、国内のインフレ政策が反映したといたしましても、よいものは高い値段で売れることでしょうし、国民所得がふえても、安いものを求めたい心情が変わりがないのが消費者の心理であり、これからは商品の差別化ということが重要なキーワードになってくるのではないかと感じております。

市といたしましては、出店後は市民の方々の需要に合った店舗運営が展開されることを期待しておりまして、市民の利便性の向上や雇用機会の創出、地域活性化につながっていくことが望ましいことと考えております。

○副議長（石神 真君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 改めて市長にお聞きしますが、雇用について、地元雇用に配慮するというふうに言っているよという答弁でしたが、その答弁だと非常に弱腰で、もっといろんな協力をするんだから、地元雇用に積極的にと、ちゃんと確保するような、配慮じゃなくて、約束しますぐらいをとってこれないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

それから、もう一点ですけど、周辺道路の整備、特に南側は市の下水の処理場があるということで、その北側は今回の開発をきっかけにもととの図面の予定どおり道路を拡幅するというので、1億幾らの予算が出ているというように書類には書いてありますね。そういうふうには、市がやらなきゃいけないところはお金がかかってもやらなきゃいけないということですが、他の道路、例えば東側の堤防下の道路はどうなるのかというようなことについて、その拡幅が必要になってきたら、またかなりのお金がかかると思うんですが、市長は今、そこをどう展望し、どれぐらいお金が要ると考えているのか、いかがでしょうか。

○副議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

まず、1点目の地元雇用に約束できるような、強く要望ということでございますが、この件に関しましては、副市長が中心となって各担当課と調整をいたしておりますので、可能な限り地元雇用に、当然のことでございますけれども、強く要望したいと考えております。

そして、2点目……。南側の道路、東側。

〔「東側。堤防下の道路です」と呼ぶ者あり〕

○市長（林 宏優君） 堤防下の道路につきまして、今御質問でございますけれども、私、

具体的にどういった状況になるのか、そこまで詳しい内容を把握しておりませんので、答弁は、現在のところは差し控えさせていただきます。

そして、もう一点ありましたね、何でしたか。

〔「いいですよ、それで」と呼ぶ者あり〕

○市長（林 宏優君） そうですか。

○副議長（石神 真君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 市長に再々質問しますが、まず1つ、雇用についてですけど、副市長をトップチーフにして、担当課でやる、それはそれで非常にいいと思いますが、何かそこに市長のトップとしての関与がちっとも感じられなかった、今の答弁では。やっぱり地元雇用が大事なんだから、私がトップとして相手と交渉しますとかということ的前提に、具体的な法令の調整は副市長以下、当然そこでやったと思うんですけど、市長としての積極さを感じないんですが、副市長以下のチームに任せておくということなんでしょうか。それとも必要なことは、雇用はちゃんとやってくれと頼みに行ってきてはどうですか、市長。

それから、もう一点。道路についても、よく知らないということですけど、私が聞く限り、営業が始まって、堤防のほう、一応道路ですから車は通れますので、通る車がふえれば市が整備、現状は非常に簡易な舗装です、整備するしかない、拡幅も含めてと思うんですが、市長はよく知らない。これもちょっと残念ですが、どう答えます。市長がそれを知らないでは済まないだろうと思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（石神 真君） 暫時休憩します。

午後2時03分休憩

午後2時04分再開

○副議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えします。

地元雇用につきましては、積極的に企業にお願いしたいということを思います。

それから、東側の今の道路でございますが、まず第1点は、鳥羽川改修が計画をされておまして、そのことによりまして、道路が大きく、河川の状況が変わってきますので、そういったことも含めながら開発協議の段階で調整をさせていただきます。

○副議長（石神 真君） 以上で寺町知正君の一般質問を終わります。

ここで、議場の時計で2時20分まで暫時休憩いたします。

午後 2 時 05 分休憩

午後 2 時 20 分再開

○副議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位 6 番 上野欣也君。

○4 番（上野欣也君） お許しをいただきましたので、通告書に沿いながら、大きく 3 点お尋ねをいたします。

最初に、人件費の削減につきまして、市長にお伺いをいたします。

市長のマニフェストを見せていただきますと、重点施策の 1 に、人件費を削減しつつ市民サービスを増進ということで、指定管理者制度導入等により職員数を大幅に削減しますと、こういうふうにならわれております。財政状況が非常に、山田市、厳しい。特に基礎的財政収支、国のほうではプライマリーバランスと言っておりますけど、これの黒字か赤字かという問題、最近、地方自治でもこの言葉が盛んに使われるようになったと言われております。また、実質公債費比率でございますけど、18%を超えて、新聞ではワーストツーということで、市民の関心も高くて、大丈夫かという声も聞こえてくる場合がございます。そういった状況の中で、踏み込んだ財政運営といいますか、経営といいますか、健全化を図る意味で、もう少し身を削るような思い、姿勢というものを示して、人件費の削減を図るべきだというふうに私は考えております。ただ、給与を削減すべきだという声もありますけど、地方公務員は何といたしても、労働争議権が認められておりませんので、人勧によって平準化、格差是正を図っているわけでございますので、私は個人的には、給与削減ということは今までも提案してきておりません。しかし、定員の削減というのは、きちんとやるべきだというふうに考えております。

マニフェストに書いてある指定管理者制度の導入ということは、もう皆さん御案内のとおり、1 つには、民間のノウハウを生かして、経営力を生かしながら住民サービスの向上に努めるということが第 1 の目的、さらには、財政の経費の効率化、言ってみれば、費用対効果を上げるという 2 つの大きな目的でもって行われるわけで、これは非常に私は導入を図っていくことが大事だというふうに基本的に考えております。

そういう中で、一方で、経済が少し上向きであって、税収も期待できるとかいう声もありますけど、そういう中では、やっぱり上がってくれば、当然、借金の返済に充てていくとか、あるいは歳出の面を少なくしていくということも当然必要であって、そうした財政上の効率的な市政運営というのをもっと積極的に進めていくべきだと、経済が向上してくればですね、そういうふうに考えております。

そこで、マニフェストに掲げられた職員数の大幅な削減について、幾つかお尋ねをいたします。

まず第1に、支出の面でいいますと、義務的経費、3つの要素で掲げられております、投資的なあれとその他の経費、この3つの中の義務的経費の中の人件費の占める割合、平成22年といえますと、市長が市長就任前の年でございますけど、それで見ますと41.9%という数値を示しております。市長就任の2年目の24年度を見ますと37.7%ということで、4.2%減少しております。これは職員数の減少によるものかどうか、まず最初にお尋ねをいたします。

2点目に、義務的経費のうちの3要素と言われております扶助費とか公債費を含めまして、その中の人件費の割合というのは一体どの程度が標準的なのか。目標数値的なものがあるのかわかりませんが、その辺の割合をわかったら教えてほしいと思います。

3点目は職員数の数でございますけど、これも平成22年度でいいますと352人、それから、市長就任後の平成24年度が330人、25年度は307人ですか、こういうふうに減少してきておりますけど、その要因は何かお尋ねをいたします。

4点目は、このマニフェストにある指定管理者制度導入によって何人減ってきたかということでございますけど、導入を調べてみますと、平成18年度から始まりまして、22年度までに3課5施設で実施をされております。市長就任後は毎年1課1施設ということで、合計で3課3施設というふうになっておりますけど、この導入によって、マニフェストでいうところの何人職員が減少したのか、それをお尋ねしたいと思います。

最後に、今後、マニフェストに掲げられている指定管理者導入によって職員数の減る見通しはあるのかどうか。

以上の5点についてお尋ねをいたします。

○副議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

まず1点目の、義務的経費に占める人件費の割合の減少の要因についてでございますが、平成22年度から24年度の間、職員数は22人減少しております。この間、給与の引き下げが平成22年度及び23年度と2年続けて行われていることから、主な減少要因としては、議員御指摘の職員数の減少に加えまして、若干ではございますが、給与改定による減少も、その要因に含まれているものと考えております。

次に、2点目の義務的経費のうち人件費が占める割合の標準的に妥当な目標数値ということでございますが、職員による行政サービスの度合いや、支所の人員配置等、各自治体の政策や行政サービスのあり方によって大変異なるものがございまして、通説的に

妥当な数値というものはございません。

なお、毎年、各自治体の人口規模と産業構造により、類似団体を分けた財政指数表というものが公表されております。本市と同じ区分に属する都市は、全国で60市余りございますが、ここでの平成23年度の比率は38.4%となっておりますので、本市の比率は、この平均値より若干低目ということになります。

次に、3点目の職員数の減少の要因につきましては、議員御指摘の平成22年度の352人から平成25年度の307人までに45人が減少しておりますが、その主な要因は、退職者不補充を原則としたことによる減少であります。なお、平成22年度から3年間で退職者数は58人で、その内訳は、定年退職が28人、勸奨退職が13人、自己都合退職が9人、死亡退職が1人、及び割愛職員が7人ございました。

次に、4点目の平成23年度以降の指定管理者導入によって余力となった職員数につきましては、常勤・非常勤職員で7人程度でございます。

次に、5点目の御質問で、指定管理者制度による職員数の削減見通しというものは、現時点では持ち合わせておりません。

そもそも指定管理者制度は、住民ニーズの多様化へ効果的、効率的に対応するため、民間のノウハウを活用しようと、平成15年の地方自治法の改正によって創設された制度でございますので、本市における今後の公の施設のあり方として、直営、部分委託、民間譲渡、廃止などを含めた選択肢の1つとして、個別の施設ごとに、前向きに検討してまいりたいと考えております。

ただし、指定管理者制度を導入したことによりまして、常勤職員の労力に余剰分が創出されたとしても、その分をそのまま職員の採用数の減少によって対応するか、また、別な公務の拡充に充てるかは現時点では未定でございますので、そのときの時勢によって適切な対応をしてまいりたいと考えております。

○副議長（石神 真君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） 市長のマニフェストを読みますと、大幅な削減と書いてあるので期待度も高いのでございますけど、この数値目標というのがあるのかどうか、どの程度を大幅と言っているのか、ちょっと不明なところもございます。一般的に、人口比率からいって1,000人に10人ですか、人口1万人に100人、だから3万人だと300人というようなことが明らかになれば市民にとってもよくわかるわけですけど、300人を超えるということは、私は多いのではないかと考えております。したがって、そのあたりの数値的なものがあるのかどうかということと、それから、マニフェストの重みといいますか、公約の重みという観点からいって、どういうふうに考えておられるのか御質問をいたしま

す。

○副議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

まず、1点目の私のマニフェストに掲げる職員数の大幅な削減の数値目標についてでございますが、当時、私はこのマニフェストで掲げました8つの重点施策の実施に1億円以上の費用が必要であると試算をしております、この事業費を人件費の削減により捻出していきたいと考えておりました。そして、具体的に、3年間で3億1,000万円ほどの経費の削減を行いましたし、そして、その中でも、特に部長制度の廃止によりまして大幅な削減をしたわけでございます。前回の質疑のときにも、その廃止によります効果は1億円ほどあったと記憶しております。

また、私が市長に就任いたしました23年度の職員数は343人に対しまして、25年度の職員数は307名ですので、退職者不補充により36人減少しているところでもございます。

また、本市の第3次定員適正化計画では27年度で322人を目標数値としておりますが、この25年度当初で既に目標を15名上回って削減している現状でもございます。

人口の比率から見て300人という職員数が多いという御指摘についてでございますが、データが古いわけでございますけれども、平成24年1月1日現在の現況で県内21市で比較いたしますと、先ほどの話にもございましたように、本市の1,000人当たりの職員数は11.6人と、県下では下から11番目でありまして、21市のほぼ中間、真ん中という状況でもあります。他市と比較いたしましても、職員数が特に多いという状況ではないと感じております。特に、このカウントにおきましては、山縣市の場合は、消防署、60名ほど定員がございまして、この市の状況でございますし、例えば瑞穂ですと、そういった中にカウントされないという状況もございまして、また、美濃市と比較しましても、美濃市は保育所が全て、公立の保育所がございません。そういったことから、職員数も大きく変動してくるというようなこともございます。

そういった状況ではございますが、現在の厳しい財政状況を考えますと、今後におきましても引き続き、職員の意識改革と資質向上を図りながら、新たな行政課題や多様化する市民ニーズに的確かつ迅速に対応できる組織や健全な行財政の基盤の確立に努めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（石神 真君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） 知恵と汗を出す職員にはきちんと手当を出していくというのが資本主義経済の基本でございますので、ぜひ職員数については、厳しい財政状況を踏まえ

てマニフェストの実施に当たっていただきたいと要望して、次の質問に移らせていただきます。

都市宣言について、これも市長にお伺いをいたします。

広報やまがた12月号に、こう掲載をされております。第2ステージに向かって、まちづくりの方針を宣言したというふうに書かれております。都市宣言というのは、本当に市民の幸せのために、重点的な政策課題について、みずからの意思や主張や方針というのを明らかにするというふうに通常は言われております。市民と一緒にやって自治体はどう協働を進めていくかという意味では、私は非常に意義深いものだというふうにして考え、評価をしております。

しかし、都市宣言というのを理念といいますか、内容を調べてみますと、単一の目標が具体的に示されるというのが通常だというふうに言われております。単一の目標を具体的に示す、それが都市宣言ですよ。そういう観点から見ますと、今度掲げられました「水と緑を大切に、活力ある山口市」、どうも私には抽象的で、具体性がないなど。第1ステージを終わって、第2ステージが始まるというこの時代を迎えて、少子高齢化は進む、先ほどから出ておりますように、耕地の放棄地がふえるとか、そういう状況の中で、自然と共生していくというのはどうもイメージ化しにくい。ドイツなどでは、40年ぐらい前に自然との共生をうたい上げて、着々と積み上げてきているわけですよ。活力あるまちづくりの創造というのには、少し私は評価しにくい。

他市の例を見ましても、健康都市宣言、スポーツ振興都市宣言、生涯学習都市宣言、環境学習都市宣言、子育て応援都市宣言とか、非常にわかりやすいんですよ。中には平和都市宣言とか、開発ゼロ都市宣言を目指すとかいうところも、理念的なものもありますよ。しかし、多くは具体的。中には、山口県ですかね、光市なんかは、おっばい都市宣言。非常にわかりにくいけど、内容を聞いてみますと非常にわかりやすいんですよ、子育て支援で。市内にある病院やそういったお医者さんと連携を組んで、本当に不安のない子育てを支援していくという。そういう面からいうと、どうも思い描けないのでございますけど、その辺はどういうふうに考えたらいいんでしょうか。都市宣言をしましたというだけではなくて、これからが大事で、それが単に絵に描いた餅ということになったら必要ないわけでございます。いかに地域密着型で、具体的に進めていくかということが大事で、その点から考えて、3点御質問をいたします。

市民と協働して進めるということからいって、市民にとって思い描ける具体像というのはあるのでございませうか。バーチャルでも何でもいいんですけど、そういうものが描かれるようにしていかなければいけないと思いますが、いかがですか。

2点目。第1ステージ10年が終わったと。そして、第2ステージに向かって決意表明をしたということですが、この第2ステージというのは、どの程度を時間的にイメージされているのか、時間的なものでお伺いをいたします。

3点目。じゃ、いよいよ市民に働きかけていくというときに、具体的なものはあるのでしょうか。

以上、3点についてお伺いをいたします。

○副議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

今般の都市宣言につきましては、公募市民7名を含む19名の自治基本条例策定委員会によって、白紙状態から検討していただき、5回にわたる審議を経まして、昨年8月30日に決定された原案を尊重し、それを議会へ上程し、昨年9月24日に議決をいただいたものでございます。そもそも、この都市宣言についてのルールはございませんので、他自治体の宣言内容もさまざまであり、複数の内容で都市宣言をしておられる自治体の方も多くございます。

さて、そういった中で、1点目の具体像ということですが、本市の場合は今回が初めての都市宣言ということで、議員御発言のように、都市宣言の内容が抽象的な表現となっております。ですので、その具体像につきましては、こうした理念のもとで、市民一人一人の置かれている立場や役割、その人の背景によって異なってもよいのではないかと考えております。

宣言文の前文には、本市の財産であるかけがえのない自然の恵みを大切にしながら、思いやりと活力あるまちを目指していくというものがございます。法人という企業を含めた市民それぞれが、こうした理念を大切にいただきまして、市民一人一人が元気に生きていける地域づくりを目指していければよいと考えております。

次に、2点目のこれからの向こう10年程度を想定したものかとお尋ねでございますが、私はむしろ、10年よりも先までを見通した思いでの都市宣言内容であると考えております。

次に、3点目の今後の市民への働きかけにつきましては、まず、平成26年度当初予算原案に計上してあります、庁舎前のみんなのげんき広場にある広告塔への都市宣言文掲示を実施し、その後は、各種配布物や行事等での口コミなどを利用し、短期的ではなく、末永く根づかせてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（石神 真君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） 都市宣言がどういうふうにして生まれてきたか、私はプロセスは聞いていないんです。行政は結果です。教育はプロセスと。出てきたものがよければ、それですばらしいんです。前文なんていうのは、なかなか読みませんよ、市民は。そこに端的に文言が示されて初めてわかりやすいということになるわけですから。私はこの宣言文を読みまして、林市長の持ち味が出ていない。林市長は、リーダーシップはあるんですよ。何でここまで出てくるまでにリーダーシップを発揮されなかったのかなという思いです。違っているかもしれませんよ。出てきたものですから、これから林市長がどういうふうリーダーシップを発揮されるか、そのことについて伺いたいと思いたすが。

ちょっと余談になりますけど、ある新聞社が10年ほど前に全国の首長に、あなたの最も尊敬されるリーダーは誰ですかという問いかけをやっておるんです。皆さん、誰だと思えますか。キャロライン・ケネディが駐日大使として赴任する前の記者会見で、外国人の記者が日本へ赴任されて最初に訪問したい都市はどこですかという尋ねに何と答えていますか。「やまがた」は「やまがた」でございますけど、山縣市とは答えていないんですよ。山形県の米沢市を最初に訪問したいと言っていますよ。あのケネディは、有名な演説で、大統領に何ができるかではなくて、アメリカ国民は何ができるかという話を聴衆に向かってして、非常に共感を得たのでございますけど、そのもとは日本人にあったんですよ。先ほど言った、全国の首長がトップに挙げたリーダーは、あの米沢藩の9代の上杉鷹山なんですよ。だから私は、そういうものをちょっと期待しながら、林市長の言葉でこれからぜひ都市宣言に向けたリーダーシップ発揮という視点でお尋ねをしたいと思いたす。

○副議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、再質問にお答えをいたします。

まず、都市宣言の内容につきまして、先ほど御説明を申し上げましたとおり、具体像が示せられていないという、抽象的な表現となっておりますけれども、これはまだ都市宣言は初めてでございます、また今後につきましては、先ほどのスポーツですとか、特に私は子育て支援を中心に、子育てのまちづくり、そういった思いでありますので、これからこの都市宣言の内容を年とともに1つずつ、また皆様方の御意見も聞きながら、市民の皆さんの意見も聞きながら、具体的な都市宣言の内容を積み上げていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（石神 真君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） 私が自分で思っているのには、本当に活力ある都市というのは、何かもうけが見えてくる、もうかるなという。ちょっと誤解されるので、もうけるということは言葉として適切でないので、潤いのあるまちにしていく、そのためのリーダーシップと。

上杉鷹山に戻りますけど、彼は物すごく藩が潰れるほどの財政危機の中で、藩を回復したんですよ。彼の死後2年で物すごい赤字が黒字化したと言われてます。財政状況はやっぱり山縣市に近いと思っていますよ。厳しいですよ。そこで最初に12カ条の改革案を示して、こう、ぱっと見せましたら、反対したのは誰だったんですか。重役の家老ですよ、上のほうの。山縣市でいったら部長級ですよ。これを切ったのは市長ですから、私はリーダーシップがあると思っていますですよ。それでどうしたかという、鷹山は即刻首にしたんですよ。高禄をもらっていた人間が、次の日から浪人になったんですよ、浪人に。そして、市民にやったことは、財政が借金でも、みずから自分が行って借金してきたんです、商人から。そうして、コウゾの木を買って、全部ただで農家に配って、紙すきを始めた。うまくいかなかった。失敗しました。決意したら、失敗することもあっていいと思うんですよ。考えて考えたあげく、やったんですから。投資ですから。2回目に何をやったかという、これもまた、みずから商人に借金をしてきて、そうして桑の木を買って、全部の農家にただで配って、米沢織を始めるわけですよ。越前からだめやと言われておるのに、1人の職人を盗むようにして持ってきて機織りを始めて、これがもうかるんですね。ほかも、ろうなどをもうけておりますけど、和ろうそくなんかをつくってね。

私は、表現はまずいかもしれないけど、そういう潤いが期待されると、やっぱり活気が出てくると思うんですよ。きのうもちょっと柿の話が出ましたので、伊自良大実、それは平井が原産地だといって言っておりましたが、本当に柿の苗をただで配って、あと回収は山縣市でやりますよとかね、あるいは、桃クリ3年柿8年と言うんですから、柿はちょっと年月がかかりますから、利平栗でもいいじゃないですか。苗を配りますよと。それはあと収穫になったら残った分は山縣市が受け入れますよぐらいでやったら、何かみんなも意欲的にやるんじゃないですか。私、看板を掲げるのなんていいと思うんですよ、後からでも。最初にやっぱりどうですか、まちが潤うようにマツタケ、山に生えさせるようなことをやりますよという人に100万円をどんとあげるとか。人工で栽培した人には1,000万から3,000万ぐらいあげますよというふうにして再生するとかという、そういう何か商人に学ぶようなことをやっていかなければならないと私は思っておりますけど、時間がないので再々質問はやめます。

次の質問に移ります。

3点目は、放課後児童クラブ。ちょうどよいタイミングで子育て支援を一生懸命やりたいという市長の答弁がございましたので、子育て支援の一環でお尋ねをします。

この間、2月でしたけど、衆議院の予算委員会だったかな、予算委員会じゃないな、野党が質問しておりまして、子育て支援について。最後に、この放課後児童クラブについて質問しておったんですよ。そうしたら安倍首相みずから出てきまして、もちろん子育て支援もしゃべっていましたが、放課後児童クラブ、これはまず施設の拡充は絶対やります、それだけじゃありませんよ、質的な向上もやります、放課後児童クラブ、学校の空き教室も開放して力強くやりますとって答弁しておったんですよ。私、それを聞いておって、これは質問しないかんとおもうて、早速書いたのでございますけど。どうも山県市、やっておる割には不透明な点が多い。市民からいうとね。ようやっておってくれるなという声は余り聞いたことがないんですよ。それから、きめ細やかさという点では、僕は欠けているというふうに思っています。そこで4点お尋ねをいたします。

まず、放課後児童クラブというのは子育て支援の一環だと思っておりますけど、どうも縦割り行政で進んでいるのではないかと。江口課長と話しておりますと、本当に一生懸命やっておってくれるんですけども、どうもそれがほかの課長に聞くと、何でわしのところが子育て支援やというような感じで、具体的な例は挙げますけど、後で。もし質問があればね。そういう感覚で、僕はもう少し総合的に、横断的にやるべきだと思いますが、いかがでございましょうか。

2点目、伊自良や美山、ちょっと調べますと、公民館を使用しているということでございます。私はよう忘れませんが、初めて議員になったときに、ある日、後ろからばんばんと駆けてきた女の方がいらっしゃって、私、岐阜市から来ました。もうここで2年か3年になりますけど、あんな放課後クラブをやっておるところ、岐阜市は全然ありませんよ。あんなものは、ゲージで鶏を飼っておるようなものです。上野さん、頑張ってくださいよとって言われたことがあるんですよ。それですぐ見に行きましたら、何か、みちくさ何とかと書いてあって、本当につまらん部屋に押し込めてあった。1年から3年まででしょう、当時。今、4年に拡大されましたけど。専門的に言いますと、ギャングエイジと言って、遊び回ることが仕事ですよ。それを閉じ込めて、積み木をやって、机に座って。そんなものは嫌だと言う親のほうが、私、正しいと思います。どうですか。岐阜市なんかは伸び伸びと遊んでいますよ。校長も責任を持って指導しています、管理者責任を持っていますから。山県市なんか、校長に聞いても、どこに何があるか知りませんよ。私、実際に聞きましたけど。美山、どこでしたかねと。おい、すぐ聞

けと僕は言いました。だから、その拡充ということは考えられませんかということ。

3点目、電話や保健用の冷蔵庫がありません。これ、ぜひ補充ができませんか。細かいことかもしれませんが、私に言わせたらイロハができていない。

4点目、安倍さんが言ったので僕も質問するんですけど、児童を指導する人の質的な向上策というのは具体化されておりますか。

以上、お尋ねをいたします。

○副議長（石神 真君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 御質問にお答えいたします。

放課後児童クラブの充実は、平成25年度より対象児童を1年から3年あったものを1年間、1年から4年までに拡大をしてきたと。また、来年度、26年度からは土曜日の開設と、今まで2人でしたが、1人から実施をしていきたいということで、少子化対策の一助とするとともに、親などが働きやすい環境を構築し、子育て支援の強化を図ることとしております。

まず、1点目の子育て支援に係る施策が縦割り行政ではないかということでございますが、現在、山縣市子ども・子育て会議で、順次協議を進めてまいっております。

放課後や週末等に子供たちが安全で安心して健やかに育まれるよう、平成19年度に放課後子どもプランが国において創設され、文部科学省の放課後子供教室と厚生労働省の放課後児童クラブの両方の事業を連携して実施することとなっております。これに基づきまして、本市も生涯学習課の子ども文化クラブと福祉課の放課後児童クラブが相互に情報交換等の連携を図りながら、放課後の児童の安全な居場所や活動場所づくりを展開しております。

2点目の放課後児童クラブは遊び場がなく活動が限定されていないかという点でございますが、現在、8つの校区でクラブを実施しておりますが、高富と富岡小学校区以外は地域の公民館等を借りて実施していますので、部屋が手狭であったりするため、夏休み等の長期期間は公民館のホールを利用して遊び場としている状況でございます。御指摘のとおり、十分な遊び場があるとは言えない状況でございます。児童たちが歩いて下校ができて、夏休みはプールの利用が可能な場所をいろいろと模索しておりますが、適切な場所の決定には至っておりません。今後は、より一層充実した施設での開設を目指してまいりたいと考えております。

次に、3点目の電話や保健用の冷蔵庫の確保につきましては、公民館の電話や個人の携帯電話で対応しているのが現状でございます。また、病気やけがをしたときのために、救急箱を備えてはおります。熱が出たときのための保冷剤などは、公民館の冷蔵庫

を借りて保管し、緊急時の対応としております。

4点目の指導員の研修等の実施でございますが、岐阜県児童館連絡協議会が実施する子育て支援のための健全育成の専門家の強化や遊びの多様性の理解と専門技術の習得と、このような研修が年14回開催されますので、これに参加をするとともに、市では、年に数回、指導員の技術向上のために遊びの指導や情報交換を行い資質向上に努めているところでございます。

○副議長（石神 真君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） まず、子育て支援の観点から、もう少し私は横断的に取り組みをしてもらいたいと。せめて年間4回か5回は各課の課長が集まって、うちの課は子育て支援でこういう面があるとか、あるいは、おまえのところ、もっとこうすべきやないかとか、重点施策だったら、そういうことはきちんとやって、相互に意見交流して、それじゃ、来年度、ここから予算化しようかと。重点施策だったらやるべきだと思いますよ。すくすくプランでやってもらうのもよろしいけれども。もっと教育委員会も積極的に指導の専門家として指導に当たるべきだと思いますし、意見を述べるべきだと思いますよ。建設課だって関係していますよ。この間、テレビを見ておりましたら、通学路、この白い線、あるでしょう、そこの横に。あれを引き直すと非常に交通安全効果が高いんだそうですよ。それで、ここをずっと、まず通学路だけ先に引きますよとテレビでやりましたよ。建設課だって、通学路の白い線を引いてくれと言ったら、何で俺のところに関係あるんだというような顔をしていましたよ。もっと、やっぱり横断的にやるべきだと思いますが、その辺をまずお聞きしたいということ。再質問。

それから、もう一つは、危機管理が薄いと思いますよ。子供がぶつかって、ここから血をたらっと流しますと、その瞬間に、どこに何があったかわからなくなりますよ。おろおろになりますよ、女の人。私も経験したことがありますけど。そんなもの、そこに冷蔵庫なんかがあれば、さっそうやって当てて冷やせるわけでございますので。私は笠原部長に冷蔵庫は必要やぞと言いましたら、いや、親が持ってくることになっておりますので、お茶は。十分ですという。おまえ、何を言っておると僕が言ったの、あきれて。言葉は悪いけど。そんなことで僕が来たと思っておるのと。そうしたら、最後は林市長に言ってくださいと、こういうふうになりましたけど。やっぱり、総合的、横断的だったら皆いろんなことを出すと思いますので、ぜひそういう危機管理意識でもやっていただきたいし、予算化もほとんど人件費で消えていますよね。ずっと見てみますと。人件費だけ。時には設備や人のあれにも使ってほしいと思いますが、再質問をお願いします。

○副議長（石神 真君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 再質問にお答えいたします。

1点目の子育て支援、雇用の拡充の観点から市を挙げての取り組みが必要ではないかということについてでございますが、平成22年度から26年度まで、山口市次世代育成支援行動計画、これ、すくすくプラン後期計画の中で、次世代育成の目標として、福祉、教育を初め、生活環境、生活安全、労働などの広い分野の関係機関が連携して一体的な環境づくりに取り組む必要があるとしております。このため、関係機関や関係課が連携して検証しているところでございます。今後もさらなる連携を図りながら、子育て支援、環境の整備等に取り組んでまいりたいと思います。

2点目の危機管理意識につきましては、日常の生活や遊びの中で起こる事故やけがを防止するために、室内の安全性について点検し必要な補修等を行うなど、危険を排除するように努めております。指導員は、子供自身が安全に配慮した行動ができるよう、児童の体調も見ながら指導しております。また、体調不良時には保護者等に連絡し医療機関に早く行けるように努めており、緊急時の場合は、公民館等の冷蔵庫で対応してきております。公民館等の1室を借りて開放しているクラブにつきましては、児童が帰った後は、公民館の利用ができるように後片づけ等を行っており、スペース的にも難しいことから冷蔵庫が設置してございません。この点につきましては、御理解をお願いしたいと思います。

なお、公共施設等の利活用に関する検討会議を設置いたしました。その中で、適切な開設場所等を検討してまいりたいと思っております。その場合には、議員御指摘のとおり、けが等緊急時の場合に即座に対応できるよう、冷蔵庫等も設置していきたいと考えております。

○4番（上野欣也君） 質問を終わります。

○副議長（石神 真君） 以上で上野欣也君の一般質問を終わります。

○副議長（石神 真君） これで、本日予定しております一般質問は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

一般質問は本日全てを終了いたしましたので、あす18日は休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（石神 真君） 異議なしと認めます。したがって、あす18日は休会とすること

に決定いたしました。

20日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでした。

午後 3 時04分散会

平成26年 3 月20日

山県市議会定例会会議録

(第 4 号)

山縣市議会定例会会議録

第4号 3月20日（木曜日）

○議事日程 第4号 平成26年3月20日

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第1号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議第2号 山縣市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について
- 議第3号 山縣市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議第4号 山縣市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山縣市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例について
- 議第6号 山縣市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山縣市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山縣市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山縣市法定外公共物の管理条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山縣市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山縣市消防長及び消防署長の資格を定める条例について
- 議第12号 山縣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山縣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第14号 平成25年度山縣市一般会計補正予算（第7号）
- 議第15号 平成25年度山縣市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第16号 平成25年度山縣市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第17号 平成25年度山縣市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第18号 平成26年度山縣市一般会計予算
- 議第19号 平成26年度山縣市国民健康保険特別会計予算
- 議第20号 平成26年度山縣市介護保険特別会計予算

- 議第21号 平成26年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第22号 平成26年度山口市簡易水道事業特別会計予算
- 議第23号 平成26年度山口市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第24号 平成26年度山口市公共下水道事業特別会計予算
- 議第25号 平成26年度山口市高富財産区特別会計予算
- 議第26号 平成26年度山口市水道事業会計予算
- 議第27号 財産の処分について
- 議第28号 指定管理者の指定について

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第1号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議第2号 山口市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について
- 議第3号 山口市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議第4号 山口市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山口市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例について
- 議第6号 山口市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山口市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山口市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山口市法定外公共物の管理条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山口市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山口市消防長及び消防署長の資格を定める条例について
- 議第12号 山口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山口市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第14号 平成25年度山口市一般会計補正予算（第7号）
- 議第15号 平成25年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第16号 平成25年度山口市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第17号 平成25年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

- 議第18号 平成26年度山口市一般会計予算
- 議第19号 平成26年度山口市国民健康保険特別会計予算
- 議第20号 平成26年度山口市介護保険特別会計予算
- 議第21号 平成26年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第22号 平成26年度山口市簡易水道事業特別会計予算
- 議第23号 平成26年度山口市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第24号 平成26年度山口市公共下水道事業特別会計予算
- 議第25号 平成26年度山口市高富財産区特別会計予算
- 議第26号 平成26年度山口市水道事業会計予算
- 議第27号 財産の処分について
- 議第28号 指定管理者の指定について

日程第3 討 論

- 議第1号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議第2号 山口市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について
- 議第3号 山口市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議第4号 山口市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山口市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例について
- 議第6号 山口市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山口市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山口市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山口市法定外公共物の管理条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山口市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山口市消防長及び消防署長の資格を定める条例について
- 議第12号 山口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山口市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第14号 平成25年度山口市一般会計補正予算（第7号）

- 議第15号 平成25年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第16号 平成25年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第17号 平成25年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第18号 平成26年度山県市一般会計予算
- 議第19号 平成26年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第20号 平成26年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第21号 平成26年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第22号 平成26年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第23号 平成26年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第24号 平成26年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第25号 平成26年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第26号 平成26年度山県市水道事業会計予算
- 議第27号 財産の処分について
- 議第28号 指定管理者の指定について

日程第4 採 決

- 議第1号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議第2号 山県市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について
- 議第3号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議第4号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山県市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例について
- 議第6号 山県市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山県市法定外公共物の管理条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山県市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市消防長及び消防署長の資格を定める条例について
- 議第12号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

- 議第13号 山口市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第14号 平成25年度山口市一般会計補正予算（第7号）
- 議第15号 平成25年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第16号 平成25年度山口市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第17号 平成25年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第18号 平成26年度山口市一般会計予算
- 議第19号 平成26年度山口市国民健康保険特別会計予算
- 議第20号 平成26年度山口市介護保険特別会計予算
- 議第21号 平成26年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第22号 平成26年度山口市簡易水道事業特別会計予算
- 議第23号 平成26年度山口市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第24号 平成26年度山口市公共下水道事業特別会計予算
- 議第25号 平成26年度山口市高富財産区特別会計予算
- 議第26号 平成26年度山口市水道事業会計予算
- 議第27号 財産の処分について
- 議第28号 指定管理者の指定について

日程第5 特別委員会の中間報告について

議会改革特別委員会

まちづくり特別委員会

日程第6 議員の派遣について

○本日の会議に付した事件

日程第1 常任委員会委員長報告

議第1号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例について

議第2号 山口市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について

議第3号 山口市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

議第4号 山口市職員定数条例の一部を改正する条例について

議第5号 山口市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例について

議第6号 山口市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改

正する条例について

- 議第7号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山県市法定外公共物の管理条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山県市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市消防長及び消防署長の資格を定める条例について
- 議第12号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第14号 平成25年度山県市一般会計補正予算（第7号）
- 議第15号 平成25年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第16号 平成25年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第17号 平成25年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第18号 平成26年度山県市一般会計予算
- 議第19号 平成26年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第20号 平成26年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第21号 平成26年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第22号 平成26年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第23号 平成26年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第24号 平成26年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第25号 平成26年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第26号 平成26年度山県市水道事業会計予算
- 議第27号 財産の処分について
- 議第28号 指定管理者の指定について

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第1号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議第2号 山県市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について
- 議第3号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議第4号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について

- 議第 5 号 山県市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例について
- 議第 6 号 山県市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議第 7 号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議第 8 号 山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議第 9 号 山県市法定外公共物の管理条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山県市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市消防長及び消防署長の資格を定める条例について
- 議第12号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第14号 平成25年度山県市一般会計補正予算（第 7 号）
- 議第15号 平成25年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第16号 平成25年度山県市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議第17号 平成25年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議第18号 平成26年度山県市一般会計予算
- 議第19号 平成26年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第20号 平成26年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第21号 平成26年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第22号 平成26年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第23号 平成26年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第24号 平成26年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第25号 平成26年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第26号 平成26年度山県市水道事業会計予算
- 議第27号 財産の処分について
- 議第28号 指定管理者の指定について

日程第 3 討 論

- 議第 1 号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例について

- 議第2号 山口市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について
- 議第3号 山口市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議第4号 山口市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山口市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例について
- 議第6号 山口市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山口市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山口市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山口市法定外公共物の管理条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山口市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山口市消防長及び消防署長の資格を定める条例について
- 議第12号 山口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山口市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第14号 平成25年度山口市一般会計補正予算（第7号）
- 議第15号 平成25年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第16号 平成25年度山口市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第17号 平成25年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第18号 平成26年度山口市一般会計予算
- 議第19号 平成26年度山口市国民健康保険特別会計予算
- 議第20号 平成26年度山口市介護保険特別会計予算
- 議第21号 平成26年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第22号 平成26年度山口市簡易水道事業特別会計予算
- 議第23号 平成26年度山口市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第24号 平成26年度山口市公共下水道事業特別会計予算
- 議第25号 平成26年度山口市高富財産区特別会計予算
- 議第26号 平成26年度山口市水道事業会計予算
- 議第27号 財産の処分について
- 議第28号 指定管理者の指定について

日程第4 採 決

- 議第1号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議第2号 山縣市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について
- 議第3号 山縣市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議第4号 山縣市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山縣市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例について
- 議第6号 山縣市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山縣市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山縣市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山縣市法定外公共物の管理条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山縣市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山縣市消防長及び消防署長の資格を定める条例について
- 議第12号 山縣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山縣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第14号 平成25年度山縣市一般会計補正予算（第7号）
- 議第15号 平成25年度山縣市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第16号 平成25年度山縣市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第17号 平成25年度山縣市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第18号 平成26年度山縣市一般会計予算
- 議第19号 平成26年度山縣市国民健康保険特別会計予算
- 議第20号 平成26年度山縣市介護保険特別会計予算
- 議第21号 平成26年度山縣市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第22号 平成26年度山縣市簡易水道事業特別会計予算
- 議第23号 平成26年度山縣市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第24号 平成26年度山縣市公共下水道事業特別会計予算
- 議第25号 平成26年度山縣市高富財産区特別会計予算

議第26号 平成26年度山県市水道事業会計予算

議第27号 財産の処分について

議第28号 指定管理者の指定について

日程第5 特別委員会の中間報告について

議会改革特別委員会

まちづくり特別委員会

日程第6 議員の派遣について

○出席議員（13名）

1番	恩田佳幸君	2番	山崎通君
3番	吉田茂広君	4番	上野欣也君
5番	石神真君	6番	杉山正樹君
7番	寺町知正君	8番	尾関律子君
9番	横山哲夫君	10番	武藤孝成君
11番	藤根圓六君	12番	影山春男君
13番	村瀬伊織君		

○欠席議員（なし）

○欠員（1名）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	宇野邦朗君
教育長	森田正男君	総務課長	関谷英治君
企画財政課長	久保田裕司君	税務課長	奥田英彦君
市民環境課長	林早笑君	福祉課長	江口弘幸君
健康介護課長	中村孝君	産業課長	谷村勝美君
建設課長	長野裕君	水道課長	棚橋和良君
会計管理者	遠山治彦君	消防長	横山智君
学校教育課長	渡辺千俊君	生涯学習課長	佐村光仁君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 竹 村 勇 司 書 記 林 強 臣
書 記 大 野 幹 根

午前10時00分開議

○議長（横山哲夫君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 常任委員会委員長報告

○議長（横山哲夫君） 日程第1、常任委員会委員長報告の件を議題とします。

本件について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業建設委員会委員長 上野欣也君。

○総務産業建設常任委員会委員長（上野欣也君） 総務産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、3月10日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第1号、議第2号及び議第4号から議第9号、議第11号から議第14号、議第18号、議第25号、議第27号の所管に属する条例案件11件、補正予算案件1件、予算案件2件、その他案件1件の15議案を議題とし、審議を行いました。また、補正予算案件については、3月17日に再審査を行いました。

主な質疑において、議第1号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例について（総務産業建設関係）では、山口市農産物直売所の設置及び管理に関する条例の内容。議第2号 山口市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例については、西武芸出張所の耐震関係と今後の施設利用の考え。議第4号 山口市職員定数条例の一部を改正する条例については、条例改正する趣旨及び山口市の適正計画との関連。議第5号 山口市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例については、条例制定の趣旨並びに職員及び市が受けるメリット、デメリットについて。議第14号 平成25年度山口市一般会計補正予算（第7号）（総務産業建設関係）では、美山支所耐震工事実施設計委託料の費用対効果、今後の展望、市の基本的な考え。議第18号 平成26年度山口市一般会計予算では、庁舎西駐車場トイレの下水道切り替え事業における撤去費用の関係。庁舎バリアフリー改修事業の内容。情報系クライアントパソコン更新事業において、3年計画とした理由及び市の考え。カーブミラー設置工事で、カーブミラーの仕様について。過疎地域等集落支援員・地域おこし協力隊事業で、支援員の期間及び募集内容、また、今後の市の方針。自主運行バス事業についての今後の助成計画。緊急雇用創出事業の詳細内容及びインターンシップ制度。有害鳥獣被害防止総合対策補助事業の減額理由及び事務費交付事業のまちづくり振興券との関係。

用水管布設工事測量設計業務委託料における場所と事業費の内容。野生鳥獣被害防止の助成金内容。美山キャンプ場管理費で滑り台ローラー更新工事の内容。地籍調査事業の調査地域と今後の見通し。道路改良工事の選定基準及び工事費の財源と大幅増額の内容。公園遊具設置工事の内容。防災対策事業費が減額となる理由。基金に対する考え方と推移について。議第27号 財産の処分については、土地の価格についてなどの質疑応答がございました。

次に、討論において、議第14号の美山支所耐震工事实施設設計委託料において、今後の施設管理及び利活用の関係、議第18号の道路改良工事関係及び情報系クライアントパソコン更新事業の計画において、反対討論がありました。

採決の結果、付託されました議第1号、議第2号及び議第4号から議第9号、議第11号から議第13号、議第25号、議第27号の議案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。また、議第14号と議第18号については、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、総務産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 御苦労さまでした。

続きまして、厚生文教委員会委員長 吉田茂広君。

○厚生文教常任委員会委員長（吉田茂広君） それでは、厚生文教委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、3月12日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第1号、議第3号、議第10号、議第14号から議第24号及び議第26号、議第28号の所管に属する条例案件3件、補正予算案件4件、予算案件8件、その他案件1件の16議案を議題とし、審議を行いました。

主な質疑において、議第14号 平成25年度山県市一般会計補正予算（第7号）（厚生文教関係）では、臨時保育士賃金の減額理由と当初予算の積算方法について。出産祝金事業と新生児出産祝金事業の内容について。老人福祉施設入所者措置費生活扶助費と、福祉医療一般の扶助費の減額理由について。議第18号 平成26年度山県市一般会計予算（厚生文教関係）では、弁護士謝礼に関する業務内容について。臨時福祉給付金給付事業の国庫補助率と対象人数について。外出支援のため購入する公用車の使用形態について。放課後児童クラブ利用児童の施設別人数及び土曜日利用の希望人数と周知の方法について。障がい者自立支援事業の扶助費に関する各事業の内容について。児童扶養手当給付対象者の人数について。子育て世帯臨時特例給付金給付事業の内容について。子育て短期支援事業の内容について。特定不妊治療費補助金の対象となる治療内容について。

学校施設など公共下水道接続の計画について。緊急雇用創出事業における買い物不便地域活性化事業内容と、今後の計画について。教員相談員、教育サポーターの増員の根拠について。小学校スクールバス業務委託費の増額理由について。私立幼稚園就園奨励費補助金の増額理由について。特色ある学校づくり補助金の内容と実績について。指定管理委託料の内容と積算根拠について。議第20号 平成26年度山県市介護保険特別会計予算では、一般会計と基金の繰入金の増額と今後の推移について。議第28号 指定管理者の指定についてでは、指定管理委託の期間についてなどの質疑応答がございました。

討論においては、議第28号 指定管理者の指定について、反対討論がありました。

採決の結果、付託された議第1号、議第3号、議第10号、議第14号から議第24号及び議第26号については、全会一致で原案どおり可決すべきと決定しました。また、議第28号については、賛成多数で原案どおり可決すべきと決定しました。

以上、厚生文教委員会の審査報告とさせていただきます。

失礼いたしました。1カ所抜けましたので、追加をさせていただきます。

議第18号 平成26年度山県市一般会計予算（厚生文教関係）でございますが、ピッコロ療育センターの受け入れについて、その質疑もございました。

以上で厚生文教委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 御苦労さまでした。

各常任委員会委員長報告が終わりました。

日程第2 委員長報告に対する質疑

○議長（横山哲夫君） 日程第2、委員長報告に対する質疑。

ただいまから、各常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 質疑はないものと認めます。よって、これもちまして、質疑を終結いたします。

日程第3 討論

○議長（横山哲夫君） 日程第3、討論。

ただいまから、議第1号から議第28号までの討論を行います。

討論の通告があります。

反対討論をどうぞ。

恩田佳幸君。

- 1番（恩田佳幸君） 議第14号 平成25年度山口市一般会計補正予算（第7号）のP7ページ、繰越明許費補正について反対討論をさせていただきます。

質疑でも一般質問でもさんざん発言してまいりましたが、具体的な計画が来年度決められていないのに繰越明許をする理由がまずないと思われまので、減額補正をして、しっかりと計画を立て直してから予算を上程し、執行していただければと思います。

繰越明許をしないといけない理由を質疑や一般質問で2点ほど挙げられたと思いますが、合併特例事業の継続性の観点から繰越明許をしないといけないという答弁がありましたが、国や県に確認しても、そのような見解はないということはもう確認できているはずで、農振の除外をしないといけないから繰越明許をするという理由も、もともと農振はその地域にかかっていたのですから、平成25年の当初予算を組む時点からこの農振除外は十分にわかっていたことからこの計画性が不十分だと思いますので、ぜひ減額補正をして、しっかりと市民の皆さんにも理解がされるような計画を立て直していただきたいと思います。

以上、反対討論とさせていただきます。

- 議長（横山哲夫君） その他、討論の通告はありませんでした。

賛成討論はありませんか。

吉田茂広君。

- 3番（吉田茂広君） ただいまの繰越明許費補正、保健福祉広場整備事業、すなわち国体馬術場跡地の整備に関する繰越明許に対しての賛成の立場から討論させていただきます。

本会議でいろいろこれは議論をしましたが、執行部の説明では、農振除外をして、それで来年度、繰越明許をしながらきちんと整備をしていくということでございました。

馬術場跡地に関しましては、私のほうにもこういうことにしてほしい、ああいうものをつくってほしいというようないろいろな話も来ております。馬術場の跡地ということできざまな整備に対する制約はございますでしょうが、一刻も早く整備をしていただくということで、来年度、きちんとやっていただきたいというふうに思います。

また、先ほど産業建設委員会の委員長からも御報告がございましたが、議第14号の一般会計の補正予算に関しましては、その件に対して特に反対の討論も質疑もないようでもございました。以上の事柄から、賛成の立場で討論をさせていただきます。

以上です。

○議長（横山哲夫君） 次に、反対討論はありませんか。

寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 委員長報告をされた委員長が賛成討論をするというのは極めてイレギュラーかなと思って聞いていましたけど。

私は反対討論をいたします。

議第14号の25年度の補正予算の7号、それから、議第18号の26年度の当初予算、その関係でおのずからということですが、議第28号の指定管理者の指定という3つの議案について反対いたします。

これからその理由を順次説明させていただきますけれども、まず、議第14号の補正予算、資料3ですけれども、ここで6ページに繰越明許というところがあります。ここの一番上のところに、美山支所の、当初提案された議案では耐震補強計画策定業務委託料154万7,000円というふうにありました。これは、委員会の審査が済んだ後、また訂正ということがされて、美山支所耐震工事実施設計委託料であるというふうに修正され、委員会もそこは議論しました。もともと、当初この提案のときの記載の事業名、耐震補強計画策定業務委託料というのは780万円ですけど、これは25年度の当初予算ということで、昨年3月、この議場で一応可決しました。その後、閉会後の3月28日に臨時議会が開かれて、25年度予算から落として24年度の補正予算にすると、かつ24年度の繰越明許にするというような極めて特殊な経過を経た案件だというふうに受けとめています。

ともかく、25年度中に委託、計画策定がされて、成果物は昨年9月10日に納入されたという説明は委員会でありました。その成果物の中には、もし耐震工事をするならおおよそどれくらいかということで、概算4,600万円の工事費が必要であろうという数字があるということも委員会で説明がありました。ということは、実際に耐震工事をするとなら4,600万円かかるということが私たちはわかったわけです。

そもそもこの建物についてどうするかという議論が十分にされているのかということについて、以前から疑問があります。非常に古い建物で、合併して10年、使わないフロアがたくさんあるということで、しかもいろんなことが議論されながらも利用されていないです。かつ現時点でも、次の利用の見込みは全く立っていないわけですね。ほとんど倉庫状態ということです。そういう段階で耐震の工事の実施計画という形でこの年度末に補正予算を上げて、かつ同時に、昨年と同じようにすぐに繰越明許にして、年度がかわってから委託しましょうというふうにとれるわけですけども、そのことについて、通常行政というのは、実施設計をしたらそのまま次の年度には事業費をつけるというの

が普通のパターンです。次の年にやるつもりがなければ上げてこないわけですから。

そういうふうにと考えると、あの特殊な建物が長く使われておらず、かつ今後、有効に使う見込みがない、そういう段階では、4,600万円という耐震工事費がかかりますよというところが出てきた段階で、じゃ、どうするのか。1つは、さらに使うなら耐震工事費、それから、何らかの活用のための改修工事費が要するというところ。それから、あの状態で毎年幾らコストがかかるのかということ、1つコスト計算をされなければいけない。それから、維持費。対して、あそこを壊して適切な建物に建てかえる場合の除却費に建設費、それから維持費という、将来の維持費ですね、コンパクトだから非常に安いと私は思いますけど、その比較がされて初めて、じゃ、耐震の実施設計に行こうということになるべきであると考えます。しかし、今回はそれをせずに実施設計に行ってしまうということで、これはもうそのまま耐震工事をして、あの状態で長く使うということにしかたないであろうという懸念を強く持ちます。

そういったことから、私は、予算を上げた、多分多数決で通るんでしょうね、ここの議会。繰越明許になったとして、すぐに業者に発注するんじゃなくて、現状で利活用した場合の改修工事費も含めて、維持費も将来を含めてどれくらいかコスト計算をして、それから、仮に壊して新しい手ごろなものをつくった場合のコスト計算、維持費も計算して、その比較をした上で、実際に予算執行をするかどうかやっていただきたいということを強く思っています。そのためには、ここできちっと反対をしておかないと、このままずっと行ってしまおうだろうという意味で、あるべき姿を提案しつつ、反対をいたします。

しかも、ここは旧美山町の本庁舎ということで、地元の方にも非常に愛着があると思う。その辺のことももちろん考慮して、コスト計算したものを住民の皆さんに提示して、どうしようということも必要だと思います。そういったことをきちっとされてから、実施設計に入るのか、あるいは不執行にするのか、その決断をすべきであるということで、ここで私は安易にこれを認めることはできません。

それから、もう一点ありますけれども、この繰越明許費の欄にありますけれども、本会議でも質疑いたしましたけれども、振興券ですね。これについて時効の問題はどうなのかということをお聞きしたら、条例では定めていない、いついつ期限、いついつまで有効ですよと要綱に定めてあるというような答弁でした。すると、通常法律の解釈では、一定の法律あるいは条例で定める、これこれこういうものですよ、これはいつまで有効ですよということは、条例で定めてあればそれは有効ですけど、定めてなければ普通はそれは民法の考え方に戻るだろうと私は思っています。それについて検討しますと

ということでしたが、きょう時点までに何ら説明がない。ということは、私は時効の問題が払拭されていないので、ここに出てくる振興券を繰越明許にするということ、そこに考えられる行政の背景、そこは間違っていると言うしかない。時効が1年後の10月にできないとなれば、これはもうずっと毎年たくさん繰越明許にしていくということになりますので、行政はそんな認識を持たずに、これは秋で失効ですよという意味の繰越明許ですから、やっぱりそこは間違っているというふうに言わざるを得ない。きちっと説明があつて、時効でこうやって消えていきますということならともかく、それは何らなかったですからということですね。

次に、議第18号の26年当初予算ですけど、何点かありますが、まず、下水の接続。合併浄化槽の下水接続ということです。これは、12月議会でもこの議会でも市長にお尋ねしたところですけども、市長や副市長が12月に不適切な状態だと、公共下水が開始になったエリアにある市の合併浄化槽施設を下水につないでいないことは不適切だという答弁がされています。それでその後、一部の施設については予算化されていますが、残り4分の3の施設についてはこの当初予算に上がっていないということは、市が違法状態を継続するという事です、予算上はね。そういったことがある。少なくとも私は、市は全ての分、接続するという予算を計上するべきである、それが本来であるというふうに考えます。

議会の答弁では、組合と業者、そこの話し合いを継続しているということの話はありましたが、それは、交渉はともかく、年度中のこととして、予算としては全部かえる、違法状態を直ちに解消するという姿勢を出すべきである。しかし、それが多くの部分は予算に計上していないということは、間違っているというふうに考えます。

予算ですから、昨年も一昨年も同じ状態だったということの指摘もありました。私はここ山形市が、下水エリアになった区域の合併浄化槽を下水につないでいないということを知ったのは一昨年でした。24年度の決算のときに他の議員からそういったことを初めて聞きました。そのときは、単純に下水道法や条例違反だということは認識しました。そういうことで、昨年の12月議会で、25年の12月議会で、一般質問するために11月に担当課の皆さんと話し合った。その中で、その時点、今時点もそうですけど、合併浄化槽の維持管理費は幾らなのか施設ごとに出してくださいということ、それから、仮に接続したら当然水道の使用料に応じて下水の使用料が発生しますから、それもすぐ試算できるので、それを出してくださいということで、一覧表を出してもらいました。私が一覧表から足し算、引き算をして計算したところ、毎年500万円弱の損害が出ているということは初めてわかりました。

ということで、私は単に法律に違反してつないでいないよということだったら予算の問題ではないけれども、損害があるということがはっきりしたので、この予算では損害がまた同じように継続するから、私はこの予算に未接続を理由に反対するということがあります。

もう一点、接続工事をすれば当然工事費がかかりますよと。お金が要るじゃないですかという意見、あるいは、つなげば浄化槽は要らなくなるから、その撤去費が要るよという意見があると思います。しかしそれは、早目につなげば毎年加算の損害はそこで終わるわけですから。接続が遅くなるほどに毎年の500万円近くの損害はどんどんふえていくわけですから、いつかやらなきゃいけないことは早くやったほうが損害は少ない、これは明らかです。撤去もそういうことです。

もう一点、市民の皆さんにはちゃんと全部自分で工事をやって、撤去もやってくださいということになっているわけですから、市も市民も一緒ですから、何ら市だけがおくらせてもよいとか、工事費が高いなんていう話ではない。市民も同じことをやっているわけです。違うのは、市民の人は法律や条例に従って接続をし、費用を払っている。市は払っていないと。だから、この予算はやっぱりだめだというふうに言うしかありません。

それから、予算の中で、特別会計の剰余金の問題です。これも昨年の9月議会でお尋ねし、この本会議でもお聞きしましたけれども、法律に基づいて、一般会計や特別会計の剰余金が出た場合は、2分の1以上を2年以内に基金に編入しなさいというルールがあるわけです。これはもう日本中そうなんです。ところが、山口市は、一般会計はともかく、特別会計についてはそれがやっていないと。具体的な数字も過去の議会で説明がありました。じゃ、この予算で私はそれが修正されるのかなと思って期待していたんですが。なぜか。市長は、法律のとおりにするようにしますという答弁をここでされたからです。ところが、その答弁に反して、予算には全く上限がないという、そんなものが出てきています。私はこれはきちっと清算すべきであると。しかも2年だから、25年度の方はいいですよ、来年調整しなくても、再来年でいいから。じゃ、24年分以前は少なくともこの時点できちっと一旦、清算されなければならないわけです。2年以内というルールなんだから。それが全然出ていないわけですから、やはり基金の編入の問題、これもやっぱり反対せざるを得ないということです。

次に、反対しなければならない理由として、道路改良工事費があります。これは、予算の概要説明では道路改良工事費は市内一円が対象ということの説明があり、非常に大きな額が出ています。25年度、ことしの予算は1億3,000万円余りでした。新年度の予算

は161%増の2億9,170万5,000円となっています。2.6倍です。このような大きな予算を道路費に回す余裕があるのかという疑問があります。

例えば、先ほど委員長報告にもありましたけれども、職員のパソコン約300台、これは以前一斉更新したので、ことしかえなきやいけない。担当課からは、そのための予算五千数百万円が出てきた。ところが、予算査定の段階で、それを3年で更新するというふうに減額しました。それが1,800万円の今回の予算ですけれども、今パソコンというのは、大体四、五年で更新しないとちゃんと仕事するために動いていかないよとされているのが常識なんです。それを3年にしたら、5年目はことし3分の1更新、6年目、7年目と持ち越すという。今の時代、パソコンがちゃんと動かなければ職員の仕事ができない。そこはもうはっきりしています。そうだったら、道路費をこんなにふやさずにパソコンの更新を一気に、過去と同じで一気にやりましょうというだけのことです。1年で計画するものを担当課が言ってきたときに、査定で3分の1ずつですよと、1,800万円ずつですよというふうにしちゃった。一方で、道路費はどんと伸ばす。これはもう明らかに予算の使い道を間違っています。他の部分でもそうです。

ですから、私は今申し上げたパソコンの3年更新にももちろん反対ですけれども、基本的に、道路費にこのように大きなお金を使ってしまうことがいけないというふうに考えます。もちろん自治会の要望とか地域の要望、道路が改良されるということは非常にいいことだと思いますが、逆に道路という性質からして、それは毎年コンスタントに少しずつやっていくしかないわけです。地域要望を満たすということも。ということは、おのずからこれくらいのベーシックな予算額でいきますよと、順番にやっていきますという基本線と理念がなければならぬはずなんです。それが、前年というか、ことしの2.6倍にぽんと予算をつけました。これは全くの理念もないというふうに言うしかありません。市長のばらまきでしょう。しかも来年、市長選挙があると考えれば、その前の年に多くの地域に市の道路費を使って、私がよくしましたよと言いたいというふうにとられても仕方ない予算なんです。これが多少の増減ならともかくということでもあります。そういう意味で、私は今回の大幅に増加した道路改良費、これはとても賛成できません。

次に、市の体育施設の指定管理についてですけれども、これも質疑でいろいろとお聞きしましたが、基本的にスポーツ団体などの使用料を免除にするというようなことです。どうも委員会でのお話を聞いていると、過去にもそういうふうにしてきましたと。その免除分については、過去も今年度も含めて、市が指定管理団体にいわば払っていました。新年度からはさらにその免除分の範囲を広くするので、その分はまた同じように加算して払いますという説明を初めて聞いて、びっくりしました。

仮にそれがいいとすると、指定管理団体は使用料を集めたり保管したりする手間も減るわけですから、少なくともその分は減額すべきであった。極めて小さく見たとしても。でも、過去それをやっていないわけでしょう。しかも、新年度もそれをやるつもりがない。到底これは、指定管理者にちゃんときちっと精算すべきなのに、市がお金で全部上げているということは間違っています。市が損をしているわけです。という観点があります。

それから、そもそも指定管理は、指定管理が独自の発想とか仕事の仕方、PRの仕方
で利用者をふやしていきましようという発想がある。施設の管理と、もう一つ、利用の
増進です。その意味において、じゃ、ここがどういうふうに来てきたのか。それは確
かに市がいろんな設備をよくしてきたから、しかも市民のニーズがだんだん今ふえてい
る時代ですから、利用者はふえています。その1つが無料化もあるわけでしょう。免除
するということもね。そういう中で、ふえているのに本当に指定管理者の努力でふえた
ということが見えてこない。見えてこないということは、指定管理者がちゃんとこちら
が希望したとおりの仕事をしていないんじゃないかというふうに私は考えます。

それから、さらに、例えば、管理は草刈りも全部やりますというようなことで、過去
のこの議会で、指定管理する施設をふやすときも答弁があったと記憶していますけれど
も、聞くところによると、スポーツ少年団の一部は、自分たちで従来どおり草取りもや
っていますよというところもあると聞きます。そうすると、それは当然、指定管理料か
ら差し引かなければならないはずなんです、それもされている気配もない。という意
味で、山口市は指定管理者に対して、極めて過剰に払っている。いわば金銭的にも払い
過ぎであろうというふうに見えてきます。そういった意味でも、指定管理関係の予算、
特に体育設備については、私は認めることはできません。

以上のようなことから、新年度予算には反対いたします。

もう一点、議第28号の指定管理者の指定という、今の体育施設の指定管理の対象をさ
らにふやすということについても、今申し上げたような、使用料をどうするのかとか、
管理部分の実態に合わせて減額をすべきなのにしていないということは、対象施設が広
がれば、ふえることはあっても減ることはないと言うしかありませんので、あわせてこ
の28号にも反対するしかないというふうに考えます。

以上、反対討論といたします。

○議長（横山哲夫君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第4 採決

○議長（横山哲夫君） 日程第4、採決。

ただいまから、議第1号から議第28号までの採決を行います。

最初に、議第1号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第2号 山口市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第3号 山口市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第4号 山口市職員定数条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第5号 山口市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第6号 山口市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第7号 山口市手数料条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第8号 山口市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第9号 山口市法定外公共物の管理条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定するこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第10号 山縣市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第11号 山縣市消防長及び消防署長の資格を定める条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第12号 山縣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第13号 山縣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第14号 平成25年度山県市一般会計補正予算（第7号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議がありますので、本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（横山哲夫君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり決定されました。

議第15号 平成25年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第16号 平成25年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第17号 平成25年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第18号 平成26年度山県市一般会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定するこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議がありますので、本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（横山哲夫君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第19号 平成26年度山県市国民健康保険特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第20号 平成26年度山県市介護保険特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第21号 平成26年度山県市後期高齢者医療特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第22号 平成26年度山県市簡易水道事業特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第23号 平成26年度山県市農業集落排水事業特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第24号 平成26年度山県市公共下水道事業特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第25号 平成26年度山県市高富財産区特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第26号 平成26年度山県市水道事業会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第27号 財産の処分について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第28号 指定管理者の指定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

- 議長（横山哲夫君） 異議がありますので、本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（横山哲夫君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 特別委員会の中間報告について

- 議長（横山哲夫君） 日程第5、特別委員会の中間報告についてを議題とします。

議会改革特別委員会並びにまちづくり特別委員会から中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りいたします。

本件は、特別委員会から申し出のとおり、中間報告を受けることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、それぞれの特別委員会から中間報告を受けることに決定しました。

初めに、議会改革特別委員会委員長 尾関律子君。

- 議会改革特別委員会委員長（尾関律子君） 議長の許可を得ましたので、議会改革特別委員会の中間報告をいたします。

本委員会は、地方議会の本来の役割と議会の権限、議会組織の運営と制度等について調査・研究をまいりました。

平成25年度において、第1回を昨年5月29日に開催し、議会放映について制作会社の職員より説明を受け、審議いたしました。また、原案である議会基本条例の検討も行いました。

第2回を昨年7月5日に開催し、議会放映のDVDを試聴し、審議を行いました。議会基本条例の原案については、第5章の議会と市長の関係について重点的に審議しました。

第3回を昨年8月22日に開催し、議会放映の日程及び放映時間等について検討しました。

第4回を昨年9月27日に開催し、議会基本条例の第6章の議会の機能強化について審議しました。

昨年10月には、第1回目のテレビ放映として平成25年第3回定例会本会議の提案説明並びに一般質問をCCN（12チャンネル）とCCN（11チャンネル）で放送いたしました。

第5回と第6回を昨年11月14日と12月3日に開催し、議会基本条例原案の全体について、細部にわたり検討をしました。

昨年の12月には、第2回目の放送となる平成25年第4回定例会本会議の提案説明並びに一般質問の放送をいたしました。本委員会として、さらなる改善に努めてまいりたいと思います。

第7回を本年1月21日に開催し、総務課長の出席を求め、議会基本条例の素案について、法制執務的な観点から意見を求めました。

第8回の開催は本年2月5日、6日と亀岡市へ研修に行き、議会基本条例制定までの経緯、留意点等について調査・研究をしてまいりました。

第9回の開催は本年2月14日に開催し、第1章の総則から第9章の評価と見直し手続まで、全体を通して協議をしました。

本委員会としての意見を確認し、今後も議会基本条例制定に向け、審議していくことになると考えています。

以上、議会改革特別委員会の中間報告といたします。

○議長（横山哲夫君） 御苦労さまでした。

次に、まちづくり特別委員会委員長 武藤孝成君。

○まちづくり特別委員会委員長（武藤孝成君） 議長の許可をいただきましたので、まちづくり特別委員会の中間報告をいたします。

本委員会は、平成25年度において5月31日に第1回を開催し、市内の東海環状自動車道路建設工事現場と恋洞企業誘致事業の現地を視察しました。また、新しく設置された企業・起業支援室の業務内容について説明を受けました。

第2回を7月10日に開催し、第2次山県市総合計画、農業振興地域整備促進協議会、都市計画審議会について説明を受けました。

第3回を8月23日に開催し、第2回で説明を受けたことに対して質疑を行いました。

第4回を11月11日に開催し、岐阜女子大、黒見先生から、インターチェンジ設置のインパクトとまちづくりについて講演を聞き、研修をいたしました。

第5回を11月18日に開催し、インター周辺及び庁舎周りのまちづくりについて、各委員から意見を聞き、委員会が提言するまちづくりについて審議をいたしました。

第6回を12月2日に開催し、所管事務等の調査のため、他市への行政視察研修につい

て審議をいたしました。

第7回を1月28日に開催し、可児市へ行政視察を行い、市民によるまちづくり委員会の開催や、民間企業による工業団地の開発、集客力ある大型産直市場の設置など、市民や企業が可児市発展のために頑張ってみえることが研修できました。また、帰庁後、提言書作成及び内容について審議をいたしました。

第8回を2月17日に開催し、これまで調査・研究を行い必要と認めたことを提言書にまとめ、新たな山県市まちづくり施策の構築のため、市長へ提言書を提出しました。

その後、市長からは、東海環状自動車道の供用開始に向け、都市計画の整備ができるような体制づくりと予算の確保が必要であると考えていますとの話を聞くことができました。

以上で、まちづくり特別委員会の中間報告といたします。

○議長（横山哲夫君） 御苦労さまでした。

日程第6 議員の派遣について

○議長（横山哲夫君） 日程第6、議員の派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、会議規則第160条の規定により、議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、議員の派遣につきましては、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

○議長（横山哲夫君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて会議を閉じます。提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定を賜り、まことにありがとうございました。

これにて平成26年第1回山県市議会定例会を閉会といたします。長期間、大変御苦労さまでした。

午前10時52分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山 県 市 議 会 議 長 横 山 哲 夫

山県市議会副議長 石 神 真

4 番 議 員 上 野 欣 也

8 番 議 員 尾 関 律 子